板殖大學論系

政治・経済・法律研究

第 26 巻 第 1 号

2023年10月

論文	
高度成長期金型製造業における協同組合構想の変遷 平山 勉	(1)
現代における問題解決型警察活動の意義	
〜'reactive' から 'proactive' へ〜	(17)
情報の消去・毀損目的と不法領得の意思	
東京高判平成30年9月28日を契機に - ・・・・・・・・・・・・ 大塚 雄祐	(47)
「カレツキ体系」について 松谷 泰樹	(65)
拓殖大学 研究所紀要 投稿規則	(93)
「政治・経済・法律研究」執筆要領	(95)

高度成長期金型製造業における協同組合構想の変遷

平 山 勉

要 旨

本稿の課題は、高度成長期のプラスチック金型製造業で展開された協同組合構想を通して、それを必要とした条件と組合結成までの変遷を概観することにある。この構想は、東京地区所在の当該金型製造業者を中心として結成された組合(任意団体)によって、1950年代後半と1960年代後半の2度に渡り議論されたものであった。そのため、同組合の協同組合化に向けた活動を軸に、それぞれの時期における当該製造業を取り巻いた生産条件や経済・政策環境の変化を念頭に置きながら、協同組合構想の変遷を考察した。

分析の結果、① 1950 年代後半からの構想は、設備投資調達難に悩まされていた当該金型製造業者が、急速な市場の拡大に対する対応の必要性や、先行する他地域との競争関係のなかから、その打開策として議論を開始したたこと、②その過程で、第1の課題であった資金調達の問題が、金融環境の変化や行政からの施策開始によって緩和されていき、その意義を失い議論が消滅していったこと、③ 1960 年代中盤に労働力市場が逼迫して、労働者の獲得や既存の労働力の定着が困難になっていき、その問題の解決策のひとつとして中小企業近代化促進法を援用した協同組合構想が再燃したこと、④ 1950 年代後半の議論の過程で構築された組合化の基盤が、1960 年代後半の協同組合化において結成を円滑に進展させる役割を果たしていたこと、が判明した。

キーワード:高度経済成長期、機械産業、金型製造業、協同組合、産業発展

1. はじめに

本稿の課題は、高度成長期に関東地区のプラスチック金型製造業で展開された協同組合構想を通して、それを必要とした条件と組合結成までの変遷を概観することにある。当該製造業では、1950年代後半から1960年初頭と1960年代後半の2度に渡り、協同組合の設立が議論された。後述するように、1950年代後半からの議論は結実することなく消滅したが、後者の議論は1970年代初頭に結実することとなった。これらの議論は、東京地区所在の当該製造業者を中心とした関東プラスチック金型組合(以下、関プラと略すことがある)で交わされたものであった。当該組合は、1958年2月に結成されたものであり、1951年8月に資材の共同購入を目的に設立した東京都プラスチック金型協同組合を母体とした大規模な任意団体(結成時104社)であった(1)。従って、この2度の協同組合組織移行への議論は、ほぼ同一の主体によってなされたものであっ

⁽¹⁾ 平山勉「高度成長期前半における金型製造業の設備投資動向 — プラスチック用金型製造業を事例として — 」 『歴史と経済』 (政治経済学・経済史学会) 第197号, 2007年, 18-19頁。

たといえる。

それでは全く異なった結論を示したこれらの議論の差異は、如何なるものであったのであろうか。換言すれば、共同経済行為を必要としながらも結果的にそれを採用しなかった 1960 年代初頭と共同経済行為が実際に必要となった 1960 年代後半の生産条件や経済・政策環境の違いは何であったのかということである。この点を、それぞれの時期に解決が必要とされた課題とそれへの対応から考察していきたい。

その際、高度成長期前半のプラスチック金型製造業者の動向を把握するのに役立つのが平山の研究である。平山によれば、高度成長期前半の金型製造業の特徴について、1.設備投資の急速な進展と投資資金面の条件が整備されたこと⁽²⁾、2.「熟練」労働市場の相対的逼迫にともなって現有労働者を効率的に使用する生産体制、つまり生産工程の分業化が進展し、若年労働者に労働力構成をシフトするかたちで企業規模の拡大が進んだこと⁽³⁾、が指摘されている。

また、高度成長期後半のプラスチック用金型製造業における外注取引関係の変化とその効果の考察では、1960年代中盤以降の労働力不足にともなう雇用対策のなかで、独立を選択した企業への下請けが協同組合の結成により活発化したことが明らかにされる⁽⁴⁾。

これらの研究よれば、高度成長期に当該製造業の生産条件は大きく変化しており、本稿との関連でいえば、これらの生産条件の変化が1950年代後半からの協同組合構想に如何なる影響を与えたのか、そして1960年代中盤から1960年代後半に掛けて、高度成長期前半に形成された生産体制にどのような変化が起き、第2次協同組合構想に結びついたのかも検討していく。

これにより高度成長期におけるプラスチック金型製造業者の環境変化に対する対応を掴むことが出来るとともに、1970年代初頭に結成された協同組合結成までの当該製造業者の議論や展開を、従来の高度成長期の金型産業分析に加えることで、当該産業分析をより精緻化することができると考える。本稿ではこれらの視点のもと、高度成長期に展開された2つの協同組合構想の変遷を、その協同組合結成までの過程から検討していくこととする。

2. 第1次協同組合構想とその頓挫(1950年代後半~)

高度成長期における関東のプラスチック金型製造業者では、協同組合の設立が2度に渡り活発に議論された。当該製造業者による協同組合設立の1度目の試みは、1958年1月に、関東プラスチック金型組合が結成されたことを契機とした。同組合は、①プラスチック金型市場の急速な

⁽²⁾ 同上。

⁽³⁾ 平山勉「高度成長期前半の金型製造業における生産体制の再編」『経営史学』(経営史学会)第45 巻1号,2010年,28-51頁。

⁽⁴⁾ 平山勉「高度成長期後半の金型製造業における外注取引関係の形成 — 東京地区プラスチック用金型製造業を事例として — 」Research Paper Series (首都大学東京経営学系)No. 125, 2013 年, 1-27 頁。

拡大,②大規模資本の同製造業への参入,③1956年の日本金型工業会という全国組織が結成,という流れのなか⁽⁵⁾,中層零細金型業者が大勢を占める金型製造業者の競争力強化および日本金型工業会の受け皿となるべく東京近郊のプラスチック金型業者によって任意団体として組織されたものである。この関東プラスチック金型組合を協同組合に改組しようとしたものであった。

協同組合は、東京都内の組合の場合は東京都、近県を含める場合は東京通産局、全国的な場合は中小企業庁がそれぞれ認可する組合であり、その内容は1、独占禁止法の適用除外、2.共同施設設置の補助、3.商工組合中央金庫による融資、4.中小企業金融公庫による融資、中小企業信用保険による信用保管、5. 課税の免税、6.国との随意契約の許容というものである⁶⁶。そのため関プラでは共同経済活動が可能な組織への変革が目指されたといえる。

関プラを協同組合へ改組しようとした第1の要因は、当該製造業者が設備投資資金の調達難に 悩まされていたことにあった。当該期は金型市場が急速に拡大する一方で、1957年からの不況 にともない金融状況も逼迫しており、もともと中小零細企業が大勢を占め資金的に余裕の無い金 型製造業者にとって、設備投資に係る資金の融通はさらに困難な状況となっていた。そのため、 設備投資促進策のひとつとして協同組合への改組による金融活動や共同購買等の活動利益が求め られたのであった。

一方,関西地区のプラスチック用金型製造業者が,1949年に設備強化を目的として結成した大阪府金型工業協同組合を通じて,大阪府の設備近代化融資を受けるなど活動を積極化していたことも関プラの協同組合化への議論を後押した。関西地区の協同組合は,大阪硝子金型協同組合やセル金型協同組合と相互連携をとり,1957年11月に全国組織として結成された日本金型工業会へいち早く参加することで,同工業会で実施される施策を受ける体制を整えただけでなく,同工業会を通じて関係官庁に働き掛ける体制をも形成しつつあったのである(7)。

こうした投資資金や金融環境,他地域同業者との競争関係を背景にして、関プラにおける協同組合への準備は急速に進展していった。創立3ヶ月後の4月には、経営委員会内に協同組合に関する研究を行う部門がつくられ、地域ごとに創設した8つの支部で協同組合の説明とそれを採用した際の利点が確認されていった。特に、金融活動とともに設備共同購入や共同受注への関心が高く、これらの活用によって高価な機械の購入や低稼働率の設備の効率向上が期待されていた。

また、この活動によって、組合設立当時、当該金型製造業者が「個別バラバラな状況であり、 互いの顔も知らない状況であった」という状況から、関プラ設立と協同組合構想の開始によって 急速に同業者が接近したことを意味するとともに、これらの企業が協同組合の設立を必要とする ほど当該期の設備投資意欲が大きかったことを物語っていた。

協同組合構想は、翌年1月になると、各支部が概ね協同組合設立に賛同し、設立準備のための

^{(5) 『}プラスチックタイムス』 1957 年 1 月 13 日。

⁽⁶⁾ 関東プラスチック金型組合『組合のあゆみ』No. 13, 1961 年, 22 頁。

⁽⁷⁾ 日本金型工業会『30年のあゆみ』1987年, 27頁。

出資金が積み立てられるなど、その方向性が確定していく。その後も 1961 年に協同組合研究委員会が新たに設立され、目標出資額や金融事業の際の割当て額等細かな部位がつめられるなど、 当該製造業者による関プラを頂点とした地域ごとの協同組合設立は目前となっていった。

しかしその一方で、この協同組合構想の進展と並行して、協同組合組織を採用する第1の要因であった設備投資条件が大きく変化した。当該製造業者では1950年代後半より、機振法による開銀融資や租税特別措置法による特別償却制度と機械償却年度の短縮とった政策の対象に選定されるとともに、関プラ、日本金型工業会による工作機械の割賦販売の開始や都道府県設備近代化資金の有効活用、などの設備投資条件が整備されていった⁽⁸⁾。また1960年代初頭には、景気の回復と金融緩和といった循環の変化によって中小零細企業である当該製造業者においても間接金融に依存できるようになり⁽⁹⁾、その借入金利も低下していき、設備投資条件は一気に好転することとなった。さらに、生産管理の面では、生産工程の分業化が進展し、工程ごとの専門性が高まったことで、すべての作業に従事する万能工に依存する生産体制から脱却することが可能になり、若年労働力の獲得による従業員規模の拡大が可能となっていた⁽¹⁰⁾。すなわち、市場の急速に拡大に対して、物的資本および人的資本の両面において、個別企業でもある程度対応が可能な状況へと環境が変化したのであった。

そして、これら個別企業の生産力向上の条件が整備されていく過程こそが、関プラにおける第 1 次協同組合設立の構想を急速に薄めていく要因となり、1962 年以降には、関プラの委員会において協同組合構想は議題に挙がらなくなり、消滅していくこととなった。こうして当該製造業者における第 1 次協同組合構想は、頓挫することとなったのである。以下では、1 度消滅した協同組合構想が 1960 年代後半に再燃するまでに起きた生産条件の変化を確認していく。

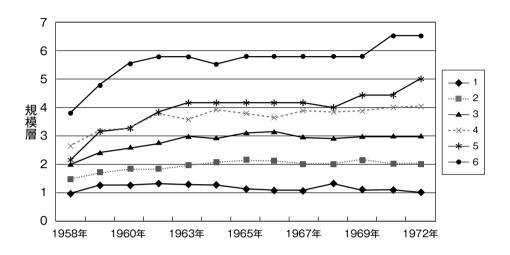
⁽⁸⁾ 前掲書「高度成長期前半における金型製造業の設備投資動向——プラスチック用金型製造業を事例 として——」17-22 頁。

⁽⁹⁾ 同上, 24頁。

⁽¹⁰⁾ 前掲,「高度成長期前半の金型製造業における生産体制の再編」。

3. 1960 年代中盤における生産条件の変化

3-1. 労働力不足の表面化(11)



出典:関東プラスチック組合「会員名簿」より作成

注 :規模 1=4 名以下,2=5-9 名,3=10-19 名,4=20-29 名,5=30-49 名,

6 = 50 名以上,規模 7 は 100 名以上(1971 年から集計)

図1 従業員規模の推移

図 1 は、1958 年から 1972 年の企業規模の推移を示したものである。同図は、1972 年の企業規模から 1958 年に遡ってその推移を捉えたものとなる。また、規模層は、規模層 1=1-4 人、規模層 2=5-9 人、規模層 3=10-19 人、規模層 4=20-29 人、規模層 5=30-49 人、規模層 6=50-99 人、規模層 7=100 人以上、を示している。同図によると、1950 年代後半から 1960 年代前半にかけて増加の程度に差異はあるものの全規模層で企業規模を拡大させていること分かる。前述したように当該期には、生産工程の分業化によって熟練工から若年工へのシフトが進展し、従業員の獲得が比較して容易になった時期でもあった。

⁽¹¹⁾ 平山勉「高度成長期金型製造業における労働市場逼迫への対応」『経営と制度』首都大学東京経営 学系,第12号,1-28頁,2014年3月に詳しい。

表1 従業員規模別求人状況

	年月	1964.4-67 3	67.4-68.3	68.4-69.3	69.4-70.3	70.4-71.3	71.4-72.3
1企業平均	採用予定者数		568	644	594	323	335
	採用者数	1905 (635)	365	481	653	425	264
	離職者数		154	2 31	312	368	464
50人以上	採用予定者数		11.5		2067	7	
	採用者数	75	10		2433	773	
30から49人	採用予定者数		714		411	262	
	採用者数	225	4		667	338	
20から29人	採用予定者数		52		42	2	
	採用者数	17	28		3	2 75	
10から19人	採用予定者数		327		62	187	
	採用者数	814	2		167	2 75	
10人以下	採用予定者数		1		325	214	
	採用者数	51	167		3	1.6	

出典:平山勉『高度成長期におけるプラスチック金型産業の発展』雄松堂(2015年)

関東プラスチック金型組合労務委員会編「労務実態調査報告書」,1967 年から 1972 年より作成

注 : 1964 年 3 月から 1967 年 4 月採用者数の括弧内に示した数字は 1 年平均の採用者数である。

しかし、1960年代中盤になると、企業規模拡大の傾向が停滞し始めることとなる。同図からもその傾向は読み取れ、企業規模の推移も1960年代初頭までとは対照的な動向を示した。当該製造業において1960年代中盤より企業規模拡大に陰りが見え始めた要因は、第1に若年労働市場が逼迫したことであり、第2に労働者の退職が増加したことにあった。

表1は、1964年4月から1972年3月までの当該製造業者における従業員の採用予定者数、実際の採用予定者および離職者数を企業規模別に示したものである。1964年4月から1967年3月までの採用者数は19.05人であり、1年間の平均雇用者数は約6.3人であった。同期間の採用予定者が不明なため労働力の不足状況を把握できないが、1963年の東京都におけるプラスチック金型製造業に対する調査では、従業員数14名のG社の採用数が1963年より予定採用数を下回り、また従業員数36名のC社、同24名のE社が、1964年に予定採用数が充足できていないことが示されている(12)。また、表1において1967年の1企業当たりの採用者が予定者を約2名も下回った状況を考慮すれば、1960年代中盤の労働者雇用が決して簡単でなかったことが推測できる。そして、1967年度に引き続き68年度も予定採用数は充足されることはなかった。規模別傾向としては、1967年度から推察する限り、全体的な採用困難のなか中小零細層に比べ規模の大きな層は概ね予定採用人数を獲得できていた。これは、1960年代初頭の従業員増加過程で開拓した採用地域とルートの多様性に規模間の差異が現れたと考えられる(13)。

一方、離職者数に注目すれば、一貫して増加する傾向を示していた。1967年度から1969年度

⁽¹²⁾ 東京都経済局総務部調査課『プラスチック金型工業の実態分析』1964年。

⁽¹³⁾ 前掲,「高度成長期金型製造業における労働市場逼迫への対応」5-6頁。

までの従業員増加数(採用者 – 離職者)は、約2名であったが、1970年度には、増加人数は約0.5人となり、1971年度には、採用者数2.64人を離職者数が2名も上回り、企業当りの従業員数は減少した。前出の1963年の調査においても1960年代初頭、把握可能企業でコンスタントに退職者が存在していた(14)。

		1年未満	1~3 年未満	3~5 年未満	5 年以上
50 人以上	1970 年	6.33	3.00	2.50	2.25
	1971 年	7.40	6.00	4.75	2.50
30~49 人	1970 年	4.67	3.67	2.67	3.00
50~49 八	1971 年	5.00	4.71	5.67	6.00
20~29 人	1970 年	2.75	2.80	2.00	7.50
	1971 年	5.33	4.00	1.67	3.50
10 10 1	1970 年	4.29	2.50	1.20	7.20
10~19 人	1971 年	3.00	3.13	2.20	3.17
10 人以下	1970 年	1.50	1.57	1.00	1.33
	1971 年	1.50	1.25	2.00	1.33
₩. T. ₩.	1970年	4.14	2.62	1.75	4.29
総平均	1971 年	4.38	3.61	3.24	3.50

表 2 勤続年数別離職者数

出典:関東プラスチック金型組合「中小企業集団労務実態調査報告書プラスチック金型製造業」1970, 1971 年度より作成。 平山勉 『高度成長期におけるプラスチック金型産業の発展』雄松堂, 2015 年。

表 2 は、1970、71 年における離職者状況を勤続年数別の示したものである。表 1 とはやや時期が異なるが、同表から退職者の性質を確認していくこととする。ここでまず総平均値に注目すれば、1971、72 年ともに 1 年未満と 5 年以上で退職する労働者が多いことが確認できる。前者は入社後間もない退社であり、3 年未満で退職する従業員を含めると 1970 年で 6.76(4.14+2.62)人、1971 年では 7.99(4.38+3.61)人と、もともと零細性の高い産業にとっては非常に高い値となっている。作業年数の少ない労働者が退職する理由については、「若い労働者が定着せず、他の大企業やサービス業に吸収されていく」という言葉からも窺えるように(15)、中小零細企業が大勢を占める金型製造業者よりも魅力的な雇用機会が増加したことが一因であった。また、表 2 と同じ調査では、短期間で退職する理由について作業内容に関する不理解、不満、人間関係、将来に対する不安などの問題も挙げられていた(16)。

次に5年以上経験の労働者の退職についてみれば、総平均で1970年4.29人、71年では3.50

⁽¹⁴⁾ 前掲、『プラスチック金型工業の実態分析』。

^{(15) 『}合成樹脂新聞』1967年12月18日。

⁽¹⁶⁾ 関東プラスチック金型組合労務委員会「中小企業集団労務実態調査報告書プラスチック金型製造業」1970年, 11 頁。

人であり、1971年に至っては、1年未満の勤務に続いて高い値を示していた。さらに、従業員規模でみると、10~19人の層では、5年以上勤務の退職者が70年に7.2名、71年に3.17名と、項目のなかで一番高い数字を示しており、20~29名規模では1970年の7.5名、30~49人規模では1971年の6名も同様の傾向を示している。関東プラスチック金型組合における調査では(17)、5年以上の勤続者の離職は、「自己の評価に対する不満、自信過剰あるいは引き抜きに場合が多い」と指摘されていた(18)。また、当該期に金型製品市場が拡大したことも、自己評価の対する不満を抱える労働者の離脱、独立を促す要因となっていた。例えば成形加工業者では、当該期の「金型の不足」「納期を遅延」を解決する策として、金型企業に在籍する労働者を独立させて、同製造業者向けの金型を製造させるといった方法が一部でとられていたという(19)。労働者が自己評価に不満を抱えていても、他に選択肢がなければ離職や移動は困難になり、定着率は大きく低下しない可能性がある。しかし、金型供給不足の表面化によって需要部門が供給力増加を強く求める状況下で、転職や独立が比較的容易な環境が形成されていたのである(20)。

	総人員 A	就職者B	退職者C	差 D (B-C)	不足数 F	増加率 D/A	C/A 移動率	不足率 F/A
1~9人	55	11	6	5	20	9.0%	10.9%	36.3%
10~19人	129	50	42	8	62	6.2%	32.5%	48.0%
20~29人	175	35	19	16	31	9.1%	10.8%	17.7%
30~49人	182	51	27	24	44	13.1%	14.8%	24.1%
100 人~	390	76	40	36	0	9.2%	102%	0.0%
合計	931	223	134	89	157	9.5%	14.3%	16.8%

表3 1965年10月~66年9月の従業員増加率および移動率

出典:関東プラスチック金型組合労務委員会編「労働実態調査報告書」1967年、17-22頁。

: 平山勉『高度成長期におけるプラスチック金型産業の発展』雄松堂、2015年。

その結果、1960年代中盤の金型製造業者の労働者不足は深刻化することとなった。表3は労働者の増加、移動、不足の状況を示したものである。同期間の退職者数は、全体で134人であり、総人員931人の14.3%がこの1年間に退職していることわかる。そのため従業員増加率は、就職者数223人に対して、退職者数が134人となり9.5%(89人)となった。また企業規模別にみると10~19人の層の退職率が32.5%と、他の企業層が10%前後であるのに対し高い割合を示している。増加率は、30~49人の層を除いて10%を切るという状況となり、同期間に金型製造業者が充足したいと認識していた従業員数(不足数)は、100人以上の企業を除き、19人以下の

⁽¹⁷⁾ 同上。

⁽¹⁸⁾ この時期、問題となった引き抜きは、関東プラスチック金型組合以外の金型企業と金型の内製を行う成形加工業者による従業員の引き抜きであった。『プラスチックスタイムス』1971年1月11日、関東プラスチック金型組合「内室製作所から関東プラスチック金型組合宛の手紙」(1967年)

^{(19) 『}合成樹脂新聞』1968年4月8日。

⁽²⁰⁾ 前掲,「高度成長期金型製造業における労働市場逼迫への対応」14頁。

企業では36%から48%,20人以上の企業では約18%から24%の不足となった⁽²¹⁾。

以上のよう 1960 年代中盤以降の当該製造業では、労働者の採用および定着が難しくなったことで企業規模を拡大して需要増加に対応するという 1960 年代初頭に可能であった優位性が弱化していった。この労働者の増加の困難と、必要人数をも補えないほどの労働力不足の顕在化が、当該製造業者に労働問題を中心とした構造改善の必要性を強く認識した要因のひとつとなったのであった。

3-2. 省力化設備の導入と限界(22)

労働問題を中心とした構造改善を達成するために当該期に注目されたのが、高性能機械への投資による省力化であり、1960年代後半、当該製造業の労働力不足が顕在化するなかで強く認識され、その導入が検討され始めることとなった。前述のように、当該製造業者では、1967年頃より予定採用者数を充足出来なくなっていたことに加え、労働者の定着率も悪化していた。このことによって、当該製造業者では限られた労働者による生産性向上が課題となったのである。業界誌でも、「これ(労働力不足一筆者)をどう乗り切って行くかが問題なのだが、それをカバーするために高能率機械をはじめとする設備の充実は各業者ともかなりやっているようだ」と指摘されているように(23)、労働力不足を設備投資によって克服する必要性は認識されていた。

当該期に注目された省力化設備は、倣い装置のついた旋盤やフライス盤、仕上げ工程をサポートする治具中ぐり盤や研削盤等の高性能機種とともに、放電加工機やNC工作機械等の省力化機械であった⁽²⁴⁾。実際、1960年代後半にNC工作機械を導入した藤本金型では、その設置によって工数の削減と作業時間の短縮が実現していた。同社では、1967年にNC装置「ファナック 260型」の設置により⁽²⁵⁾、「オス、メスを合わせると間違いなくぴったり入るというスリ合わせに手間をくう時間がゼロになる。従来、考えられなかったところで信頼度の高い仕事が段取りよく流れる。(中略)従来の工数に比べてトータル時間で2分の1ぐらいに短縮され」たという⁽²⁶⁾。これは、NC機が従来の工作機械では数工程にも及ぶ作業を1サイクルで仕上げることができ、加工工程で作業者の判断を要する個所が著しく削減されるためロストタイムを減少させ、さらにはプログラミングさえ正しく行なえば、高い精度で均一な製品を製作できるという特徴をもってい

⁽²¹⁾ 同上. 13頁。

⁽²²⁾ 平山勉「高度成長期後半の金型製造業における外注取引関係の形成 — 東京地区プラスチック用金型製造業を事例として — 」Research Paper Series(首都大学東京経営学系)No. 125, 2013 年, 1-27 頁に詳しい。

^{(23) 『}合成樹脂新聞』1968年8月19日。

⁽²⁴⁾ 前掲,『組合のあゆみ』No. 69,1970年, 8頁。

⁽²⁵⁾ 金型通信社『金型』1971-vol1,1971年, 76頁。

⁽²⁶⁾ 前掲,『金型』vol4, 1972年, 41-42頁。

たことに起因していた⁽²⁷⁾。そのため同社は、NC工作機械の導入によって、段取り時間の短縮、 すり合わせ工程の削減を通した工数の削減と作業時間の短縮が実現していた。

また、1971年の日本金型工業会『会報』からは、NC工作機械について次のような談話を見出せる。「金型産業におきましても、非常に人手不足といいますか、特に熟練工が足りません。統計資料を見ましても、今後機械工、仕上工が、20%~30%足らなくなるであろうと云われています。賃金の上昇では毎年、16%~18%と云う大幅なベースアップが続き、今後もまた同程度の賃金上昇が避けられないと予想されます。そういうことで、私どもとしてどうしても、生産性をあげて、コストダウンをはかり、人手不足を解消するために、省力化についても一生懸命やっていかないと、これからの経営が成り立たなくなるんじゃないかと痛感しているわけです。そのためには、工作機械のNC 化も積極的にはかっていかなければならないと非常に関心を持っているわけです⁽²⁸⁾。」この記事からも当時の当該製造業者が、深刻な人手不足と賃金の上昇問題の解決手段としてNC 化に注目していることがわかる。

しかし、その一方で、省力化を可能にする機械への投資は、「高いといった1つの例は、NC機械をあげたわけですが、そういったものは設備しても、簡単にはそれが生産には結びつかない(中略)ご存知のように金型は1つの工作機械を入れれば、それですべての金型の製作に間に合うというものではありませんからね。ですから、いろいろの機械を使っての総合的なものですから、機械の設備の効率といいますか、効果を考えないと、それこそ万歳してしまいます」という言葉からも窺えるように(29)、NC機械設置には効率的な側面がある一方で、投資効率の問題も抱えていたのである。この発言のなかにある「高い」という表現は、高度成長期前半の設備投資需要の増加過程で、機械工業振興臨時措置法にともなう開銀融資や租税特別措置法にともなう特別償却の実施、都道府県による設備資金の貸付や工作機械工業における割賦販売の普及といった資金的条件が整備されていたことを考慮すれば(30)、投資資金の制約というよりは、費用対効果、つまり専門性が高く高価な設備に対する投資とその資金回収の可能性との関連から発生していたといえる。それは金型製造業が単品生産完全受注という特性を持ち、あらゆる受注に対応するために複数の優秀な機械を必要とするため、他産業と比較して機械個々の稼働率が自ずと低くなるという特徴を持つ産業であることに起因したものであった。実際、中小企業の経営指標では、高度成長期における製造業全体の固定資産回転率は年間6回転であった一方で、金型製造業のそれは

⁽²⁷⁾ 日本開発銀行「数値制御工作機械 — その開発および普及における諸問題 — 」『調査月報』1968 年、66-67 頁。

⁽²⁸⁾ 日本金型工業会『会報』No. 2, 1971年, 2頁。昭和精機浪江氏の談話。

^{(29) 『}プラスチックスタイムス』 1969 年 10 月 6 日。名輝製作所・黒柳勝太郎氏の談話。

⁽³⁰⁾ プラスチック製造業7社における1965年から1967年の年平均投資額は316万円であり、その投資資金の源泉として、原価償却の活用と東京都からの貸付が有用に利用されていた。『合成樹脂新聞』1968年3月4日。

約3回転であった $^{(31)}$ 。また時期は少しずれるが1963年のM社における設備機械稼働率をみると、旋盤やフライス盤、形削盤、平削盤といった汎用工作機械の稼働率が $60\sim70\%$ を示していたのに対し、研削盤やラジアル・ボール盤、放電加工機といった省力機械、専門加工機械のそれは $5\sim30\%$ という値であった $^{(32)}$ 。

表 4 健全企業と欠損企業の経営状況

1967年

	健全	欠損
経営資本対営業利益率 (%)	11.2	-4
売上高対営業利益率(%)	8.7	-51
固定資産回転率(%)	3.3	2.6
従業員1人当平均加工裔(一ヶ月、千円)	1,134	761
加工高対人件費比率(%)	46.7	53.6
—————————————————————————————————————	44,200	34,000
	384	528

出典:中小企業庁『中小企業の経営指標』1967年より作成。

そのため省力・専門加工機械に対する投資は、投資費用に対する効果が重要であり、そもそも固定資産回転率の少ない金型製造業にとって固定費を増加させるリスクをともなうものであった。表4は、1967年の金型産業における健全企業と欠損企業の財務内容について労務費と固定資産に着目したものである。従業員1人当たりの平均機械装備額は健全企業384万円に対し、欠損企業528万円と後者の設備が150万円程度高いことが分かる。しかし、固定資本回転率は、欠損企業2.6に対し、健全企業3.3と健全企業の方が固定資本の使用効率がよい。一方、人件費は欠損企業が健全企業よりも10、000円ほど低いにもかかわらず、加工高対人件費比率は7.1ポイント高く50%を超えていた。これは積極的な設備投資を実施しても、機械の回転率が低下してしまい、その投資が加工高の増加に直結しなければ、たとえ人件費を低く設定することができたとしても、損失を被ってしまうことを示している。

このように、もともと固定資産の回転率が他産業と比べ低くならざるを得ない特性をもつ金型 製造業者にとって、効率的ではあっても回転率の低い設備投資の行き過ぎは、他産業以上に経営 を圧迫する要因となる可能性が高まることを意味しており、労働者不足や労働コストの上昇に対 して、個別企業が高価な専門性の高い省力機械や専門加工機械を投資して対応することの難しさ あらわすものであった。

⁽³¹⁾ 中小企業庁『中小企業の経営指標』1967年。

⁽³²⁾ 関東プラスチック金型組合「金型工業実態調査表」1963年。

4. 協同組合に関する議論の再燃と結成

以上のような、1960年代中盤以降の金型製造業者に求められる生産条件の変化のもと、1960年代後半に協同組合構想が再燃することになった。1968年に関東プラスチック金型組合が行った調査からは当該製造業者が再び協同組合への改組を必要した要因を窺うことができる⁽³³⁾。同調査によれば、当該期に構造改善が必要であると認識していた企業は、68社中55社(全体の80.9%)であり、その理由としては、労働力の確保、技術革新などに対応できる力をつけるため(40社)が第1位となっている。その実施方法については、共同化(協同組合)が29.4%、協業化(協業組合)が26.4%、業務提携が20.6%、共同出資による新会社設立が13.2%、工場の団地化が7.4%であった。このように、労務対策・技術革新を要因として全体の65.8%を占める企業が、法律に基づく団体の設立を挙げていた。

このことについて関東プラスチック金型組合理事の勝浦氏は、「(新卒)人間が減るのが絶対であって、しかも人手のいる業種だ。しかも、小規模企業が多い。こういう条件を考えた場合にどうしたらいいか。(中略)いま巷でいわれております企業合同の形とか、協業化の形とか、そういう行政力に基づいた対策をとらざるを得なくなる可能性もある」と述べており(34)、労働力不足を打開するひとつの方策であったといえる。また、同調査では、構造改善で行う事業内容について、共同工場の設置が30.9%、福利厚生施設の共同化、求人の共同化が20.5%となっていた。そして、共同工場で如何なる加工を重点的の行うかの設問では、特殊加工、特に、放電加工、電鋳加工等が41票中28票を占めていた。このことからは、労働力不足への対応を前提として、特殊機械に対する投資の必要性が認識されていたことが窺えよう。

当該期に検討された協業化、共同化は、中小企業近代化促進法によって裏付けられたものであり、同法は、産業の国際競争力を強化する必要のある業種を政令で指定して、その業種の実態調査に基づく近代化計画を策定して、実施に必要な金融、税制上の措置を講じることによって、業種単位で中小企業の近代化を促進するという内容であった(35)。1948年の中小企業庁設立時の政策が個別の企業を対象とする企業政策であったのに対して、1963年の中小企業基本法及び中小企業近代化促進法では、再び業種が政策の切り口として浮かび上がってきている。また、中小企業が大規模な近代化設備を導入するためには事業の共同化又は相互扶助のための組織の整備、工場、店舗等の集団化などが有効であるとして、これらを円滑に実施するために必要な施策を講ずるものとされた。このような共同化、集団化を重視するという考え方は、企業規模が小さいことが金融調達の不利につながり、設備の近代化、合理化を進めるための障害になるという側面が強

⁽³³⁾ 前掲,『組合のあゆみ』No,68,1970年, 6-10頁。

^{(34) 『}合成樹脂新聞』1968年4月8日。

⁽³⁵⁾ 松島茂「中小企業政策の変遷と今後の課題」『日本労働研究雑誌』労働政策研究所, 2014年, 9頁。

調されていた⁽³⁶⁾。

実際、1967年の『中小企業白書』の「昭和42年に講じようとする施策」では「中小企業が激しい構造変動に直面しようとしている。現在、個々の中小企業がお互い力を合わせて過労競争を防止しつつ事業規模の適性化を図っていくために、協業化、共同化を中心とする構造改革事業については政府としても資金助成、指導等あらゆる施策を総合的、集中的に投入し、その強力な推進を図っていく必要があるとしていた。そして、中小企業者が力を合わせて協業化、共同化し、設備近代化や、事業規模の適性化を達成すること」によって「個々の中小企業では、実現が不可能なコストダウンが可能となるほか、技術水準の向上、信用力、市場開拓の強化、求人難の緩和等の効果も期待できる」としている(37)。近代化政策が個別企業の設備近代化を目指すのに対して、高度化政策は複数の企業が集まって協業化を目指すものとなっており、協業化による適性規模の実現は中小企業基本法が制定された1963年から重点施策として挙げられていたが、1960年代後半に協業化が施策の柱として打ち出されたのであった。

金型産業が中小企業近代化促進法の対象業種に指定されたのは1965年であり、その方向性は、生産品目の専門化および協業化を推進するために、①品種ごとの地区別にグループ化を行う。②グループ化の軸として、トライアウト設備の共同設置を促進する。③グループ内において、生産品目の調整を行うことを検討する。ことが中小企業の構造改善を促すための施策として推進されたものであった⁽³⁸⁾。当該製造業者は、同法に基づき協同組合を設立するため1960年代初頭の協同組合構想の過程で構築された地域別支部で対応が協議していくことになった。1968年には、品川地区で共同組合設立のための準備貯金が開始されることとなり⁽³⁹⁾、さらに東上支部のおいても地域グループによる協同組合の設立が検討され目標1,000万円で3年間に渡り積み立てが行われていった⁽⁴⁰⁾。1970年代に入ると、71年12月に京浜支部在籍の12社によって京浜プラスチック金型共同組合が実際に設立され⁽⁴¹⁾、1971年10月5日には、品川支部の17社によって東京プラスチック金型協同組合が結成されたのであった⁽⁴²⁾。

金型製造業における協同組合の主な活動を京浜プラスチック金型共同組合の事業内容から窺えば,①組合員の取扱うプラスチック用金型の共同受注および受注斡旋,②組合員の取扱う事務用資材、副資材および工具、消耗品の共同購入、③組合員に対する事業基金の貸付(手形の割引を

⁽³⁶⁾ 同上。

⁽³⁷⁾ 中囿桐代「中小企業政策における協同組合の位置づけに関する一考察」『社会教育研究』、第9号、1989年、55頁。

⁽³⁸⁾ 前掲,『組合のあゆみ』64号, 1969年, 42頁。

⁽³⁹⁾ 同上,『組合のあゆみ』創立 10 周年記念 1968 年, 19 頁。

⁽⁴⁰⁾ 同上. 『組合のあゆみ』 70 号. 1970 年. 11 頁。

⁽⁴¹⁾ 同上,『組合のあゆみ』69号,1971年,38頁。東豊製作所,古澤金型製作所,渡辺金型,東製作所,蒲生製作所,大工原製作所,丸善精機,丸和精機,清美製作所,ミナト金型 前掲,『金型』第1号,1971年,83頁。

⁽⁴²⁾ 前掲,『金型』6号 vol2, 1972年, 53頁。

含む)および組合員のためにするその借入、④組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結、⑤組合員の事務に関する経営および技術の改善向上または組合事業に関する知識の普及を図るための教育および情報の提供、⑥組合員の福利厚生に関する事業、⑦前各号の事業に付帯する事業等の事業を行うこというものであった⁽⁴³⁾。このような活動内容を基にして京浜プラスチック金型組合では、設立年に、一部資材の共同購入、金型の共同受注から事業を開始している。同組合の1971年度の受注斡旋見込み額は年間1,000万円であり、受注斡旋手数料は60万円、共同購入については金型鋼材、ボルト・ナット類、規格部品類および工具消耗品で5,120万円、自動車購入斡旋が10台、機械購入斡旋は5,000万円、金融事業として貸付4000万円を計画していた。これに対し、1971年の組合員相互間の受注斡旋実績は、3,720万円であり、共同購買は1億3,813万円の実績を残し、当初の計画を大幅に上回ることになった⁽⁴⁴⁾。

このように、1960年代後半に再燃した協同組合構想は、当該製造業者を取り巻く経営環境の変化と政府の中小企業近代化施策による協業化の推進が並行して起こったこと、また、1950年代後半の協同組合化の議論の過程で構築された下地があったこと、によって円滑に進められて行くことになったのである。

5. 結論と今後の課題

以上のように、金型製造業では、1950年代後半と1960年代後半の2度に渡り協同組合設立の必要性が認識され、設立に向けた議論が展開されていた。1950年代後半から議論されはじめた1次の協同組合化構想では、当該期に設備投資調達難に悩まされていた当該製造業者が、進展していた市場の拡大への対応の必要性や、先行する他地域との競争関係のなかから、その打開策として議論を開始したものであった。しかし、この議論は、その第1目的であった設備投資の資金調達の問題が、金融環境の変化や当該製造業に対する行政からの施策開始によって緩和されていく過程で、その意義を失い1960年代初頭には議論そのものが消滅することとなったのである。

しかしながら、1960年代中盤になると当該製造業を取り巻く生産条件が一変し、再び共同経済事業への関心は高まっていくこととなる。1960年代後半の協同化の議論を誘発したのは、労働力市場の逼迫による労働者獲得の困難と既存の労働力の定着性の悪化に対して、省力化投資(高性能・専門機械の導入)によって労働生産性の如何に向上させるのるかという課題からであった。選択のひとつとしては、眼前の制約に対して、1960年代前半と同様に個別企業で対応する方法もあったが、万能な機械ではない高価な高性能機械の導入は、零細性が強く、元来、固定資産回転率が他の製造業よりも低い当該製造業者にとって、投資効率が悪くリスクを高くする

^{(43) 『}プラスチックスタイムス』1970年11月21日。

⁽⁴⁴⁾ 前掲,『金型』第1号, 1971年, 83頁。

ものであり、個別企業での対応を困難にした。

一方, 1960年代中盤には,政府の中小企業政策として,協同化・協同化をその目的に含んだ施策が展開されはじめ,金型製造業者も1965年に中小企業近代化促進法の対象業種に指定されることになる。これに伴い,この法律に基づく協同組合構想が再燃することとなったのである。その際,協同組合化の議論を円滑に進める役割を果たしたのが,1950年代後半の議論の過程で構築された組合化の下地であった。1970年代に入ると,地区別の単位で協同組合が結成されていき,当初の計画を上回る実績を示すこととなった。

この協同組合の結成は、以下の点でいくつかの面で意味があったといえる。まず、人材確保の 面では、労働力不足を解消するために、他の企業や個人と連携し、協業というかたちで労働力を 共有することができたことである。また、設備共同購入や共同受注などの活動は、高価な機械の 購入や低稼働率の設備の効率向上を図ることのできる有効な手段であり、高性能機を使用した金 型生産を後押しする役割を果たしていた。高度成長期後半期の金型製造業を対象とした先行研究 では、当該期の協同組合化の過程と結成によって、金型製造業者同士のアウトソーシングが活発 化・定常化したことが指摘されており(45),同業者間の取引は景気変動への対応を可能にする生産 体制の構築にとって重要な要素となっていた。例えば加藤の研究によれば、川上に行くほど需要 変動が大きくなるブルウィップ効果が強く効いている金型製造業者が「仲間取引」を利用するこ とで需要変動に対応しようとしていたことが検証されている⁽⁴⁶⁾。また斉藤は同業者取引によって 金型製造業の設備拡大リスクを軽減することを指摘している。同氏によれば、金型製造業者の取 引は、1. 組立メーカーからの直接受注、2. 成形加工業者からの受注、3. 同業者間の受注に大 別され $^{(47)}$. それが行われる理由として以下の3点にあったという。第1に、需要急増期に産業全 体の生産能力の増強が間に合わず、あるいは設備拡大のリスクを避けるために、同業者間でその 受注過剰分を融通しあうという景気変動にともなう場合。第2に、景気変動とはある程度無関係 に保有設備および技術・技能において得意な工程を分業的に担うことで、より品質の良い金型の 生産を目的とした場合。第3に、熟練技能者・技術者が減少するなかで、設計から型加工を行う ための設備が高度化・高額化しすべてを自前で揃えるのが困難になってきたことである。単品完 全受注産業で繁閑の波が激しいとされる金型製造業にとって、同業者間の取引は、固定資産回転 率の低下を防ぐ役割を担うとともに、閑散期の受注を平準化する機能を持ったと考えられ、その 機能の基礎を提供した協同組合組織への移行が高度経済成長期後半の高能率機械への投資を緩和

⁽⁴⁵⁾ 前掲,「高度成長期後半の金型製造業における外注取引関係の形成 — 東京地区プラスチック用金型製造業を事例として — 」, 22-23 頁。

⁽⁴⁶⁾ 加藤厚海「産業集積における需要変動と取引の仕組み — 東大阪の金型産業の実態調査を通して — 」『芦屋大学論叢』、41、2005、3 頁。

⁽⁴⁷⁾ 斉藤栄司「「基盤産業としての金型産業」再論 — 日本的生産システムにおける金型産業の意味と 事業規模・取引関係について — 」 『経済学雑誌』, 100 (3), 1999 年, 188 頁。

する条件のひとつとなっていたといえよう。

以上の分析によって、従来の研究を補足することが出来たと考えるが、その一方で、課題も残されている。今後の課題に言及して結びとしたい。第1の課題は、協同組合への移行が、本稿で示した対応するべき課題(労働力不足にともなう省力化投資の推進)に対して、直接的な解決策となったかについての実証が弱いことである。引き続き実証可能な資料を探し精緻化していく。課題の第2は、金型製造業の協同組合組織への移行について、当該期の中小企業政策や協同化のなかでの位置づけに言及出来ていないことである。今後はこれらの課題を念頭に置きながら、高度成長期の金型産業の分析、引いては中小企業の分析を進めていくこととする。

(原稿受付 2023 年 6 月 21 日)

現代における問題解決型警察活動の意義

~ 'reactive' から 'proactive' へ~

渡 邉 泰 洋

要旨

1970 年代アメリカでは犯罪激増状況の中で、旧来の警察活動ではこの状況に対処できないとして、新しい警察活動が提案された。これは問題指向(problem-oriented)型と呼ばれ、たんに警察は発生した犯罪に対応するだけの方策を改め、その根本原因である地域問題の解決をめざす警察内部の意識改革が必要であるとされた。その後、若干の変遷を経て、現代では、問題解決(problem-solving)型警察活動が世界的な広がりを見せている。問題指向型は警察内部の意識改革を刺激するものであったが、問題解決型は実際に地域問題を解決して、住民の不安感を緩和し、「生活の質」を向上させるというきわめて実践的であるという点に違いがある。

他方で、現代において、AI活用による犯罪予測業務も警察活動の一部になりつつあり、英米を中心に発展している。わが国でも若干の都道府県警察で犯罪予測が実務上取り入れられ、稼働している。なかでも一部の警察は、予測された地域における警察パトロールの強化にとどまらず、当該地域に根を張る犯罪原因を解決して、持続可能な地域安全を図る試みを検討している。

もっとも、問題解決型活動は警察だけで実施するのは困難であり、多機関協働など多くの課題が横たわる。実際、わが国では、問題解決型活動の導入が進んでいるとはいえず、今後は、英米の事例などを学び、この活動を推進すべきと思われる。そこで、本稿では、問題解決型警察活動の推進に向け、どのような課題を解決しなければならないかを検討する。

キーワード:問題解決型警察活動,警察改革,犯罪予測,AI活用,多機関協働

1. はじめに

問題指向型(problem-oriented)ないしは問題解決型(problem-solving)の警察活動の必要性が提唱されてから久しい。実際、その主唱者ハーマン・ゴールドシュタイン(Herman Goldstein)が「警察活動の改善~問題指向型アプローチ(Improving the Police; Problem Oriented Approach)」という名の論文を発表したのが1979年であった⁽¹⁾。1970年代と言えば、まさしくアメリカでは犯罪激増の時代であり、ほとんどの警察機関は犯罪対応が困難な時期を迎えていた。そうした中で、ゴールドシュタインは、警察が伝統的な組織運用に拘泥するあまりに警察活動が十分に機能していないことを指摘し、新たな視点の警察運用を提案したのである。こ

⁽¹⁾ Herman Goldstein (1979), Improving Policing: A Problem-Oriented Approach, *Crime & Delinquency 25*, pp. 236-258.

れが問題指向型警察活動であった。もっとも、わが国の文献では、このテーマに関する論文は少なく、海外の活動を紹介するにとどまっている⁽²⁾。

その内容については後述するが、問題指向型ないし問題解決型の警察活動は、こんにちのように犯罪状況が安定している時代においても、その必要性は変わらない。とくに、わが国のように犯罪減少期においても、必ずしも地域住民の犯罪不安感が改善されない状況においては⁽³⁾、これらの警察活動は強く要請されているものと思われる。

なお、本稿は問題解決型という名称を採用するが、場面によっては問題指向型と混在する場合もみられる。一般的には、問題指向型と問題解決型の警察活動は同義として議論されている。しかし、後述するように、歴史的にみると、ゴールドシュタインが呼称した問題指向型は警察の組織運用の改善に主眼があるのに対して、問題解決型は文字通り地域問題の解決、そしてそれに続く住民不安感の改善に向けられているがゆえに、本稿では区別し問題解決型を意識して議論する。

問題解決型警察活動の現代的意義は、犯罪予測の場面で強く発揮される。なぜなら、犯罪予測は一般的には、将来の犯罪発生地点を予測し警察活動の抑止活動の強化を図るものであるが、しかし、そのような抑止活動のみでは一時的な犯罪削減は可能であっても、当該地域の恒久的な安全の維持は困難であると考えられるからである。つまり、実際同一場所における犯罪発生が何度も予測される場合が少なくなく、そのような場合、当該地域の根底には犯罪を誘発する長期的で固有の深刻な問題やトラブルがあると考えられ、この問題やトラブルに対する解決アプローチを実施しないかぎり、犯罪問題は終結しないし、地域住民の不安感も解消しないからである。その意味で、犯罪予測に根差して地域における抑止活動を行うと同時に、さらに地域問題にも取り組む警察活動も求められるのである(4)。

そこで、本稿はわが国において、問題解決型警察活動がどのような場面に必要で、それをどのように適用できるかを考察する。

⁽²⁾ 離谷大学犯罪リサーチセンター (翻訳)「問題指向型の警察活動が犯罪と治安紊乱に及ぼす効果」 (https://crimrc.ryukoku.ac.jp/campbell/library/pdf/crimejustice/26_r.pdf), 吉田如子「警察の正統性追求と警察活動の低下」法社会学研究 69 号 (2008 年) 183 頁以下, 自治体国際化協会「米国におけるコミュニティ・ポリシングに関する調査」(2007 年)、松尾庄一「警察における問題解決型アプローチ」警察政策学会資料第 99 号 (2018 年) 46 頁以下, 島田貴仁「問題解決型活動の導入に向けて」警視庁子ども・女性の安全対策に関する有識者研究会提言書 (2017 年) 72 頁以下 (https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/kurashi/anzen/anshin/kodomo_josei_anzen.files/3.pdf) など。

⁽³⁾ 渡邉泰洋「犯罪不安感」守山正・小林寿一(編著)『ビギナーズ犯罪学』(2016年,成文堂) 434 頁以下では,2002年以降,わが国は犯罪減少傾向にありながら,他方で住民の犯罪不安感が解消し ていない点を指摘した。

⁽⁴⁾ その例として、わが国では神奈川県警察本部が実施している犯罪予測はホットスポット地点の抑止のみ限らず、最終的には地域問題の根本的解決をめざすとしている(神奈川県警察本部編調査報告書『産学官連携による人工知能を活用した犯罪・交通事故発生予測技法の調査研究』2019 年28頁)。

2. 警察活動に関する議論の推移

(1) 警察活動の歴史的推移

欧米の警察活動の歴史を概観してみると、初期、すなわち 17 世紀イギリスの警察における第一次機能は、夜間における犯罪や秩序違反行為の監視であったとされ、個々の警察官は市民の間では'watchman'(あるいは'night watch')と呼称され、社会的秩序を乱すこれらの行為に対する抑止機能が期待されていたという⁽⁵⁾。しかし、その後、警察に続く検察、裁判所、刑務所などの刑事司法機関が整備され充実するに従い、警察の機能は変化し、犯人検挙に重きが置かれるようになったのである。

その結果、少なくとも 1940 年代から 1970 年代にかけてアメリカでは、警察機関の主要な戦略は、①ランダムなパトロール、②迅速な事件対応、③補充的な犯罪捜査であった^⑥。要するに、これらの3つの戦略は、法執行を通じた犯罪統制が主眼とされ、それによって警察の法執行力を最大限に高めることが企図された。すなわち、その根底には、犯罪事件の発生を契機に、犯人を検挙し、刑罰を科するという刑法適用の手続によって犯罪は抑止されるという、一方で一般市民に対する一般抑止、他方で犯罪者に対する特別抑止が意識されたのである。まさしく、事件が起きた後に「犯人を捕まえる」という事後的 'reactive' な警察活動が主流となった。

そのような伝統的な警察活動では、ランダム・パトロールや迅速な事件対応が同時に結びつく 利点が強調された。つまり、ランダム・パトロールは、個別地域担当の現場警察官が特定地区を まさしくランダムに、いわば思いつくままに警察車両や徒歩で巡回する方式であり、これによっ て現場で犯行場面に遭遇すればその場で迅速に対応でき犯罪の実行が抑止され、あるいは犯行現 場から逃走中の犯人の検挙も可能になる。また、警察が近くで活動していることを知れば犯行者 は犯罪を控えるはずであり、そこで抑止効果が期待できるとして、徒歩のパトロールよりも車両 による巡回が好まれた。他方で、市民も地域のいたるところで制服の警察官を見かけることで安 心感が得られると考えられたのである。

実際、このようなランダム・パトロールについては、治安維持にとってその重要性を称揚する研究者も少なくなかった。その一人、わが国の交番制度を研究したデイビッド・ベイリー(David Bayley)は、1970年代のわが国の犯罪状況に関し、交番勤務の警察官が郵便夫のように地域を毎日定時に巡回することで地域の安全が保たれ、この結果、日本は良好な治安を維持しているの

⁽⁵⁾ George Kelling and James Q. Wilson (1982), The Broken Windows: The Police and Neighborhood Safety, *The Atlantic Monthly*, March, pp. 33.

⁽⁶⁾ Richard Wortley and Michael Townsley (2017), Environmental Criminology and Crime Analysis 2nd ed. Routledge, pp. 227.

だとして、日本型のランダム・パトロールを賛美した(7)。

さらには、警察活動に基づく事後対応を重視する見解もみられる⁽⁸⁾。なぜなら、補充的な犯罪捜査の点では、警察官が時間をかけて証拠を収集することで、確実かつ迅速に検挙率を高める効果が得られるからである。その結果、確実な処罰が可能となり、これは潜在的な犯行者からすれば脅威であり、犯罪者に対する強力な一般抑止力とともに、事件解決による市民の安心感も獲得でき、市民の支持も得やすい。このような考え方は、いわば刑罰依存型の犯罪予防策であり、のちに「割れ窓理論」に基づいて考案された「ゼロ・トレランス(zero tolerance)」政策⁽⁹⁾と一脈通じるものがある。

このように、当時は強制力の執行を背景に、強権的な警察力が犯罪の抑止力になると信じられていたのである。しかしながら、このような警察戦略が1960年代後半から生じたアメリカ社会の犯罪激増現象に無力であったことは統計が示すところである⁽¹⁰⁾。そこで、登場したのがゴールドシュタインの警察改革、それに基づく問題指向型警察活動であった。

(2) ゴールドシュタインの「問題指向型」概念

まず,ゴールドシュタインの「問題指向型警察活動」に関して,同概念がどのような経緯で提唱され、どのような意義がみられたかを確認したい。

繰り返しになるが、1970年代、ハーマン・ゴールドシュタインは、上記のような事後対策 (reactive)型、事件主導 (incident-driven)型の警察活動が機能不全に陥っていることを指摘し、警察改善による新たな枠組みを提唱した⁽¹¹⁾。つまり、警察改善のために「問題指向型警察活

⁽⁷⁾ David H. Bayley (1976), Forces of Order; Police Behavior in Japan and the USA, University of California Press. なお、この訳書として、新田勇他訳『ニッポンの警察~そのユニークな警察活動』 (1977年、サイマル出版社)。 なお、ベイリーはアメリカの警察官は「消防夫」型であり、通報しないかぎり対応しないとして、ランダム・パトロールを日常的に実施する日本の「郵便夫」型と対比した。

⁽⁸⁾ たとえば, Gary Cordner and Robert Sheehan (1999), Police Administration. や John P. Crank (1998), Understanding Police Culture, Routledge. などがある。

⁽⁹⁾ ゼロ・トレランス政策とは「非寛容政策」などと訳され、どんな小さな違反行為も見逃さないというもので、このような行為に対しても刑罰などの制裁を科すという厳罰的な方策であるが(小林寿ー「犯罪学の動向~アメリカ」守山正・小林寿ー(編著)『ビギナーズ犯罪学(第2版)』(2020年、成文堂)34,35頁)、批判も少なくない(Eugene McLaughlin and John Muncie (eds.) (2013)、The Sage Dictionary of Criminology 3rd ed., SAGE Publications, pp. 31-31.)。

⁽¹⁰⁾ 全米の犯罪統計によると、1960 年から 1980 年の間で人口 1,000 人当たりの犯罪発生率の概数ではあるが、暴行傷害 3.7 倍、殺人・傷害致死 2 倍、強制レイプ 3.8 倍、強盗 4.2 倍、住宅侵入盗 3 倍といずれも未曽有の激増傾向がみられた(Bureau of Justice Statistics, Crime in the US 1960-2004.)。

⁽¹¹⁾ Michael Scott et al. (2008), Problem-Oriented Policing and Environmental Criminology, Richard Wortley and Lorraine Mazerolle (eds.), Environmental Criminology and Crime Analysis, Willan, p. 221.

動」を提唱し、注目されたのである。これは当時の警察活動は旧態依然としており、直近の犯罪 激増状況に十分に機能していないことを批判し、新しい時代のニーズに適合する警察活動の改善 を提案したことに始まる。したがって、この議論を行うには、当時の伝統的警察活動がどのよう に行われていたかを知る必要がある。

この伝統的警察活動が事件主導型と呼ばれる所以は、上述したように、警察組織は救援を求める市民の緊急通報に対応することが最も重要であるとし、いわば事件発生を契機として活動を始動することに由来するからである。まさしく市民の要請があったときに初めて駆動する警察活動,事件発生に導かれる警察活動ということになる。この結果、警察は当該事件が発生した周辺をとくに幾度となく訪問し、個人や集団の反復犯罪行動が予想される場合、それを抑止するパトロール活動を招来することにもなった。しかし、このような警察活動は見方を変えれば警察資源、人的物的資源の浪費にも連なり、市民の満足も得にくい状況が生まれることとなったのである。

そこで、ゴールドシュタインは、このようなタイプの警察活動を強く批判した。要するに、法執行を中心とした犯罪統制のあり方に疑問を投げかけ、市民のニーズとの乖離を指摘したのである。これを彼は「目的より手段(means over ends)」症候群と呼び、会社の命による定時運行に努めるあまりに乗客を乗せるのを二の次にしたという定期路線バスの例にたとえ、警察はまさに組織の権威を優先させ、市民のニーズに応えることを後回しにしていると主張したのである(12)。

このような事件主導型警察活動では重大事件の解決に主眼が置かれるが、ゴールドシュタインの指摘によると、犯罪事件の大多数は軽微なものであり、また、そもそも犯罪ではない迷惑行為、秩序違反行為が大半を占めているという⁽¹³⁾。つまり、警察活動の対象は犯罪行為だけではないということである。また、法執行中心といっても、実際に警察官には多大な裁量権が与えられており、全ての刑法違反を厳密に処理しているわけでもない。言い換えれば、警察官が対応しなければならないのは非常に広範で種々雑多な犯罪行為ないしは非犯罪的な(犯罪には該当しないが人々にとって迷惑な)秩序違反行為なのである⁽¹⁴⁾。極端に言えば、伝統的な警察が法執行の対象としてきた重大事件はその警察活動のごく一部に過ぎないことになる。

ゴールドシュタインは、このような問題意識に基づき、上記のように伝統型、事件主導型の警察活動は事後タイプ 'reactive' であり、これに対して問題指向型の警察活動は事前タイプ 'proactive' と呼んでいる。もっといえば、近年の欧米の警察活動をみると、現代の警察活動は 'reactive' から 'proactive' に推移していると言ってよいであろう。犯罪発生前の段階において問題を解決することが重要であるという視点であり、犯罪発生後の対応では遅きに失するという

⁽¹²⁾ H. Goldstein, op.cit., p. 238.

⁽¹³⁾ Ibid., p. 244.

⁽¹⁴⁾ 渡邉泰洋「犯罪学における秩序違反行為研究の意義」拓殖大学論集(政治・経済・法律編)25 巻1号(2022年)75頁以下。

見方である。そのためには、地域課警察官の業務として、担当地域における問題の根源へのアプローチを行う必要があり、これがまさしく問題指向型警察活動の第一歩となる。

簡潔に言えば、問題指向型においては、担当警察官は、当該地域で固有の問題やトラブルを生み出している根源に対してアプローチを行うのである。しかも、地域問題の根源となる問題やトラブルはランダムに発生するというよりも、特定の時間・場所で多発する傾向にある。いわゆる地理的な「ホットスポット(犯罪多発地点)」を形成する。したがって、後述するように、地域根源問題にアプローチするには現場の状況分析が非常に重要であり、さらには地域関係者からの情報収集が必要となる。問題指向型警察活動がしばしば「ボトム・アップ」と呼ばれる所以でもある。

このようにみてくると、ゴールドシュタインは旧来の警察活動に対する批判から新しい警察イメージを構想して、警察改革の必要性を強調したのであり、それが問題指向型警察活動の提唱につながったものである。もっとも、本稿がテーマとする問題解決型警察活動の意図とは若干のニュアンスの違いが看取される。強いていえば、問題解決型警察活動は問題指向型の問題意識から出発し、さらに地域問題の解決なしには地域の犯罪問題の根本解決はないとする視点であって、指向型からさらに進化した発展形ともいえよう。この点は後述する。

(3) 問題指向型から問題解決型への展開

問題指向型にせよ、問題解決型にせよ、何にアプローチし、どのように分析するか、そしてその問題にどのように対処するか、実際にこの種の警察活動を実施するとなると困難な問題や課題が少なくない。アメリカでも、警察が当初描いていたのは、「問題に関連するデータを収集すれば、問題の核心が見えて可能な解決策が生まれるはず」というものであったが、実際には多くのプロジェクトが意に反するものであったという(15)。つまり、問題を分析し、対応策を見出す方法が曖昧だったのである。確かに、少数の優秀な警察官が担当した場合には戦略がうまくいく場合もみられたが、それを前提とした取り組みは失敗する例が続出したという。なぜなら、優秀な警察官が策定した戦略は他の警察官が詳細に理解できなかったからである。そこで、警察官の資質を高めるために、誰にも理解できる警察戦略が必要となったが、その本質に関する理論が求められたのである。

それに応えたのが環境犯罪学である。その主要理論がローレンス・コーエンとマーカス・フェルソン(Lawrence Cohen and Marcus Felson)の日常活動理論⁽¹⁶⁾ であった。というのも、この理論は、地域の固有問題に主眼を置いているかである。しかも、この理論が発表されたのは、奇しくもゴールドシュタインが「警察活動の改善」を発表した同じ年の 1979 年であった。その後、

⁽¹⁵⁾ Michael S. Scott et al. (2017), R. Wortley and M. Townsley (eds.), op. cit., p. 243.

⁽¹⁶⁾ Lawrence Cohen and Marcus Felson (1979), Social Change and Crime Rate Trends: A Routine Activity Approach, *American Sociological Review*, vol. 44, no.4, pp. 588-608.

日常活動理論は発案者だけでなく、いくらかの研究者によって改良が加えられてきた。その中で ラナ・サンプソン(Rana Sampson)が考案した問題分析トライアングルが知られる^⑴。要する に、フェルソンらの初期の指摘では、犯罪発生の条件は、①動機づけられた犯行者(motivated offender). ②格好の標的 (suitable target) の存在. ③監護可能な者の不在 (absence of a capable guardian) の3点とされたが、サンプソンは、これを①犯行者 (offender)、②標的 (target), ③場所 (place) の3点に置き換えたのである (18)。 簡単にいえば、この3点の1つでも 欠けると犯罪は発生しないことになる。そして、この図を加工して、さらにジョン・エック (John Eck) はトライアングルのもう一つ外側にトライアングルを作り、2重のトライアングル 「問題の三角形 (problem triangle)」を作成した⁽¹⁹⁾。これは、内側のトランアングルは犯罪を作 り出す要素、外側のトライアングルは犯罪を統制・抑制する存在を表示するものである。つま り、統制する可能性のある者と統制される者の関係を図示している。犯行者には「規制者 (handler)」, 標的には「監護者 (guardian)」, 場所には「管理者 (manager)」を対置させたこ とで、対策面として、誰に働きかければ犯罪を抑えることができるのか、どのように働きかけれ ばよいのかが明瞭になったのである。ここでは、これら三者を総称して、「制御可能者 (controller)」と呼ばれている。これらの概念の設定には、要するに、地域問題を根本から解決 するには、これらの「制御可能者」の役割が重要と考えられるからである。

(4) 問題解決型活動の対象

規制者、監護者、管理者(すなわち、「制御可能者」)はいずれも人や物の対象を統制する存在であり、いわば「後見人」のような役割を果たす⁽²⁰⁾。もっとも、後見人といっても、この場面では人とは限らず、物的な機器が後見人の機能を果たすこともある。その典型例として、CCTV (closed circuit television, 監視カメラ)がある。但し、人的な後見人が効果的に機能するのは、

⁽¹⁷⁾ Richard Wortley and Lorraine Mazerolle (2008), Environmental Criminology and Crime Analysis, Willan, p. 234.

^{(18) 1990} 年代前半, ラナ・サンプソンが警察学校の「犯罪分析」講義でこの発想を紹介したとされる。 それを実際に引用し、二重の三角形に修正したモデルを発表したのがジョン・エックである(John Eck (2003), Preventing Crime at Places, Lawrence W. Sherman et al. (eds.), Evidence-Based Crime Prevention, Routledge, pp. 241-294)。もっとも、その後、サンプソンはエックとともに、犯罪トライアン グルの修正版を公表している(Rana Sampson et al. (2010), Super Controllers and Crime Prevention: A Routine Activity Explanation of Crime Prevention Success and Failure, *Security Journal* vol. 23, no.1, pp. 37-51.)。

⁽¹⁹⁾ J. Eck, op. cit., pp. 235-236.

⁽²⁰⁾ Gloria Laycock (2012), Deciding What to Do: Adopting a Problem-Oriented Approach, Gerben Bruinsma and Shane Johnson (eds.), The Oxford Handbook of Environmental Criminology, Oxford University Press, p. 520.

統制者と被統制者の関係が個人的である場合である⁽²¹⁾。また、この後見人は有能(capable)であることが求められる。後見人が存在すれば自動的に規制できるとは限らないからである。とくに、下記の標的(潜在的被害者、被害対象物)に対する監視者の場面、たとえば、先のCCTVの例では、常時モニタリングをしている者、犯罪行為をモニター上で発見したら対応できる者がいなければ効果がない。人的後見人の例でも、子どもが幼児の頃には親や保護者が有効な規制者として機能しても、子どもが思春期や反抗期に入れば、経験的にみてその有効性は低下する可能性がある。以下の図1は、この問題分析トライアングルにおける統制者と被統制者の関係を示している。

①犯行者に対する規制者

規制者とは親、兄弟、友人、隣人、スポーツの監督、学校の教員など、犯行者が日常的に一定の関係を有し、ときに情緒的に従う一群の人々であって、犯行者を説得して行動を規制できる立場にある者である。とりわけ、典型的に親はその子どもが脆弱であることを知っており、犯罪や問題行動を止めるだけでなく、逆に種々雑多な危害や被害から子どもを守ろうとする。もっとも、一般的に言って、子どもは思春期を迎えると親や保護者を積極的に拒否する傾向がみられる。実際、世界的にみてどの国の統計でも、10代中盤から後半、思春期、反抗期において非行行為への傾斜がみられる。そのような状況においては、その規制力は弱まるものの、子に対する親の存在は規制者、後見人的に機能する可能性が依然として十分にあり、子どもの犯行に対しては親にその阻止を期待する構図がこのトライアングルの一部を構成する。

このような個人的関係は、しばしば社会学ではインフォーマルな社会統制の関係と呼んでいる⁽²²⁾。つまり、公権力に依存しないからである。もっとも、わが国でも、一定時期以降、子どもの不良行為や迷惑行為に関して、地域力が衰退するにつれて、親だけでなく、隣人や地域社会住民による統制力も弱まり、次第に公権力に扱われ、「問題行動」が公式に警察機関によって「非行」に格上げされる傾向が指摘されている⁽²³⁾。

他方で、当然ながら、このような警察機関などにおいて法的、つまりフォーマルな社会統制を 行う者、公権力を有する人々が存在する。警察官、少年院教官、裁判官、保護観察官などがこれ

⁽²¹⁾ Marcus Felson (1995), Those Who Discourage Crime, John Eck and David Weisburd. (eds.), Crime and Place: Crime Prevention Studies, vol. 4, Lynne Rienner Publishers.

⁽²²⁾ 研究領域は異なるが、近年のデジスタンス研究においても、このような情緒的な人間関係が構築されることで、累犯罪者が犯罪経歴を持続する中途で、犯罪を止める、いわゆる「足を洗う」契機になっているという研究がみられる (John H. Laub and Robert J. Sampson (2006), Shared Beginnings, Divergent Lives; Delinquent Boys to Age 70, Harvard University Press, p. 680. なお、守山正『イギリス犯罪学研究Ⅱ』(2017年、成文堂) 145 頁以下参照)。このような例として、結婚相手の妻、軍隊時代の上官、企業の上司などがある。また、保護観察官との出会いによって犯罪経歴から離脱した者もみられる。いずれせよ、このような制御可能者との出会いは犯罪抑止力を期待でき、したがって、問題解決型警察活動においても、このような制御可能者への働きかけは重要な要素になりうる。

⁽²³⁾ 所一彦「『増える』 非行とその背景」 法学教室 19号 (1982年) 98 頁以下。

に当たる。これらの規制者の存否は犯行者にとって、犯罪行動を実行するかどうかの判断に大き な影響を与えうる。

②標的(被害者、被害物)に対する監視者

いうまでもなく、犯罪の標的になりやすい人、財物、ペット動物や家畜に対する監護を強めれば犯罪は抑止できる。逆にいえば、このような監護者がいなければ犯罪は発生しやすくなる。留守宅や屋外に駐車した自動車、駅前の放置自転車などが窃盗の対象となるのはそのためである。監視者の例として、必ずしも職業的、専門的である必要はなく、家族、友人、隣人などでもよい。自宅を留守にするとき隣人に一声かけて留守を頼む習慣は、人々の日常的な生活の知恵である $^{(24)}$ 。もちろん、このような存在が身近にいない場合は、有給の監視人を雇用することになる (たとえば、ホームセキュリティや警備員の導入など)。

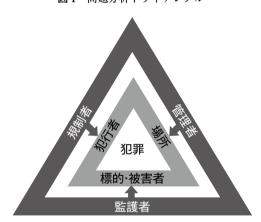


図1 問題分析トライアングル

出典: ジョン・エック、ロナルド・クラーク (守山正監訳)『犯罪分析ステップ 60』 (2015 年、成文堂) 38 頁。

③場所に対する管理者

場所管理者には多様な形態がある。一般的には、店舗店員、航空会社の客室乗務員、学校の用務員・教師、ビルの守衛・警備員、土地・建物の管理人などがこれに当たる。また、たんに空間を監視するだけではなく、管理者がその場固有のもめごとを回避する趣旨で、種々の工夫を行っている場合もみられる。海外の実例では、立ち飲みバーで客同士のけんかを防ぐために、バー経営者が客席を設けて立ち飲みをさせないなどがある(欧米では立ち飲み形式のバーが多いため、暴力行動に移りやすいと考えられている)。いずれにせよ、犯罪は必ず地理的な意味での一定の場所で発生するから、場所管理は犯罪予防にとって非常に重要であり、その場所を効率的に管理

⁽²⁴⁾ イギリスでは、侵入盗が増加し始めた 1960 年代には、近隣監視運動(Neighbourhood Watch Movement)が展開され、同じ地域住民間で互いの住宅や財物を監視しあう運動が急激に増加し、イギリス全土で展開された(Anthony E. Bottoms(1990), Crime Prevention Facing the 1990s, *Policing and Society*, vol. 1, p. 18.)。

して犯罪が発生しないようにすることは可能である。

(5) 超制御者の存在

ラナ・サンプソンらは、このような制御可能者(上述の規制者、管理者、監視者の三者)をさらに規制する「超制御者(super controller)」の犯罪予防に対する機能を指摘している⁽²⁵⁾。要は、図1の問題トライアングルの外側にさらに3角形を構築する考え方である(図2参照)。この概念自体、制御可能者と重複するなど、必ずしも明らかではないが、「超制御者」とは制御可能者を規制する個人または組織、制度であり、制御可能者による犯罪や秩序違反行為阻止のインセンティブをさらに高める役割を果たすという⁽²⁶⁾。なぜならば、犯罪は制御可能者が犯罪阻止のインセンティブが弱いときに発生すると考えられるからである。

サンプソンらの分類によると、超制御者には財務、市場、政治、裁判、メディア、グループ、組織、規制、契約、家族などが提示され、超制御者と制御可能者との関係は権利・義務関係にあるという⁽²⁷⁾。ここでは詳細は避けるが、たとえば政府機関である薬物・酒類規制局は飲み屋の経営者に対して超制御者の立場にあり、犯罪や秩序違反行為の発生条件に直接影響を与えるものではないが、飲み屋内で発生する犯罪や秩序違反行為に対するオーナーの対応に直接的な影響を及ぼす。多発する店内の問題行為を放置すれば営業免許の停止や剥奪といった処分が可能であり、それを避けるためにオーナーが一定の予防措置を取ることが期待できるからである⁽²⁸⁾。また別の例として、超制御者としての裁判の役割も指摘されており、これによると、民事訴訟ないし刑事訴訟の結果は制御可能者の犯罪予防活動に影響を与える可能性があり、とくに迷惑行為などの不法行為においては差し止め命令や損害賠償のリスクがあり、制御可能者に予防活動のインセンティブを強く与える契機になる。

要するに、超制御者は制御可能者の行動を変えるために、社会的、法的、財政的な正規の権限に依拠している⁽²⁹⁾。そして、超制御者は、誰がどのような方法で、どのような状況下で、誰に影響を与えるかを規定する確立された制度の設計において、この権限を行使することになり、他方で、この権限行使に対して制御可能者が異議を申し立てることにより、場合によっては超制御者の要求が却下され、変更されることもある。

具体的にみると、組織は組織内の制御可能者に影響を与える。たとえば、この組織には企業、

⁽²⁵⁾ R. Sampson et al. op., pp. 37-51.

⁽²⁶⁾ Ibid., p. 40.

⁽²⁷⁾ Ibid., p. 41.

⁽²⁸⁾ このような例として、イギリスのバーでは危険なビール用ガラスコップに変えてポリカーボネイト製容器に変更し、暴行や傷害のダメージを軽減する方策がとられたことがある。典型的な環境犯罪学の手法である。

⁽²⁹⁾ R. Sampson et al, op.cit., p. 46.

あるいは刑務所などの公的機関が該当する⁽³⁰⁾。また、契約上の内容は当事者間の義務を規定し、 人や組織が相手方の人や組織を統制する方法を提供する⁽³¹⁾。

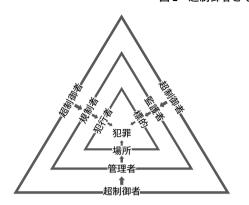


図2 超制御者とその分類

カテゴリー	タイプ
公的	· 組織 · 契約 · 財政 · 規制 · 裁判
分散的	・政治 ・市場 ・メディア
私的	· 集団 · 家族

原典: R. Sampson et al (2010), Super Controllers and Crime Prevention: A Routine Activity Explanation of Crime Prevention Success and Failure, Security Journal, vol.23, p.46.

さらに、制御可能者、たとえば銀行は保険会社などと特別な金銭関係を有し、このために金融機関は制御可能者の犯罪防止能力に利害関係をもち、その能力を発揮するように圧力をかけることがある⁽³²⁾。上記の例のほかにも、保健所、消防署、里親斡旋機関、証券取引委員会、ショッピングモール(商業施設)など社会に存在する多くの組織や団体が超制御者として犯罪予防に間接的にかかわっている⁽³³⁾。

これらの例からも理解されるように、間接的ながら、犯罪予防の手段を取るように圧力をかける存在(制度、組織など)は社会に種々存在する。そこで、問題解決型犯罪予防の対象として、必ずしも犯行者、秩序違反者に対して直接作用する制御可能者だけにとどまらず、このような個人や組織、制度、形態の制御者を活用する方法があることも示されており、問題解決型警察活動の在り方に対して一定の示唆を与えるものと思われる。

⁽³⁰⁾ たとえば、警備会社は警備員がどのような業務を遂行するかにつき規則や手順を策定し、刑務所では所長ほかの上級管理職は、収容者間のトラブルを回避するために刑務官に法的に指示することができる(Ibid., p. 46.)。

⁽³¹⁾ たとえば、集合住宅の日常的な運営に携わる貸主は不動産管理会社と契約上の取り決めを行い、 管理会社は借主の迷惑行為やトラブルを適正に処理して貸主に報告する義務がある(Ibid., p. 46)。

⁽³²⁾ たとえば、保険会社はレンタカー会社に対してレンタカーの盗難防止に努力することを要求し、 それを懈怠した場合には保険料の引き上げを迫ることもある(Ibid., p. 46)。

⁽³³⁾ Ibid., p. 47.

3. 警察活動モデルの比較論とその効果

これまでみてきたように、1970年代、80年代欧米諸国では犯罪激増の状況から、警察活動の改革が認識されるようになり、それ以降、警察活動に関する種々の考え方、運用モデルが生まれた。それ以前、警察は法執行機関であり、犯罪統制機関であって、権威や統制の機関とみなされていたのに対して、その後次第に、警察は自らサービス機関とみなすようになったのである (34)。その象徴が、すでに述べた問題指向型(problem-oriented policing)、問題解決型(problem-solving policing)であり、また地域社会型(community policing)などの活動モデルの誕生であった (35)。これらの概念は、いずれも旧来の権威的な警察運営を批判して登場したものであり、地域に対するサービスを重視し、地域社会との関係を良好に保つことによって犯罪を削減し、地域住民の不安感を解消することを目指した。内容的には重複していたり、概念が明瞭ではなかったりして、現に区別せず使用する論者も少なくないが、一応、ここではその相違を概略する。この中で、最もよく知られるのは地域社会型であり、それに関する書籍や論文も少なくない (36)。そこで、まずこれについて議論する。また、全米科学アカデミー・研究評議会(The National Research Council of the National Academies)が問題指向型・問題解決型とその他の活動型に対して分類や評価を行っているので、これについても考察する (37)。

(1) 地域社会型警察活動

このタイプの警察活動は、すでにわが国でも、そのまま「コミュニティ・ポリシング」と呼称されるなど概念的にも用語的にも定着している感がある⁽³⁸⁾。その明瞭な定義はないものの、概略、

⁽³⁴⁾ Tim Newburn (2017), Criminology, 3rd ed., Routledge, p. 649.

⁽³⁵⁾ このほかにも、地域指向型(community-oriented)、情報主導型(intelligence-led)などの警察活動のモデルがある(たとえば、地域指向型については Georgios Leventakis and Maria, R. Haberfeld (eds.) (2018), Societal Implications of Community-Oriented Policing and Technology, Springer, 渥美東洋編著『犯罪予防の法理』(2008 年、成文堂)16 頁など、情報主導型については、David Weisburd and John Eck(2004), What Can Police Do to Reduce, Crime, Disorder and Fear? The Annals of the American Academy of Political and Social Science, no.593, pp. 42-65. に紹介がある)。 もっとも、これらもアメリカ連邦政府機関では、問題解決型警察活動とほぼ同義ないし類似概念として扱われている (https://www.ojp.gov/ncjrs/virtual-library/abstracts/community-oriented-policing-and-problem-solving)。

⁽³⁶⁾ Dennis Rosenbaum (1994), The Challenge of Community Policing: Testing the Promises, SAGE Publications. Nigel Fielding (1995), Community Policing, Clarendon Press. Wesley Skogan (ed.) (2004), Community Policing: Can It Work? Cengage Learning など多数。

⁽³⁷⁾ The National Research Council of the National Academies (2004), Fairness and Effectiveness in Policing Evidence, National Academies Press.

⁽³⁸⁾ 警察庁(編)『警察白書(平成6年版)』(1994年,大蔵省印刷局)81頁参照。

「対象となる地域社会と良好な関係を維持して、警察活動が地域で受け入れられることが地域社会を維持するのに最適であるとする考え方」ということができよう⁽³⁹⁾。そこで強調される点は、まさしく警察と地域社会の緊密で友好的な関係を構築することであり、地域のニーズに対応することであって、従来のように、警察組織の内部的な優先事項に従って地域活動を行うことではなく、警察は治安維持に関するサービスを提供する機関と自認することである。さらに言えば、もはや犯罪対策は警察機関ひとりでなしうるものではなく、そのサービスを提供するには、地域社会や種々の組織・機関の協力が不可欠であるという発想がこの背景にある。

イギリスの犯罪学者ニック・ティリー(Nick Tilley)によると、活動の要諦は地域がどのように関与するかであり、以下の事項が重要であるとする (40)。

- ① 地域問題が何かを把握し、そのニーズに対応して活動すること
- ② 警察サービスとして地域活動協働のあり方を形成すること
- ③ 警察業務が可能な地域問題への対応を検証すること
- ④ 確認された課題を決定すること
- ⑤ 警察は地域社会活動の一参加者として対策を実行すること
- ⑥ 警察官の戦略を地域に告知し、地域がこれを補完すること

このような指向がイギリスで強まったのは 1980 年代中葉以降であり、とくに多くの地方警察本部長の危機感を反映したものであった。他方で、地域協力を求めるという背景には、警察機関に対してイギリス政府からの活動コスト・ベネフィットを求める圧力も存在した。内容的には、重点が地域連携におかれ、地域住民の主体性が比較的重視されて、警察はサービス機関として地域と同列に扱われている点に特徴がみられるが、地域の問題にも協働して取り組むという点では、後述の問題解決型とそれほど変わらないように思われる。

(2) 警察活動モデルの比較論

上述のように 21 世紀初頭に全米科学アカデミー・研究評議会は、警察活動の効果に関する課題を研究する専門部会を立ち上げた。下記の図 3 はその部会で行われた会合に提出されたレポートからの引用である $^{(41)}$ 。このレポートでは、それぞれの警察活動モデルについて、対象への集中度、アプローチの多様性について分類し、さらにその効果や成果について言及している。

この報告書では、①標準(伝統)型モデル、②地域社会(コミュニティ・ポリシング)型、③

⁽³⁹⁾ Eugene McLaughlin and John Muncie (eds.) (2019), The Sage Dictionary of Criminology 4th ed., SAGE Publications, p. 70. および T. Newburn, op.cit., p. 649-650. を参照。

⁽⁴⁰⁾ Nick Tilley (2003), Community Policing, Problem-Oriented Policing and Intelligence-led Policing, Tim Newburn (ed.), Handbook of Policing, Willan, p. 311.

⁽⁴¹⁾ National Research Council (2004), Fairness and Effectiveness in Policing, p. 248.

ホットスポット (犯罪多発地点)型, ④問題解決 (指向)型を対象として, 横軸に活動対象にどれくらい集中し, 絞り込みを行っているか, 縦軸に関係者がどの程度関与しているかを表示している。ここで③「ホットスポット (hotspot)型」とは、警察活動の対象を極力絞り込み, いわば特定地点を重点化して、警察資源をこの場所に集中させ, 効果を挙げようとする警察活動である。この警察活動の在り方には、とくにホットスポット分析を研究の核心とする環境犯罪学系の研究者による影響が大きく反映している。もっとも、実質的には、このホットスポット型と④問題解決型との重複がみられる。なぜなら、いずれも環境犯罪学が関心を有するからである。

それでは、それぞれの警察活動モデルの効果は、どうであろうか。まず、①標準(伝統型)はまさしくゴールドシュタインが、改善が必要であるとして批判した警察活動モデルである。このモデルの性格は、前述のとおり、主として法執行力を利用し、市民の事件通報に基づく対応や地域内におけるランダムのパトロールを主軸とするものである。報告書によると、標準型による活動では、犯罪や秩序違反の減少、市民の犯罪不安感の低下などの証拠は判明していないとしている。つまり、一般的なパトロールによる抑止効果、通報に対する応答時間(response time)の短縮などにも効果がみられなかったとしている(42)。しかし、依然としてこの伝統型モデルが20世紀末まで広く継続的に採用されてきたアメリカ警察の実情を考えると、逆にその時期まで他のモデルが浸透しなかったことを物語る。実際、わが国でも未然予防が強調されるようになるのは1990年代末であり、この伝統型が主流であったことはアメリカと同様である。わが国の警察で従来からキャッチフレーズのように口にされた「検挙に勝る防犯なし」という語は、この経緯をみごとに示すものに他ならない。

他方、同評議会報告書によると、②地域社会型、③ホットスポット型、④問題解決(指向)型では、いずれも活動の有効性が確認されたという。これらのうち地域社会型と問題解決型は、図3でも明らかなように、アプローチの多様性が高く、つまり、対策や人的資源が多様であり、また、ホットスポット型は活動対象への集中度が高いという特徴がある。とくにホットスポット型の警察活動、つまり一定場所に特化した警察活動では、抑止効果を維持しつつ犯罪と秩序違反行動の削減に効果的であるとし、しかも「犯罪の転移」よりも「利益の拡散」が確認できたとしている⁽⁴³⁾。さらに、地域社会型と問題解決型は警察活動の新しい方向性を示すものと位置づけられている。もとより、両者には大きな相違があり、前者は特定の問題解決をめざすのではな

⁽⁴²⁾ Ibid., p. 248.

⁽⁴³⁾ Ibid., p. 250. なお、ここでいう「犯罪の転移(displacement of crime)」とは、特定地域において集中的に警察活動を行った結果、この地域では犯罪が減少したが、隣接する他の地域では犯罪が増加し犯罪が移動したとみられる現象であり、また、「利益の拡散(diffusion of benefit)」とは、逆に、特定地域で行った警察活動の抑止効果が、活動を行わなかった隣接する地域にも及ぶ現象である。その例として、ある道路で集中的に交通取締りを強化した結果、交通取締りを行っていない近隣の道路でも交通違反が減少する場合などである。クラーク、エック(著)、守山(監訳)・前掲書 52-60 頁参照。

く、警察の一般的、全般的なサービスを地域社会に提供することを目的としており、地域住民と協力関係を維持することが目指されているが、後者の問題指向型は地域の固有問題対応のオーダーメイドとしての特徴を有する。したがって、両者はいずれも地域社会との関係を重視するが、サービス提供を重点とするか、問題解決を重点とするかの違いであると報告書は述べている(44)。

最後に報告書は、上記の研究結果を総合し、21世紀の警察活動に対する強力な政策提言として意義があるのは、20世紀後半の警察刷新の動きが特定の地域問題に焦点を当て、犯罪・秩序違反行為を削減し、不安感を低下させたことであると断言している。そして、結論として、「警察の戦略が焦点を絞った具体的なものであればあるほど、対処すべき問題に特化すればするほど、犯罪や秩序違反を統制するうえで効果的である」というきわめて強い研究知見がみられたとして、これらが21世紀の警察戦略を策定する際の指針になると結んでいる。

この報告書によって、公私の組織・機関の多様な資源を動員し、焦点を絞り込んで、地域問題の解決に向けて集中的に活動を行う問題解決型活動は、一定程度、効果があるとして評価されたものと考えられる。

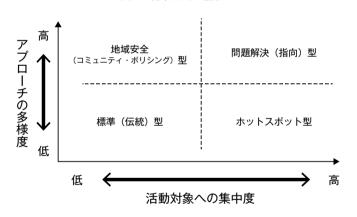


図3 警察活動の諸相

出典: The National Research Council (2004), Fairness and Effectiveness in Policing, p.248.

⁽⁴⁴⁾ Ibid., p. 250.

4. 問題解決型警察活動の実施方法

(1) 問題解決の方法

これまでは、どちらかというと概念や理念の説明であったが、ここでは実際の問題解決型警察活動はどのようにあるべきか、何が可能かなど実践面について議論したい。この実践面については、地域の根本問題を解決しその根を「元から絶つ」ことを主眼として、次のような事例⁽⁴⁵⁾が提示されている。

「ある警察署の犯罪予測によると、ある日の夜、ある空き地で喧嘩騒ぎが発生することが示され、警察はその時間帯に当該空き地付近のパトロールを強化した。」これによって、喧嘩騒ぎは収まり、その後、当該空き地でのもめごとは収束したという。これによって、一見犯罪予測による警察活動は功を奏したように思われるが、実際には、その後、同じグループによる喧嘩騒ぎは他の場所で発生していたのである。つまり、確かに警察パトロールは一定の効果はもたらしているが、問題解決には至っていないことが理解される。

このため、警察は調査を行った結果、喧嘩騒ぎを起こしているのは近隣に所在する高校の在校生であり、彼らは放課後、近くのコンビニ併設の酒屋で酒を購入し、空き地で飲酒しながら、泥酔のうえに騒ぎを繰り返していたことが明らかになったのである。その結果、警察はこの問題の根源を把握することができた。

このような場合、警察官がパトロールを繰り返しただけでは一時的な抑止効果はあるものの、 地域が抱える根本問題の解決に至らないことは明らかであろう。そこで、この場合、主として、 次の3つの解決策が考えられるという。

第1に、騒ぎを起こしているのは特定高校に所属する高校生であるから、警察はこの高校に出向いて生徒向けに非行防止などの講演や保護者向けの説明会などを開催し、警告を与えることができるであろう。これは、いわゆる社会的犯罪予防⁽⁴⁶⁾と呼ばれる手法である。

第2に、空き地に簡単に侵入できることが、いわば犯罪機会を与えているのであるから、この 土地の所有者や管理者にアプローチして、容易に侵入できないような方策を講じるように助言す ることも可能であろう。これも犯罪を行う場所を与えないという点では、環境犯罪学ないしは状 況的犯罪予防の手法そのものである。

しかしながら、これらの方策が効果的であるかといえば、否定的に考えざるを得ない。実際、

⁽⁴⁵⁾ 守山正「AIの利活用による警察活動の将来~犯罪予測を中心に~」警察学論集 76 巻 6 号 (2023年) 25 頁以下。

⁽⁴⁶⁾ 守山正「犯罪予防」守山正・安部哲夫(編著)『ビギナーズ刑事政策(第3版補訂版)』(2023年,成文堂)72頁。社会的犯罪予防は、状況的犯罪予防と対比され、内容的には子どもの社会化にみられるように、子どもの非行防止のために、家庭の躾や学校教育などで規範の注入を行うことなどの手法による犯罪予防である。

わが国でも、学校を対象に警察による非行防止教室、薬物乱用防止教室などが開催されているが、効果を挙げているというエビデンスに乏しい $^{(47)}$ 。また、土地管理者に対する助言や指示もどの程度、強制できるのかは疑問である。

そこで、第3に、コンビニに併設された酒屋に対する行政指導が考えられるという。そもそも 未成年者に年齢確認も行わず(あるいは、それと知りながら)、酒類を販売すること自体が違法 であり、酒屋を摘発することも可能となる。高校生は酒を飲んで騒いでいるのであるから、酒を 手に入れることが無ければ、このような騒ぎは一定程度止めることができるように思われる。

このようにして、地域で発生する犯罪や迷惑行為の根源を探り、それを止めるために一つずつ 課題に取り組み解決していく方法がまさに、問題解決型の神髄なのである。問題解決型警察活動 は、たんにその活動が表面的な抑止活動にとどまるのではなく、地域に根を張る問題を解決して こそ真の犯罪予防活動であるとする点で、犯罪だけでなく、秩序違反行為の問題性⁽⁴⁸⁾ も注視す る現代社会が求める警察活動であるといえるであろう。

(2) 多機関協働の必要性

近年、諸外国では犯罪問題に対処するために多機関協働が強調されている。簡単にいえば、犯罪問題への対策として単一の機関で処理するのは困難である場合が少なくないということである。たとえば、イギリスでは、多種多様な問題の性質に鑑みて多機関協働が原則的に利用されている。しかも、多機関協働は刑事司法機関内部、たとえば刑務所などを運営する矯正機関と犯罪者の社会復帰を扱う保護機関などの間でも協働体制が取られるのが一般となっている。その一例として、性犯罪者を扱う MAPPA と呼ばれる多機関協働体制は、現実に警察、矯正、保護が連携して取り組んでいる⁽⁴⁹⁾。わが国の例では、福岡県警が国税庁と協働して暴力団対策を実施し、全国で初めて所得税法違反で上納金に対する脱税を行った暴力団幹部を検挙した例などがみられる⁽⁵⁰⁾。

アメリカでも、職務を効果的に遂行するために刑事司法機関内部だけでなく、多様な外部の機関との連携が図られている。警察は、実際、学校関連事項、民事規制、精神衛生、救急医療などの制度に依存している状況がある。あるいは少年関係では、児童保護機関、少年司法機関と連携をとるのが一般的である。このように現代では、犯罪問題に限らず警察が周辺の問題にも取り組むために、多くの機関との連携が必須となっている状況がみられる⁽⁵¹⁾。

⁽⁴⁷⁾ 中迫由実「小学校における防犯教育に対する取組みの実態について~全国のコミュニティースクールを対象として」安全教育学研究 17 巻 2 号 (2018 年) 25~32 頁。

⁽⁴⁸⁾ 渡邉・前掲論文 (2022) 75 頁以下。

⁽⁴⁹⁾ 守山正『イギリス犯罪学研究 I』 (2011年,成文堂) 121 頁以下。

⁽⁵⁰⁾ 朝日新聞オンライン 2018 年 7 月 18 日付け https://www.asahi.com/articles/ASL7J5HL8L7JTIPE01Q.html

⁽⁵¹⁾ National Research Council, op.cit., p. 230.

したがって、問題解決型警察活動を展開するには、警察活動の限界あるいは、管轄外であることを認識し、これを補充するために、民間や自治体を含め、どのような組織や機関とどのように連携すべきかが課題となる。しかしながら、この点は、「言うは易く、行うは難し」というのが現実であって、連携が検討される組織や機関にはそれぞれ固有の理念や利益、あるいは職場文化がからみ、また互いの「縄張り」もあって、スムースな連携は困難な場合が少なくない。先のMAPPAの例でも、警察、矯正、保護の連携の実際において、圧倒的に警察の発言力が大きく、多機関協働とはいえ、各機関の力関係がそのまま MAPPA の運用に反映されているという (52)。したがって、互いの理念、目的や利益、業績が合致した場合にのみ成功例がみられるのが実情である。

5. 問題解決型警察活動の手順と理論

(1) SARA モデル

このように問題解決型警察活動が求められる場合に、理論上、どのような手続で行ったらよいのかを以下で検討する。多くの研究者や実務家は、地域問題の解決に向けて、その技法として SARA モデルの有用性を強調する傾向にある。このモデルはいわば、地域問題解決の手順を示すものであり、ここでは若干考察したい。

地域問題の解決といっても,実際にはそれほど容易なものではないし,また成果があったのか無かったのかの判定も困難な場合が少なくない。したがって,首尾よく行い一定の成果を上げるには,手順や技法はきわめて重要である。そこで,クラークとエックが問題解決型警察活動を導くための SARA モデルを提唱している $^{(53)}$ 。ここでは,この構成要素である S(Scanning,問題把握),A(Analysis,状況分析),R(Response,対策実施),A(Assessment,成果検証)をそれぞれの段階に分解して紹介する $^{(54)}$ 。

⁽⁵²⁾ 守山・前掲書 (2011), 121 頁以下。

⁽⁵³⁾ Ronald V. Clarke and John E. Eck (2005), Crime Analysis for Problem Solvers in 60 Small Steps. なおこの訳書として、守山正監訳『犯罪分析ステップ 60』(2015 年、成文堂)。なお、SARA モデルは、工学系研究者や企業担当者がしばしば利用する PDCA モデルと酷似する。すなわち、Plan (計画)、Do (実行)、Check (評価)、Action (改善) という手続を順に踏み、さらに、この手順を繰り返すことによって当該計画の実施や改良を首尾よく行うことができるとされるサイクルである。この利点として、目標や実行が明瞭になり、活動に集中しやすく、課題が理解しやすいなどが指摘されているが、最初に「計画」段階が位置づけられおり、しかし、その前段階に状況の観察や判断を行うのが通常であることから SARA モデルは Scanning (問題把握)の段階を設けたものと推察される。実際、近年、PDCA モデルに対しては、その改良型の提案が目立っている。

⁽⁵⁴⁾ 以下の SARA に関する記述は、クラーク、エック (著)、守山 (監訳)・前掲書 30-33 頁を引用した。

①問題把握 (S)

当然とはいえ、第一段階として、この地域における根源問題は何かを特定する必要がある。もしこれが不明であれば、その土台となる問題特定ができず、問題解決型警察活動も展開できないということになる。しかも、地域問題は各種の事情とも絡み合い、特定することが困難な場合や複数の問題が特定される場合もある。それを回避するためには、たんに主として警察の中央組織が保有する犯罪関連データだけではなく、地域現場の警察官の経験や知識、さらには地域住民、とくに代表者などからも情報を収集することも求められる。そして、もし複数の問題が発見された場合には、問題解決の優先順位をつける必要もある。

問題解決型警察活動でしばしば指摘されるのは、警察だけでは解決困難な場合が少なくないことである。そのためには、近年の活動のキーワードともいうべき、上述のまさしく「多機関協働」による解決をめざすことになり、警察以外の人的物的資源の動員や利活用が求められる。したがって、地域問題が特定されても、はたしてそれは解決可能なのか、さらに言えば警察だけで可能なのか、あるいは、警察が関与することが適正かなど検討すべき事項は少なくない。このように、SARA モデルの第一段階 Scanning は、かなり難題であるという点には十分に留意する必要がある。

②状況分析 (A)

地域問題の所在を探索し、それが明らかになった後に、次の段階として「状況分析」を行う。 基本的には、当該地域の過去の犯罪データが対象となるが、さらに当該地域を担当する現場の警察官の経験や地域住民が保有する種々雑多な情報も分析する必要がある。要は、当該問題の分析に際して、どのようなデータや情報があるか、それをどこで手に入れるかなどを検討することである。場合によっては、地域問題に特化したマスメディアによる報道、記事なども参考になる。これらを分析することで地域の個別問題が明瞭になり、より深化した問題把握が可能になる。これらに関連して、主要な当該問題に付随する小規模な事件や状況も理解することで地域問題の構造が明らかになるであろう。

このようなデータや情報の分析が進むにつれ、当該問題を場面ごとに分解し、その問題性を抽出しなければならない。いわば分析の各論に該当する部分である。そして、抽出した部分の問題が過去にどのように扱われ、そのどこに問題があったかを検討することも重要である。なぜなら、当該問題が現在も継続しているという事実は問題が放置されてきたか、過去に取り組んだがうまくいかなかったことの証左だからである。そこで、過去の失敗を教訓に、新たな対処の方法を考案することは問題解決へと一歩近づくことになる。このような分析を通じて、当該地域が抱える問題の原因、つまり犯罪や秩序違反行為を誘発している根源に迫ることができよう。

なお、この分析の段階では、問題解決のための対策の実現可能性も検討する必要がある。問題の根源が明らかになったとしても、そもそも実現可能性がなければ意味をなさないからである。 それに関連する検討事項は、当該問題を警察機関が扱うのは適切か、警察機関のみで対策可能 か、対策できないとしたら、どのような機関と連携すべきか、などが挙げられる。

③対策実施(R)

次に対策を実施する段階に至る。上記の問題把握, 状況分析を経て, 地域問題への対策を計画し、実施に至ることになる。種々考えうる対策のうちから, 最も実現可能性の高いものを選択することになる。その場合, 先述したように, 警察活動だけで実施可能か, それが困難な場合, どのような機関と協働するかを検討しなければならない。そして, また一定の対策を決定した場合, 実施者は自らの組織に適合するように, いわゆるテイラー・メイドの方法を考案し, 有効性を予測して最適な実施策を選択するのが鉄則である。

その際の留意点として、解決策には大まかな目標と具体的な目標の双方を設定すること、同種 問題を抱える地域があるとしたら、その地域が採用している対策を参考にすること、対策チーム を組織し責任者を設定すること、解決策の具体的な手順を策定することなどを予め決定し、いよ いよ実行段階に移す。

④成果検証(A)

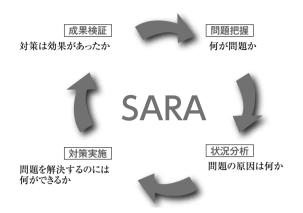
成果の検証段階では、全ての対策計画が終了した後だけでなく、実行中でも検証を行うことが 重要となる。いわゆる「プロセス評価」の実施である。つまり、対策の中途でも種々の課題や困 難が生じることが予想される。そこで、この段階でも軌道修正は可能であるから、課題や困難を どのように克服するか、改善策も検討しなければならない。要は、規定路線を厳守して最後まで 突き通す方法で成果が失敗に終わることを選択するよりも、よりよい成果を上げるためには、し ばしば微調整を行う必要があり、実際の活動でもそれがむしろ普通であるように思われる。

もちろん,計画が完全に実施され終了後には、いわゆる「インパクト評価」を行わねばならない。 その対象は、設定した目標を達成したかという論点に対しては、具体的な数的効果を測定する。 警察活動では一般的には、対策の実施前と実施後における当該地域の犯罪率の比較、さらには地域における犯罪不安感の比較などが行われる。場合によっては、主要な効果のほか、予想しなかった副次効果が生じる場合もある。これらを総合して、対策の成否の判断がなされることになる。

成果の検証は、できるかぎり外部の第三者によることが望ましい。警察組織の他の部署が行う場合もみられるが、客観性という観点からは前者によることが原則であろう。また、その方が外部への成果公表の際にも説得力がある。さらに、成果がみられなかった場合や逆に悪影響が出る場合も予想されるが、これはむしろ将来の改善材料となり、必ずしも悲観材料とはいえない。負の成果を恐れてこの種の解決活動に消極的になる方がむしろ問題が多い。

以上が、クラークとエックが提唱する SARA モデルの概要である。

図4 SARA モデル



原典:クラーク, エック (著), 守山 (監訳)・前掲書 31 頁参照

(2) 問題解決型警察活動を支える理論

ゴールドシュタインの「問題指向型警察活動」ないしは「問題解決型警察活動」と環境犯罪学の研究には共通点が存在する。それは、いずれも犯罪の根源にある地域問題の解決であり、そのために犯罪分析が必要とする点である。実際、多くの環境犯罪学関連の書籍や論文でこのテーマが扱われている⁽⁵⁵⁾。もっとも、ここで環境犯罪学に関する詳細な説明を行うには紙幅が不足することから、ここではその概略にとどめる。

第一に、問題解決型警察活動の基盤となる考え方は「犯罪を未然に予防すること」であり、繰り返しになるが、問題解決型が'proactive'と呼ばれる所以でもあった。他方、環境犯罪学は、伝統的な犯罪学が犯罪を行った人々に対してその原因を探求し、それを刑務所などの施設や保護観察の場面(犯罪者処遇)における再犯予防の資料として活用する手法を批判してきた。歴史的にみても、そのような伝統的犯罪学の手法は失敗してきたのであり⁽⁵⁶⁾、そもそも被害が発生してからでは遅いのであって、事前に予防することが社会的損失を避ける意味でも未然予防は重要であるという視点を維持している。

環境犯罪学と問題解決型警察活動は、以下のような視点を共有する。

- ①地域で繰り返される犯罪・迷惑行為のパターンに着目し、詳細な分析を行うこと。
- ②割れ窓理論と同様の観点から、地域で発生する小規模な問題に注目し、その問題が将来、大きな問題に発展することを警戒すること。

⁽⁵⁵⁾ R. Wortley and L. Mazerolle (eds.) (2008), op. cit., pp. 221.

^{(56) 1970} 年代ロバート・マーティンソンの研究において、このような犯罪者処遇は失敗しているとする研究報告書 `Nothing Works '論は、刑罰に依存しない犯罪対策を推進する契機となっている (Robert Martinson (1974), What Works?: Questions and Answers about Prison Reform, *The Public Interest*, Spring, pp. 22-54.)。

- ③問題に取り組む際に、数年とか数十年などの長いスパンで検討するのではなく、短期間に 迅速に対応し、なるべく短期に成果を上げることを目論むこと。
- ④伝統的犯罪学とは異なり、犯罪の遠因(成育環境や貧困、学業不振など)ではなく近因(犯 罪機会)に着目し、問題解決をめざすこと。
- ⑤エビデンスに基づき、研究知見によって犯罪削減の効果が確認された手法を採用すること。このように、環境犯罪学ないし状況的犯罪予防論では、犯罪発生の直接の要因である犯罪機会、そしてその構成要素に着目して問題を解決しようとする意図が内在する。問題解決型警察活動においても、犯行者、場所、標的(被害者)の三要素に対するアプローチを考案すべきことになるが、さらに、それに対する示唆を与えたのが、先述の図1の犯罪トライアングルにおける「規制者」、および図2の問題三角形の「超制御者」ということになろう。

6. 問題解決型警察活動の実施例

(1) ニューポート・ニューズ研究(57)

米国国立司法研究所(National Institute of Justice, NIJ)は,長年事件主導の警察活動に代わる新しい警察活動を模索してきた。そして,問題指向の警察活動の開発支援として選んだのが,バージニア州ニューポート・ニューズ市警察署であった⁽⁵⁸⁾。当地の警察署は,問題解決型警察活動戦略を採用して犯罪対策を実施していた。繰り返しになるが,問題解決型警察活動は,警察が単に犯罪を取り締まるのではなく,犯罪に関連する根本的な問題に対処することを目的とした戦略であり,このプロジェクトでは2つの課題,すなわち,第1に,警察組織は人材を増員したり,特別部隊を創設することなく,日常的な問題を特定し,分析し,解決できるのか。第2に、問題解決のアプローチは有効であるか,その業務は効率的かという課題に取り組むことであった。実際,当時の同警察署内部の組織では,指示命令系統の機能は十分ではなく,たんに上司が部下に問題を解決せよとしただけでは困難であることが分かり,そこでNIJスタッフと同警察署職員との間で指揮命令の手続が構築された。そして,問題解決プロセスの開発を導く5つの原則が設定された⁽⁵⁹⁾。簡潔に言えば、

・最終プロセスでは、警察署の全員(制服組,私服組を問わず)が関与して、問題の確認、調 査、解決に関与すること、

⁽⁵⁷⁾ John E. Eck and William Spelman (1987), Problem-Oriented Policing, U.S. Department of Justice, National Institute of Justice.

⁽⁵⁸⁾ ニューポート・ニューズ警察署が選抜されたのは、第1に職員が約280人であり、中規模で柔軟な活動が可能であったこと、第2に首都ワシントンDCに近く、NIJスタッフが現地を訪問する時間やコストを節約できたこと、第3に同警察署長が研究調査に精通しており研究に意欲的であったこと、であるとされる(Ibid., p.xxiii.)。

⁽⁵⁹⁾ Ibid., p. 6.

- ・警察記録、警察官個人の経験や知識、他の公共機関や民間の個人・団体が有するデータを徹底的に収集すること.
- ・警察官が他の公私の機関スタッフと連携して効果的で長期的な問題解決策を提言すること、
- ・最終段階で追加の資源を投入することなく、警察自体の意思決定を行うこと、
- ・その成果は他の法執行機関でも利活用が可能なこと、である。

このようにして、ニューポート・ニューズ警察はこれらの5原則を堅持し、問題解決型戦略を 実施するために、警察署内に特別な問題解決担当部署を設置して、地域住民や地域団体との協力 を強化することで、同警察署管轄内の問題の解決に対処した。

このプロジェクトでは以下の3つを目的とし、これらについて以下の成果が報告された。

①犯罪率の低下

当該戦略の実施後、ニューポート・ニューズ市での犯罪率は低下した。この戦略の目的 は、犯罪発生率を低下させることであり、この目標は達成されたとしている。

②地域住民との協力の強化

当該戦略は、地域住民や地域団体との協力を強化することを目的としており、ニューポート・ニューズ警察では、この戦略により、地域住民との信頼関係が強化され、警察と地域 住民とのコミュニケーションが改善されたと報告された。

③犯罪対策の効率化

当該戦略は、犯罪対策の効率化も目的としており、ニューポート・ニューズ市では、この戦略により、警察署内での情報共有が強化され、より効果的な犯罪対策が実施されるようになったと評価された。

他方で、本プロジェクトに関する評価として、若干の問題点も提示された。収集した情報が量的、質的に不十分であったこと、全職員のプロジェクト関与については他の業務を阻害するなどの事態が発生したこと、プロジェクト初期に解決した問題を成果とする判断ができなかったこと、警察活動が実施中は効果を発揮しても、効果が短期間で終了したこと、など多くの問題点が指摘された。

(2) ゴールドシュタイン賞の受賞研究

ゴールドシュタインの数多くの警察研究の名誉を称えて、警察による問題解決に関する研究には、1993年に創設されたゴールドシュタイン賞(Goldstein Award)が毎年授与されている。この賞では全世界の警察部門に応募資格があり、とくに警察が直面する犯罪や秩序違反行為などの問題に対して解決したプロジェクトが対象となっている。過去の受賞例(60)では、ストリップ・

⁽⁶⁰⁾ アリゾナ大学が運営する POP (Problem-Oriented Policing) センターがこの制度に関する情報を提供している。https://popcenter.asu.edu/content/goldstein-awards.

モールの麻薬取引,売春と人身売買,近隣の麻薬取引とギャング活動,飲酒運転,学校内暴力,精神病患者への警察の対策,銃乱射,建設現場からの窃盗,通り魔など多岐にわたる。また審査も警察関係者や研究者が行っている。なお,この賞の特徴は、上述したSARAモデルの4つのフェーズに対応して記述することが条件となっている。ここでは、過去の受賞研究3例を紹介する。

- ①高速道における死亡事故防止 (カリフォルニア・ハイウェイ・パトロール局)
- ②売春に係る地域衰退の防止 (バッファロー警察)
- ③住宅侵入盗の新規住宅販売への影響 (チュラビスタ警察)
- これらの内容を以下の表1にまとめた。

表1 問題解決型警察活動の実例(アメリカ)

対象	カルフォルニア・ ハイウェイ・パトロール局	バッファロー警察	チュラビスタ警察
テーマ	交通事故	路上売春勧誘	住宅侵入盗
問題の所在		路上の売春勧誘が薬物,暴力,近隣の衰退に関連。市 の売春対策委員会の活動。	他の犯罪が減少した 1990 年代でも住宅侵入盗は高い水準。住民82%がこの種の犯罪に関心。その後20年間に3万戸の住宅建設が予定され、町は安全であるとのサインが必要。
論点	迂回路安全プログラム	売春防止プログラム	安全プログラム
問題把握 (Scanning)	高速道路, 迂回路 550 ケ 所から3年間の衝突率, 死亡率を確認	911 番通報が多く, 1996 年 には約1,000 件。売春の高 頻度の発生, それに起因す る交通渋滞, 騒音, ごみ散 乱, 住民への嫌がらせが頻 発。店舗売り上げの減少に より住民の苦情多数。	52,000 世帯中 900 世帯以上が被害。
分析 (Analysis)	事故の詳細な検討と問題 確認のため現地訪問,利 害関係者へのインタ ビュー,事故原因(危険 な旋回)の特定。	犯罪トライアングルの3者に対する分析を実施。売春婦、顧客(いわゆる、ジョンズ)へのインタビューにより、売春婦の逮捕は抑止力にならず、顧客の逮捕が抑止力に重要。ホットスポットを発見。	狙われやすい住宅特徴を特定。 ・デッドボルト錠のないドア ・一枚ガラスを使用した窓 ・シンプルな純正ラッチ付き窓 ・特殊仕様のないスライド式 ガラスドア ・簡単に揺れ動くピンロック ・人が住んでいないように見える家 ・高い灌木や堅固フェンスの家
対策 (Response)	事故回避の技術, 緊急対策, 実施, 公教育など 48 の具体的な提言	①顧客の逮捕、再犯者への 厳罰 ②売春婦への社会サービス ③ホットスポットに対す CPTED の導入	警察と住宅デベロッパーとの協働による新規開発住宅への CPTED 導入による改善、住宅の設計変更。1999年2月以降に建設された住宅への侵入盗防犯対策機器の無料設置と新規住宅購入者へ防犯パンフレット配布
評価 (Assessment)	事故が大幅に減少し、プロジェクト終了後5年間に21人の生命を救助	売春関連通報が1996年の1,000件から2000年には390件に減少。ホットスポット領域でも売春の減少を確認。	同地区の新規住宅における住宅侵 入盗被害率は、一部のみ改良した 近隣の被害率よりも 37% 低い。そ の結果、2015 年までに約 100 件住 宅侵入盗発生件数を削減

7. 問題解決型警察活動と犯罪予測

これまでしばしば触れてきたように、本稿は問題解決型警察活動と犯罪予測との結びつきを重 視する。

犯罪予測は 2000 年代から、アメリカにおいて AI、さらにはそれにより駆動するアルゴリズムによって犯罪の多発地点(ホットスポット)を予測する警察活動が活発化した⁽⁶¹⁾。その動きは、わが国を含む世界諸国に広がりつつある。わが国では、京都府警察本部が 2016 年に初めて犯罪予測を実用化し、続いて 2021 年に神奈川県警察本部が開始している⁽⁶²⁾。両警察本部が行う犯罪予測における実際の業務で、ホットスポット分析によることは同じであるが、異なるのは、神奈川県警察本部はさらにオープンソースのビッグ・データから気候、地価などの 100 種以上の特徴量も活用していること、さらに問題解決型モデルの必要性を謳っていることである⁽⁶³⁾。

この問題解決型モデルとして参考になるのは、アメリカで開発されたRTM (Risk Terrain Modeling) という技法である (64)。これはラトガース大学研究グループが開発したもので、特定場所のリスク評価を分析し、当該場所のリスク評価とホットスポット・マッピングにより犯罪予測を行うものである。その前提として、地理的、環境的要因は人間行動に影響を与えるという発想の下に展開された。典型的には、若年者が夜間に都心の繁華街に行けば、日頃とは異なった行動形態をとる場合などが考えられる。言い換えれば、「一定の地理的、環境的特性(たとえば、鉄道駅、商業施設、バー・飲み屋、公共施設などと近接した立地)を備える特定の地点が人間行動、とくに犯行者の行動に影響を与え、犯罪発生リスクを増大させることに着目し、そのような場所の特徴の重層(terrain)と犯罪発生リスクとの関係を数理的に算出して、将来の犯罪発生を予測するものである。 (65)」

この引用で注目されるのは「場所の特徴の重層」であり、実際に、RTM 技法を利用してテキサス州アーリントン市における商店強盗の分析プロジェクトが実施されている。このプロジェクトでは、商店強盗のリスク要因となって相互に影響しあう地理的要素を、実際のアーリントン市街地図にレイヤーとして重ね合わせて立体図を構築するもので、それによって、当該場所の問題性やリスクが可視的に表示できるメリットがある(図4参照)。このプロジェクトでは、レイ

⁽⁶¹⁾ 守山・前掲書(2022年)139頁以下。

⁽⁶²⁾ 神奈川県警察本部は、2018 年産官学連携による人工知能を活用した犯罪・交通事故発生予測技法の調査研究を開始し、犯罪予測の実証実験を行っている。

⁽⁶³⁾ 神奈川県警察本部編・前掲書 28 頁。

⁽⁶⁴⁾ Joel Caplan and Lesley Kennedy (2016), Risk Terrain Modeling: Crime Prediction and Risk Reduction, University of California Press.

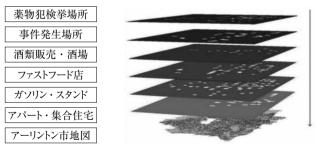
⁽⁶⁵⁾ 守山・前掲書 (2022年) 116頁。

ヤーとして、アパート・集合住宅、ガソリン・スタンド、ファストフード店、酒類販売・飲み屋、商店強盗発生場所、薬物犯検挙場所を重ね合わせ、複合レイヤー・マップを作成し、これらの地理的要素が商店強盗の発生にどのように影響を与えたかを分析している⁽⁶⁶⁾。その結果、リスクのある地域では強盗が発生する可能性はリスクのない地域に比較して 2.16 倍高かったという⁽⁶⁷⁾。

このように、RTMでは個別の住宅、ガソリン・スタンド、ファストフード店、酒屋・飲み屋などの立地条件が犯罪発生に影響していると考え、対策においても、これらに対するアプローチが検討される。先に紹介した高校生の飲酒による暴行騒ぎ(32 頁参照)に対する解決策は、まさしく犯罪予測結果と問題解決型警察活動が結合した例である。また、上記のアーリントン市プロジェクトでは、その解決策として、まず周辺の各種住宅、施設や店舗などへの物理環境に対する環境犯罪学的な対応を実施している。この中には空きビル・家屋への侵入禁止、飲み屋の営業時間の制限、ガソリン・スタンド周辺の環境美化などの対応がある。そして、同時に社会的犯罪予防の対応もとられている点にも特徴がある。たとえば、商店強盗などを行う若者向けに夏季レクリエーション、就職用トレーニング・プログラムの立案・活用、要支援者に対するソーシャル・ワーカーの相談活動などを行っている。これらの活動は相乗的な効果を発揮し、当該地区における暴行事犯の多発などを阻止したとされる⁽⁶⁸⁾。

このプロジェクトが意味するのは、犯罪予測の在り方として、予測結果に基づき警察がたんにパトロールするだけでは犯罪削減の効果は期待できないということである⁽⁶⁹⁾。確かに、当該地域において警察パトロールが強化されれば一時的な抑止効果は期待できるが、持続的な効果は期待できないであろう。逆に言えば、効果ありとして警察がパトロールをやめれば犯罪が再発する恐れがある。そこで、この効果を持続させるためには、問題解決型警察活動が必要であり、犯罪多発地点で生じている犯罪や秩序違反行為の根源を探り、この根源の問題を解決することが求められるのである。

図4 RTM のレイヤー表示



出典 http://stephenmaps.weebly.com/analysis.html

- (66) http://stephenmaps.weebly.com/analysis.html
- (67) 守山・前掲書 (2022年) 118頁。
- (68) 守山・前掲書 119 頁。
- (69) 守山・前掲書 119 頁。

8. 結びに代えて~わが国における「問題解決型」の現状と展望

上述のように、世界的な警察活動の流れは 'reactive' から 'proactive' に向かっていることを確認した。そして、その 'proactive' に関して、基本的な警察活動における種々のモデルとその理念等について検討してきた。このような考察や分析は、今後、わが国の問題解決型警察活動の展開にどのような示唆を与えるであろうか。残念ながら、実施例はきわめて少ないが、警察白書などの警察機関が作成した文書には、「問題解決型活動」の文字が散見される。もっとも、次の点でアメリカにおいて発展した問題解決型の議論の文脈上にあるというには困難があるように思われる。

たとえば、警察白書平成12年版には、「全国の交番等では、地域の安全と平穏を守るため、住民の要望等を把握する『要望把握活動』や、地域の身近な問題を解決する『問題解決活動』を行っている」(104頁)とし、問題解決活動の事例として、高齢者が購入品の不正請求を受けて警察に相談し、地域担当の警察官が対応したとする事例がみられる。あるいは警視庁の研究会(70)において、研究者が「子ども・女性に対する犯罪等の大量の事案の中から、被害者・発生場所・発生時間の関係や、時空間的集積を見出すといった分析を行い、それに基づき対策を立案する、という問題解決型活動を行ってきた」と発言している。しかしながら、前者では警察官が地域住民の相談に個別に対応し、指示や助言を行うことを、あたかも「問題解決型」と理解しているように思われる。そうだとすれば、警察官の相談活動自体がすべて「問題解決型」となってしまい、アメリカで議論されている概念とは異なると言わざるを得ない。また、後者では問題解決型が立案段階で議論が終わっており、その案に従って、どのような問題解決型活動が実施されたかは不明である。

本稿における「問題解決型」とは、地域の犯罪や非行に影響を与えている根源的な問題に焦点を当て、その解決によって犯罪・非行を削減し、ひいては犯罪不安感を解消し、「生活の質」向上をめざすものであり、上述のような総花的で幅広く地域問題を扱う活動とはニュアンスの違いがある。以下では、その意味で、深刻な地域問題に特化して解決をめざす試みを紹介するが、犯罪事情の相違などもあり、明らかに英米の現状とは規模が異なるが、試みは評価できる。

(1) 愛知県警察の試み

わが国の犯罪現象(刑法犯認知件数)で最も多い手口は、自転車盗である。令和4年犯罪白書によると、令和3年(2021年)刑法犯全体の犯罪認知件数56万8,104件のうち67.2%が窃盗であり(検挙人員では48.2%)、さらにその窃盗のうち自転車盗は27.9%を占め、手口別では最も

⁽⁷⁰⁾ 警視庁子ども・女性の安全対策に関する有識者研究会「提言書」(平成 29 年 9 月) 72 頁以下。

多い。とくに鉄道駅前に設置された駐輪場では、利用者の自転車が標的になりやすく、どの警察署でも自転車盗防止の強化を図っている。

愛知県警では、「仕掛け学」と呼ばれる心理的手法を用いて、2023 年 1 月から 3 月まで K 駅前 自転車駐輪場や商業施設などの 4 ケ所において自転車盗防止策の実証実験を展開している (71)。これによると、駐輪場において「施錠されていない自転車」は窃盗の標的になりやすいことから、施錠されていない自転車に「盗難追跡対象」、「盗難防止検証中」などと書かれたダミーの特製タグをハンドル等にとりつけ、犯行者への心理的抑止効果を狙っているとされる。実際には、延べ1,200 枚以上のタグが装着され、その結果、これらの駐輪場ではタグ設置の駐輪場における自転車盗の減少(2022 年 10 月~12 月では計 31 件の自転車盗が発生したが、実験期間中は 6 件に減少)が確認されたとして、他の地域への導入も検討中であるとされる。

もっとも、この実証実験には若干の問題が存在する。なぜなら、第1に、この実証実験自体、広くメディアで取り上げられ、その結果、潜在的犯行者にも知られる可能性があり、時間の経過とともに効果が薄れることが考えられること。第2に、愛知県警察の効果測定では、比較期間が異なっており、年末と年始では時間的な環境が異なったりするなど、厳密な統計学の手法では比較対象とするのは困難と思われること。第3に、施錠しない自転車が手厚く保護され、逆に施錠した自転車が新たな標的となる可能性があること。つまり、犯行者が鍵を壊すなどの手口で施錠した自転車が被害に遭う可能性が高まるなど犯行の転移現象が生じれば、防犯意識の高い施錠者の努力が報われないなどの不公平感を招くことになる。

(2) 神奈川県警察の試み

次に神奈川県警察の問題解決型の実例として、神奈川県 T 駅前の窃盗ホットスポット対策の例を紹介する⁽⁷²⁾。この事例も自転車盗に関連するテーマではあるが、警察機関と民間業者との連携がみられる点で、先の愛知県警察の事例とは異なる。

この事例では、駅前に位置する N パチンコ店が同店利用者の便宜のために店舗に隣接した駐輪場を設けていたところ、同店利用者ではない者が無断で駐輪する事態が目立ち、また、そのような者が自転車盗の被害に遭って N 店に苦情を申し立てるケースなどもあり、本業以外の労務を強いられることから N 店は同駐輪場対策に苦慮していた。このような事例は、パチンコ店などにかぎらず、スーパー・マーケットなどを含めて、おそらく全国でも比較的多くみられる事例ではないかと思われる。

神奈川県警察はその対策として、N店に対して自転車盗被害防止のためのポスターの掲示や店内における注意喚起アナウンスの協力を求め、これを実施し、N店は自ら一定の費用を支出し、

⁽⁷¹⁾ 毎日新聞オンライン版 2023 年 5 月 13 日付。

⁽⁷²⁾ 筆者が所属する犯罪分析研究会が神奈川県警察本部生活安全総務課に直接インタビューしたところ による。

当該駐輪場に可動式の柵を設置するなどして営業時間外の駐輪場の利用を物理的に阻止した結果、同駐輪場スペースにおける自転車盗問題を解消した(苦情がなくなった)とされる。もっとも、この例についても科学的な検証が行われたわけではなく、N店の情報によって効果があったとされているに過ぎない点で一般化するには問題が残る。

(3) 新しい問題解決型の導入

当然ながら、問題解決型警察活動を展開する場合、当該地域において喫緊の課題を対象とすることが重要となる。その点、こんにちオレオレ詐欺を含む特殊詐欺の解決がどの警察署においても緊急に解決すべき問題であることには変わりはないが、近年ではその発生の地域性も指摘されている。

先述の神奈川県警察の犯罪予測システムでは、その予測対象として特殊詐欺の前兆電話も含めている。そこで、特殊詐欺の前兆電話の予測結果を参考にして、地域性のある特殊詐欺発生を予防する問題に取り組むことも可能である。他の都府県の状況において⁽⁷³⁾、特殊詐欺の発生状況の分析が一部で進められており、おおむね次のような事実が確認されている。

- ・還付金詐欺の事例では、犯人が指定する ATM の立地には物理的、社会的な面で一定の傾向がある
- ・銀行カードを騙し盗る事例では、犯人が犯行後に利用する金融機関・コンビニの ATM は 犯行地から 1 キロ圏内にある
- ・アポ電を受けた被害者がその情報を地域と共有することは日常における地域との関わりの 程度による

これらの事実から、犯罪発生の一報を受けた警察官が、犯人が利用すると想定される ATM 現場付近をパトロールし、犯人検挙ないし ATM 利用の予防を行うとともに、日常的に犯行に利用されやすい ATM の近隣住民との連携により、犯行者にとって ATM を利用しにくくする状況的犯罪予防手段を検討することも特殊詐欺予防の解決策の一つとなると考えられる。あるいは、特殊詐欺の潜在的被害者であり、被害に遭遇する可能性の高い高齢者を地域で重点的に保護するという社会的犯罪予防類似の方策も検討に値しよう。

最後に、問題解決型警察活動導入にも種々の隘路や課題が存在することを若干指摘したい。たんに警察内部の運営だけにとどまらず、多機関協働体制の構築など多様な外部への働きかけや地域機関の協力が求められるなど、その調整が困難な場合が少なくない。実際、問題解決型警察活

⁽⁷³⁾ 福岡県の例として、大山智也・雨宮護「ATM における還付金詐欺等の発生予測~ATM の設置環境と犯罪の反復性に着目して」都市計画論文集 vol. 54, no.3, 2019 年, 780-787 頁。

動の効果は低いという海外の研究結果もみられる⁽⁷⁴⁾。しかし、だからと言って実施を躊躇すれば問題解決の道は遠のく。最初に小規模な活動から開始して種々の課題に取り組み、評価研究などにより効果が確認された場合には、次第に規模を拡大するような手法で前進すべきであろう。こんにちすでに犯罪問題の取り組みは警察機関に限定されるのではなく、地域全体の取り組みが必要であるとされる⁽⁷⁵⁾。そこで、わが国でも事例の少ない問題解決型アプローチ、多機関協働といった試みを行って、このモデルが定着することをめざすべきと考えられる。

(原稿受付 2023 年 6 月 19 日)

⁽⁷⁴⁾ John Eck (2001), Policing and Crime Event Concentration, R. Meier et al. (eds.), The Process and Structure of Crime; Crime Event and Crime Analysis, Advances in Criminological Theory vol. 9, Routledge, p. 250 によると、問題解決型警察活動が必ずしも首尾よく進められない状況がしばしばみられるとし、その理由として、概念が曖昧なコミュニティ・ポリシングと併用されることが多く警察に混乱をまねていること、警察や協力機関である地方自治体のインフラストラクチャーが不十分なこと、問題解決型の理論と実践が乖離していること、などが原因であるとしている。

⁽⁷⁵⁾ 現に、ほとんどの自治体では、各種治安や生活安全に関する条例を制定し、それを扱う専門部署を設置しているのがその証左であろう。

情報の消去・毀損目的と不法領得の意思

大 塚 雄 祐

1. はじめに

窃盗罪等の占有移転罪における不法領得の意思について、判例⁽¹⁾ は「権利者を排除し、他人の物を自己の所有物と同様にその経済的用法に従いこれを利用し又は処分する意思」と定義する。

通説⁽²⁾ は、この定義の前半部分の「権利者を排除して所有者として振舞う意思」を「権利者排除意思」と称し、後半部分の「経済的用法に従い利用・処分する意思」を「利用処分意思」から成り立っている、と解し、不法領得の意思はこの両者によって構成されるとする。このうち、権利者排除意思は、行為者が財物の占有を取得したとしても法益侵害の実体としての財物の直接的な利用可能性の侵害が軽微な場合を処罰範囲から除外するための主観的違法要素とされる。これに対し、利用処分意思について、これを主観的違法要素とする見解⁽³⁾ もあるが、近時の通説は、財物の取得が財物由来の効用を享受する意思(物欲)に基づく場合には法益侵害行為が強力な動

⁽¹⁾ 大判大正 4年5月21日刑録21輯663頁,最判昭和26年7月13日刑集5巻8号1437頁など。

⁽²⁾ 平野龍一『刑法概説』(東京大学出版会,1977年)207頁,藤木英雄『刑法講義各論』(1976年,弘文堂)280頁,林幹人『刑法各論〔第2版〕』(東京大学出版会,2007年)190頁以下,山口厚『刑法各論〔第2版〕』(有斐閣,2010年)198頁,中森喜彦『刑法各論〔第4版〕』(有斐閣,2015年)113頁,山中敬一『刑法各論〔第3版〕』(成文堂,2015年)280頁,橋本正博『刑法各論』(新世社,2017年)193頁,西田典之(橋爪隆補訂)『刑法各論〔第7版〕』(弘文堂,2018年)170頁以下,松宮孝明『刑法各論講義〔第5版〕』(成文堂,2018年)214頁以下,大谷實『刑法各論講義〔新版第5版〕』(成文堂,2019年)208頁,井田良『講義刑法学・各論〔第2版〕』(有斐閣,2020年)228頁,松原芳博『刑法各論〔第2版〕』(日本評論社,2021年)216頁以下,橋爪隆『刑法各論の悩みどころ』(有斐閣,2022年)153頁以下など。

⁽³⁾ 阿部純二ほか編『刑法基本講座 第5巻』(法学書院, 1993年) 95頁 [中森喜彦], 井田・前掲注 (2) 228頁, 石井徹哉「いわゆる利益罪における主観的構成要件要素」山口厚ほか編『理論と実務の架橋』(成文堂, 2023年) 540頁は, 利用処分意思を主観的違法要素とする。また, 高橋則夫『刑法各論 [第4版]』(成文堂, 2022年) 239頁以下は, 責任要素であると同時に違法要素でもあるとする(なお, 高橋教授は利用処分意思のみを要求する見解を採る)。

機に基づいて行われるために、一般予防の見地から責任加重が正当化される⁽⁴⁾ と説明して、これを責任要素とする。

このような通説の理解に対し、近時、判例の定義を、「権利者を排除」する意思と「他人の物を自己の所有物と同様にその経済的用法に従いこれを利用し又は処分する意思」に分けた上で、前者を「権利者排除意思」、後者を「所有者として振る舞う(ことで行為者の財産に組み入れる)意思」と称し、不法領得の意思はこの両者によって成り立っているとする見解も主張されている。この見解は、後述するドイツの議論を参照しつつ、占有移転罪と横領罪を通じて「領得」の本質を「所有権」の侵害と取得に求めた上で、効用享受も含めた「所有者として振舞う意思」ないし「所有者として振舞い行為者の財産に組み入れる意思」の有無こそが領得罪と毀棄罪の分水嶺であるとし、通説のように効用享受意思の有無だけが領得罪と毀棄罪を区別する決定的な基準ではない、とする。6。

このように不法領得の意思の内容については論者によって異なるが、いずれの立場を採るにしても、情報を記録・保存した記録媒体(パソコン、携帯電話、CD、DVD、USBメモリ、紙など)を取得する行為につき占有移転罪の成否が問われるケースにおいても、記録媒体に対する不法領得の意思が認められるか否かが問題となる。このうち、情報記録媒体に記録・保存された情報を閲覧・利用・複製する目的で記録媒体の占有を取得した場合については、不法領得の意思を認めた下級審裁判例⁽⁷⁾ があり、その当否をめぐって学説においても議論されてきた⁽⁸⁾。これに対

⁽⁴⁾ 平野龍一「不法領得の意思をめぐって (一)」警察研究 61 巻 5 号 (1990 年) 5 頁, 林 (幹)・前掲注 (2) 195 頁, 山口・前掲注 (2) 203 頁, 西田・前掲注 (2) 172 頁, 大谷・前掲注 (2) 207 頁, 松原・前掲注 (2) 217 頁以下, 橋爪・前掲注 (2) 163 頁以下など。なお, 小林憲太郎『刑法各論の理論と実務』(判例時報社, 2021 年) 161 頁以下は, 利用処分意思の責任加重根拠を特別予防に求めた上で, 行為者が当該財物を被害者から失わせることを欲するだけでなく, 失わせた後に当該財物が特定のコース (利用, 処分など) をたどることを欲している場合の方が当該客体への執着が強くなるという「不法傾向の強度」が特別予防の必要性を高める,とする。

⁽⁵⁾ 樋口亮介「不法領得の意思 — 比較法と学説史を通じた議論の整理 — 」研修 891 号 (2022 年) 18 頁以下, 穴沢大輔「領得罪の『通説』」法学セミナー821 号 (2023 年) 19 頁。

⁽⁶⁾ なお、これらの論者は、判例・実務においても、領得罪の成立を認める上で、効用享受意思ではなく所有者として振舞う意思を有していたかを重視してきた、と分析する。この点について、冨川雅満「不法領得の意思による占有侵害罪と毀棄隠匿との区別 — 効用享受の要否に関する近時の議論から見た裁判例 — 」刑事法ジャーナル76号(2023年)5頁以下も参照。

⁽⁷⁾ 東京地判昭和 40 年 6 月 26 日下刑集 7 巻 6 号 1319 頁, 東京地判昭和 59 年 6 月 28 日刑月 16 巻 5 = 6 号 476 頁, 札幌地判平成 5 年 6 月 28 日判夕 838 号 268 頁など。

⁽⁸⁾ これらの裁判例に対して批判的な論者として、林陽一「財産的情報の刑法的保護」刑法雑誌30巻1号(1989年)13頁以下、荒川雅行「情報と財産犯」阿部純二はか編『刑法基本講座 第5巻』(1993年)39頁以下、山口厚『問題探求 刑法各論』(有斐閣,1999年)120頁、松原芳博「情報の保護」法学教室298号(2005年)57頁以下、同・前掲注(2)225頁以下、今井猛嘉「刑法における情報の保護」西田典之ほか編『刑法の争点』(2007年)162頁、今井猛嘉ほか『刑法各論〔第2版〕』(2013年)205頁〔小林憲太郎〕、野村健太郎「財産犯における客体の価値」愛知学院大学論叢法学研究第61巻 3=4号(2020年)93頁など。

し、記録媒体に記録・保存された情報を消去・毀損する目的で取得する行為につき不法領得の意 思が認められるか否かについては、あまり議論されてこなかったように思われる。

そのような中、東京高判平成30年9月28日(高刑速(平30)236頁)は、スマートフォン内に保存された画像を削除する目的で被害者から見えない場所までスマートフォンを持ち去った行為につき、不法領得の意思を認めて窃盗罪の成立を肯定した。本判決において、東京高裁は、被告人にスマートフォンを破壊する意思がなくすぐに返還する意思を有しており、スマートフォンの価値の減少はほとんどないとしても、「財物としての携帯電話機の効用(通話、カメラ、各種データの保存等の機能)に照らしても、前記写真データの削除は、通常、本件携帯電話機の権利者に反して行い得ない」ものであり、そのような目的でスマートフォンを相当時間自己の支配下に置いたのであるから、権利者排除意思も利用処分意思も認められる。としたのである。

しかし、(本件では被告人が持ち去ったスマートフォンをどのくらいの時間所持していたか等の詳細は不明だが) 削除後すぐに返還する意思があったと認められるのであれば、本判決がスマートフォンという記録媒体についての権利者排除意思を認めたことには疑問の余地がある。また、仮に権利者排除意思が認められるとしても、本件被告人の目的はあくまでも「画像の利用」ではなく「画像の消去」であることから、本判決が利用処分意思を認めた点についても疑問が残る。このような帰結については、スマートフォン自体を破壊ないし投棄して画像データの存在を消去・毀損しようと持ち去った場合には典型的な毀棄・隠匿目的として利用処分意思が否定されることとの均衡⁽⁹⁾ が問われる一方、スマートフォンに記録・内蔵されているデータをその場で消去・毀損する行為については(当該データが記録媒体の一部と認められる限りで)毀棄罪によって処断され得ないこととの均衡⁽¹⁰⁾ をも考慮すると、本判決が画像消去目的でスマートフォンを持ち去る行為について利用処分意思を否定すべきようにも思える。

これに対し、後述するように、ドイツでは、画像消去目的でスマートフォンを強奪する行為につき不法領得の意思を否定して強盗(致死)罪の成立を否定した連邦通常裁判所決定が近年出されている。日独で不法領得の意思の内実について違いがあるものの、ドイツの連邦通常裁判所判例は、平成30年東京高判の妥当性を検討するにあたり、一定の示唆を与えるものと思われる。

本稿では、これらの日独の判例に対する検討を踏まえ、情報の消去・毀損目的で情報記録媒体を持ち去る行為について、情報記録媒体に対する不法領得の意思を認めることの当否とその限界

⁽⁹⁾ 松原・前掲注(2)221頁注53。

⁽¹⁰⁾ 帳簿内容を抹消する行為について旧刑法 421 条の器物毀棄罪の成立を認めた大判明治 29 年 2 月 27 日刑録 2 輯 2 巻 96 号や、国鉄の列車運行状況について記載した急告板の記載内容を消去する目的で取り外して内容を消去した行為について公用文書毀棄罪 (258 条)の成立を認めた最判昭和 38 年 12 月 24 日刑集 17 巻 12 号 2485 頁などがある。もっとも、情報記録媒体に記録・保存された情報を消去・毀損する行為につき、有体物たる記録媒体を毀棄・損壊したとして毀棄罪の成立が認められるのは、記録媒体と記録された情報との間に物理的一体性と機能的一体性の双方が認められる場合に限るべきであろう。この点につき、大塚雄祐『毀棄罪における効用侵害の内実』(成文堂、2021 年) 208 頁以下参照。

2. ドイツの判例による示唆

(1) ドイツにおける不法領得の意思

ドイツ刑法では、所有権に対する罪のうち、242 & 1 項の窃盗罪 $^{(11)}$ や 249 & 1 項の強盗罪 $^{(12)}$ において、行為者に「違法に自ら領得し又は第三者に領得させる目的」すなわち不法領得の意思(Zueignungsabsicht)があることを条文上要件として明記する。

ドイツにおける不法領得の意思⁽¹³⁾ は、物を支配できる地位から所有権者を持続的に排除する (enteigen) 意思(以下,「排除意思」とする)と、行為者が奪取した財物を取得して (aneigen) (又は第三者に取得させて)自己又は第三者の財産に組み込ませる意思(以下,「取得意思」とする)から成る⁽¹⁴⁾。判例⁽¹⁵⁾・通説⁽¹⁶⁾によれば、領得の対象は物体または物の価値であるとされており、行為者に物体自体について権利者を排除して行為者が取得する(第三者に取得させる)意思がある場合に領得意思が認められるのみならず、物体自体について返還の意思を有していても、物に内在する価値を権利者から奪い行為者が取得した場合には領得意思が認められる⁽¹⁷⁾。「排除意思」は認められるが「取得の意思」のみが欠ける場合は窃盗罪や強盗罪ではなく器物損壞罪に

⁽¹¹⁾ ドイツ刑法 242 条 1 項は「違法に自ら領得し又は第三者に領得させる目的で、他人の動産を他人から 奪取した者は、5 年以下の自由刑又は罰金に処する。」と定める。

⁽¹²⁾ ドイツ刑法 249 条 1 項は「人に対する暴行を用い、又は、身体もしくは生命に対し現在の危険を及ぼす旨の脅迫を用いて、違法に自ら領得し又は第三者に領得させる目的で、他人の動産を他の者から奪取した者は、1 年以下の自由刑に処する。」と定める。

⁽¹³⁾ ドイツにおける不法領得の意思をめぐる判例や学説の議論を整理・考察した近年の研究として、伊藤 亮吉『目的犯の研究序説』(成文堂, 2017年) 171 頁以下、樋口亮介「ドイツ財産犯講義ノート」東京 大学法科大学院ローレビュー8 号 (2013年) 158 頁、穴沢大輔「不法領得の意思における利用処分意思 についての一考察 (1) ~ (3)」明治学院大学法学研究 93 号 (2012年) 121 頁以下、94 号 (2013年) 46 頁以下、96 号 (2014年) 95 頁以下、林美月子「不法領得の意思と毀棄・隠匿の意思」立教法学 75 号 (2008年) 3 頁以下、16 頁など。また、ドイツの不法領得の意思に関する最新の判例と議論を紹介した文献として、穴沢大輔「ドイツにおける不法領得の意思―直近の約 10 年間の状況を中心に―」刑事法ジャーナル 76 号 (2023年) 31 頁以下。

⁽¹⁴⁾ BGHSt 1, 262; Rudolf Rengier, Strafrecht Besonderer Teil I, Vermögensdelikte, 23. Aufl., 2021, § 242, Rn. 89; Nikolaus Bosch, in: Schönke/Schröder, StGB, Kommentar, 30. Aufl., 2019, § 242 Rn. 47,u. s. w.

⁽¹⁵⁾ RGSt 61, 228; BGHSt 16, 190, u. s. w.

⁽¹⁶⁾ Rengier, a. a. O. (Anm. 14), § 242, Rn. 92; Bosch, a. a. O. (Anm. 14), S. 453, Rn. 47; 48 ,u. s. w.

⁽¹⁷⁾ 行為者が他人の預金通帳を持ち去って預金を下ろした後に返還するという,いわゆる「預金通帳事例」において,行為者に返還の意思があるとしても,預金通帳に化体された預金債権という価値を奪っていることから,所有権者排除意思が認められる。(Vgl. RGSt 22, 2)

よる処罰の可能性のみを認める(18)。

我が国の不法領得の意思と比較すると、ドイツにおける「排除意思」は軽微な(物の価値を減損させない)一時使用を処罰範囲から除外する機能を有する点で我が国の「権利者排除意思」に相当する一方、ドイツにおける「取得意思」は窃盗罪・強盗罪と器物損壊罪を区別する機能を有する点で我が国の「利用処分意思」に相当するものといえる。もっとも、日独の不法領得の意思についてはいくつか相違点がある。

まず、ドイツの「取得意思」と我が国の「利用処分意思」は、その体系的位置づけについて、以下のような相違がある。すなわち、ドイツでは窃盗罪や強盗罪は「所有権に対する罪」に位置づけられ、そこでの「領得(Zueignung)」とは「所有権の侵害」を意味するため、「取得意思」は「排除意思」と共に法益侵害性を基礎づける主観的違法要素としての性質を持つ⁽¹⁹⁾。これに対し、我が国では、窃盗罪や強盗罪は「占有移転罪」に分類され、「権利者排除意思」は占有侵害という構成要件からはみ出した実質的な法益侵害を基礎づける主観的違法要素⁽²⁰⁾とされる一方で、「利用処分意思」は(近時の通説によれば)領得罪の利欲犯的性格に鑑みた一般予防の必要性に基づく責任加重を基礎づける要件とされる点で、ドイツの「取得意思」と異なる。

また、「取得意思」と「利用処分意思」は、その内容についても以下のように異なる。まず、ドイツの「取得意思」は、取得した物体ないし物の価値を行為者が自己又は第三者の財産に組み入れる意思を有していたかどうかを基準とするのに対し、我が国の「利用処分意思」は物の効用を享受する意思を有していたかどうかを基準とする⁽²¹⁾。次に、ドイツの「取得意思」については確定的認識を超えた意図まで要求するのに対し、我が国の「利用処分意思」については必ずしもそこまでの意思が要求されているわけではない点で、「取得意思」の方が要求される認識レベルが厳格である。

さらに、「排除意思」についても、物体ないし物の価値について所有者からの持続的な排除を必要とする点で、我が国の権利者排除意思よりも定義上厳格なものといえる⁽²²⁾。

⁽¹⁸⁾ RGSt 64, 250; Rengier, a. a. O. (Anm. 14), § 242, Rn. 138; Bosch, a. a. O. (Anm. 14), S. 453, Rn. 55, u. s. w.

⁽¹⁹⁾ その意味において、ドイツ法的な観点からは、物体ないし物内在の価値についての所有権者の「排除」と行為者の「取得」は表裏一体の関係にあるともいえよう。

⁽²⁰⁾ 松原・前掲注(2)222頁。

⁽²¹⁾ 樋口・前掲注(5)18頁以下は、我が国の「効用を享受する意思」とドイツにおける「自己の財産に組み入れる意思」を異なるものと解した上で、「効用を享受する意思」の方がより処罰範囲を限定する機能、と捉えているようである(同19頁参照)。

⁽²²⁾ 樋口・前掲注(5)6頁参照。我が国の権利者排除意思についても、権利者排除=効用侵害の持続性を要求することは解釈上可能であるが、判例(最決昭和55年10月30日刑集34巻5号357頁)は自動車の一時使用につき権利者排除意思を認めており、持続性を必要条件としていない。なお、ドイツ刑法248条bでは乗り物の一時使用を処罰する旨を定めている。

(2) 画像消去目的での携帯電話の奪取に関する判例

ドイツでは近年,携帯電話のメモリ内に保存された画像を転送ないし消去する目的でスマホを 強奪した行為につき,不法領得の意思を否定して強盗罪の成立を否定した連邦通常裁判所決定が いくつか出されている⁽²³⁾。

まず、連邦通常裁判所 2012 年 2 月 14 日決定⁽²⁴⁾(以下、「BGH2012 年決定」とする)は、被告人 X が、被害者 A に暴行を加えて同人の携帯電話を強奪し、共同被告人 Y の妹と被害者 A が親しい関係にあることを示す画像を見つけ出し、自身の携帯電話に Bluetooth を用いて画像データを転送した後、A に携帯電話を返還しなかった行為について、X に不法領得の意思が認められないとして 249 条 1 項の強盗罪の成立を否定した。

同決定において、連邦通常裁判所は、従来の判例⁽²⁵⁾ によれば、「被告人が強要という手段を利用権の不当な行使を無理やり手に入れるためだけに用いる場合や…(中略)…,『破壊する』か『破棄する』か『放棄する』か『投棄する』か『隠匿する』か『損壊する』か,要求を押し通すための強迫手段として物を使用したり、単なる物の剥奪によって所有者を怒らせる目的で他人の物を持ち去る場合には、取得のために必要とされる、自己の財産の存続や第三者の財産の存続を変える意思を欠く」ので、不法領得の意思が欠ける、とした。その上で、「被告人が記憶装置を徹底的に調べたり、その際に見つかった画像データをコピーすることが、物(携帯電話)の本来的な使用の範囲内にあるということによって変わらないのであるが、それは、これによって(その物の)消費(Verbrauch)へと至るわけではないからである」(引用括弧内は筆者の補足)として、自己又は第三者の財産状態を変える意思を欠く以上、被告人には取得(Aneignung)の意思が欠けているとして、領得意思を否定した。

次に、連邦通常裁判所 2015 年 4 月 28 日決定⁽²⁶⁾(以下、「BGH2015 年決定」とする)は、被告人 X らが、被害者 A の携帯電話内にある売春婦 B の画像を消去して欲しいとの依頼を B から受けて、A を指定の場所に呼び出して暴行を加えた上で A の携帯電話を強奪し、B の画像を消去した上で携帯電話を A に返還しなかった行為について、被告人に不法領得の意思を否定して249 条 1 項の強盗罪の成立を否定した。同決定において、連邦通常裁判所は、被告人は携帯電話を持ち去る時点で画像を消去するのに必要な時間を超えて携帯電話を所持する意思を有していなかったのであり、携帯電話のメモリを捜索することやその際に見つかったメモリ内の画像を確認することは、携帯電話の本来的な使用の範囲内であっても消費(Verbrauch)には至らない以上、

⁽²³⁾ これらの判例とそれをめぐる議論を紹介したものとして、穴沢・前掲注(13)「ドイツにおける不法領得の意思―直近の約10年間の状況を中心に―」33頁以下参照。

⁽²⁴⁾ BGH NStZ 2012, 627.

⁽²⁵⁾ BGH NJW 1977, 1460; NJW 1985, 812; NStZ 2011, 699.

⁽²⁶⁾ BGH NStZ 2015, 371.

取得(Aneignung)の意思に欠けている、として領得意思を否定した。

これら2つの決定は、いずれも、行為者が携帯電話を被害者に返還する意思がなかったことから、行為者に排除意思は認められることを前提としている⁽²⁷⁾。その上で、BGH2012 年決定の事案は強奪の目的が携帯電話内の画像の転送であるのに対し、BGH2015 年決定の事案は強奪の目的が携帯電話のメモリに保存された画像の消去である点で異なるにもかかわらず、どちらの決定も、画像の転送ないし消去のために被害者の携帯電話を操作することは携帯電話の「本来的な使用の範囲内」であって「消費」に至らないとの理由から、取得意思を否定している。

このような判例の立場に対し、疑問を呈する見解も主張されている。

ある論者は、判例が被告人の携帯電話の使用が「本来的な使用の範囲内」にすぎず「消費」に 至らないことを理由に取得意思を否定した点について、連邦通常裁判所は「物の価値」という点 に着目して行為者が携帯電話の価値を消費したとはいえないことを理由にこのような判断をした のかもしれないが、(「物体」又は「物の価値」を領得の対象とする統合説を前提にすれば)たと え一時的であったとしても携帯電話という「物体」を取得したことは否定できないのであり、こ のことは、本を読む目的や内容をコピーする目的で盗む行為が窃盗罪になることからも明らかで ある、とする⁽²⁸⁾。それゆえ、携帯電話等の記録媒体に保存されているデータをコピーないし転送 する目的で携帯電話を奪取して一時的に所持していれば、領得意思(取得意思)を認めるのに十 分である、とする⁽²⁹⁾。

しかし、物体は、そこに何らかの効用・価値が化体してこそ要保護性が認められるべきところ、行為者がその物体の取得と共に物体に内在する効用・価値を自らが取得した(又は第三者に取得させた)といえなければ、「物体を取得した」と評価すべきではないだろう⁽³⁰⁾。そして、携帯電話機のメモリ内に保存されたデータをコピー・転送して利用するつもりで携帯電話を奪取・所持したとしても、行為者が成し遂げようとしたのはあくまでも「データの効用・価値の取得」であって、「携帯電話機(の価値)の取得」とはいえない。ましてや、2015年決定のようにメモリ内に保存されたデータを消去する目的で携帯電話機を奪取した場合であれば、尚更携帯電話機を取得したと評価することは困難であろう⁽³¹⁾。

また、奪取した携帯電話を操作すること自体が、行為者の取得意思を基礎づけている、との見解も主張される。すなわち、奪取した携帯電話のメモリ内の画像を探索してこれを転送すること は、奪取した携帯電話を使って通話することと変わらず、いずれも所有者でなければできない利

⁽²⁷⁾ Vgl. Jörg Eisele, JuS 2019, 403.

⁽²⁸⁾ Christian Jäger, JA 2012, 709f.

⁽²⁹⁾ Jäger, a. a. O. (Anm. 23), 710.

⁽³⁰⁾ 野村·前掲注(8)76 頁以下参照。

⁽³¹⁾ Vgl. Helmut Satzger, "Zueignungsabsicht bei der Wegnahme eines Mobiltelefons zur Löschung von Bilddateien", Jura 2016, 828.

用なのであるから、単なる破壊的な観点での利用を超えたものであり、取得意思は認められる、とするのである⁽³²⁾。この見解によれば、携帯電話のメモリ内の画像を消去する目的で携帯電話を奪取した場合も、メモリ内の画像を探し出して消去するという操作は所有者でなければできない利用であるとして、携帯電話に対する取得意思を認める余地が出てくる。しかし、奪取した他人の携帯電話を使って通話する行為と奪取した他人の携帯電話内の画像を探して削除する行為を同様に扱い、どちらも取得意思を認めることは、後述するようになお疑問の余地がある。

以上のように、判例に対して批判的な見解も主張されたが、その後も、通常裁判所は一貫して、画像消去目的で携帯電話を持ち去る行為について、不法領得の意思(とりわけ取得意思)を 否定している。

連邦通常裁判所 2018 年 12 月 11 日決定⁽³³⁾(以下,「BGH2018 年決定」とする)は、被告人 X らが電車を降りる際に、電車の車内で喧嘩をした被害者 A から唾を吐きかけられて携帯電話で写真を撮られたことに腹を立て、A の身体や顔面に激しい暴行を加えて負傷させて携帯電話を強奪し、内部に保存された X らを写した写真データを消去した上で、携帯電話をもみの木の下に放置した、という行為について、被告人に不法領得の意思を否定して 249 条 1 項の強盗罪の成立を否定した。

同決定においても、連邦通常裁判所は、「行為者が他人の物を『破壊する』、『破棄する』、『放棄する』、『投棄する』又は『損壊する』ために持ち去ったにすぎない」場合には領得意思が欠ける、とした上で、BGH2012 決定や 2015 年決定を引用し、「行為者が携帯電話を――時的にすぎない場合であっても―画像の消去に要する時間を超えて所持しようとした状況下でのみ、領得意思は認められるべきである」とする。しかし、本件で被告人が携帯電話を持ち去るに至った経緯や犯行後短時間で携帯電話の所持を放棄したことからすれば、被告人が画像の消去に必要な時間を超えて携帯電話を所持し続けようとしたわけではないから、取得(Aneignung)に向けられた意思が認定できない、としている。

また、連邦通常裁判所 2019 年 10 月 17 日判決 $^{(34)}$ (以下、「BGH2019 年決定」とする)も、恋人である被害者 A に振られたことに憤慨していた被告人 X が、A が他の男性と交際関係にあると思い、スマートフォンで他の男性との連絡を取ることを妨げ、スマートフォン内の他の男性との関係に関する情報を削除する目的で、A に暴行を加えてスマートフォンを奪い、通報によって駆け付けた警察官が到着するまでにこれを投げ捨てた、という行為について、被告人に不法領

⁽³²⁾ Holm Putzke, "Gewaltsame Wegnahme eines Mobiltelefons ohne deliktsspezifische Absicht", ZJS 2013, 314; Tobias Reinbacher, "Neue Herausforderungen an die Zueignungsabsicht i.S.v. § 242 StGB bei Daten- und Informationsträgern", ZStW 126 (2014), 666f.

⁽³³⁾ BGH, NStZ 2019, 344. 本決定を紹介した文献として、小池信太郎「写真データを消去する目的での携帯電話の奪取と不法領得の意思」判例時報 2422 号 (2019 年) 140 頁以下参照。

⁽³⁴⁾ BGH. NStZ-RR 2020. 141.

得の意思を否定して 249 条 1 項の強盗罪の成立を否定した。同決定において,連邦通常裁判所は,上述の BGH2012 決定や 2015 年決定,2018 年決定を引用して「行為者が物を破壊するのに必要な期間だけ所持する達成を追求する事は,なお取得意思の存在を基礎づけない」としつつ,行為者の取得意思の有無を判断するにあたり意味を持つのは,「行為者が利用によって,何らかの方法で,広い意味での経済的に利益を得ようとしたか否かや,それと共に,利用から直接的ないし間接的に何らかの性質を持つ経済的な利益か少なくとも実質的な利益を得ようとしたかどうか」である,とする。その上で,本件被告人にとって,携帯電話の強奪の時点で,他の男性と連絡を取る可能性を妨げ,他の男性との関係に関する情報を削除することが大事であったことからすれば,被告人が携帯電話内のデータを読もうとする行為を行ったとしても,取得意思(Aneignungsabsicht) を基礎づける利用とはいえない,としている。

3. 検討

(1) 権利者排除意思

占有移転罪は行為者が財物の占有を取得することで既遂に達するが、法益侵害の実体は財物の直接的な利用可能性の侵害であり、財物の利用可能性が実質的に侵害されたか否かは、最終的には占有移転後の行為者の利用態様によって決まる。すなわち、占有移転後の行為者の利用によって生じる法益侵害たる実質的な財産的損害ないしその危険を、占有移転時における行為者の意思内容の問題として先取りして要件化したのが権利者排除意思であるといえよう(35)。そして、ここでの実質的な財産的損害とは、被害者が当該財物から得べかりし当該財物の効用・価値を(可罰的な程度)侵害した場合に認められるべきである。したがって、情報を消去・毀損する目的で、当該情報が記録・保存された記録媒体(パソコンや携帯電話、USBメモリ、CD、DVD、文書などの紙媒体等)を奪取した場合に、前述のドイツのBGH決定のように記録媒体を返還しなかった場合には権利者排除意思は問題なく認められる。これに対し、一時的な奪取であった場合には原則として権利者排除意思は否定されるが、当該記録媒体の効用・価値が侵害されたといえる場合には、権利者排除意思が認められる余地があろう。具体的には、情報を消去・毀損することによって当該情報の記録媒体の効用・価値が侵害されたといえる場合には、記録媒体についての権利者排除意思が認められる可能性がある。

もっとも、本来、パソコンや携帯電話、USBメモリ、CDやDVD、紙といった情報記録媒体と、そこに保存・記載されている情報は、別個の効用・価値を有するものである。そのために、行為者が情報を消去・毀損する目的で一時的に情報記録媒体を奪取しても、あくまでも情報の利用可能性が害されたにすぎず、原則として情報記録媒体の利用可能性を侵害したとはいえな

⁽³⁵⁾ 佐伯仁志「不法領得の意思」法学教室 366号 (2011年) 79 頁など参照。

いであろう⁽³⁶⁾。しかし、取得・削除された情報が、それが保存・記録されている媒体の一部であるといえる場合には、記録媒体の利用可能性の侵害を認めうる余地があるように思われる。では、情報記録媒体とそこに保存・記録された情報との一体性が認められるのはいかなる場合であろうか。

あらゆる「物」は空間の中で人が知覚可能な形で存在しており、「人の知覚・認識(可能性)」が「物」の存在を基礎付ける要素となっている。そして、いかなる「物」も取引の対象となりうる以上、「物」に対する「知覚・認識」の主体は所有者でも行為者でもなく「一般人」であるべきである。すなわち、奪取した財物の客体の属性を判断するにあたっては、その物の社会的意義を一般人の認識可能性に従って判断すべきである。それゆえ、情報記録媒体に保存・記録された情報が記録媒体の一部であると評価しうるためには、一般人の観点や取引通念に照らして外形的に当該情報と記録媒体との「強い結び付き」が認められること、すなわち(一般人を基準とした)認識上の一体性が認められることが必要である。

また、財物侵害罪の各構成要件は被害者にとっての物の効用を保護する構成要件である。そして、物の効用は所有者の主観的な意図や目的を基礎として多元的に捉えられうるが、その中でもその物がその物であるといえるために不可欠な本質的効用は、通常一般人がその物に期待するであろう「最大公約数」的な効用といえ、その物の客観的な価値を決定づけるものであるといえよう。そうであるとすれば、利用可能性が害される一部分が「本体の一部である」と認められるためには、当該部分が少なくともその物本体の本質的効用の実現・享受に資するといえなければ、当該部分の利用可能性侵害によって「その物本体の利用可能性を侵害した」とは評価すべきではない。すなわち、消去・毀損された当該情報が、記録媒体の「情報ないしファイルを保存する」という本質的効用に資するといえなければ、記録の消去によって記録媒体の価値が下げられたとは評価しえないのではなかろうか。

かくして、記録された情報を記録媒体の一部分であると評価しうるためには、記録媒体とこれに記録された情報との間に、「一般人による知覚可能性」という観点から導かれる認識上の一体性と、「本質的効用の実現」という観点から導かれる機能的一体性が必要である。そして、この2つの一体性が認められるために、当該情報が一般的に記録媒体へ永続的に記録される性質のものでなければならない。

なお、このような判断基準は、領得罪における権利者排除意思の判断のみならず、(利用処分意思なく)情報を毀損・消去した行為につき情報記録媒体に対する毀棄罪が成立するか否かを判断する場合にも、同様に当てはまるといえよう⁽³⁷⁾。なぜならば、被害者にとって財物の効用が侵害されたといえるか否かの判断は、権利者排除意思の判断においても毀棄罪の成否の判断においても共通して妥当するからである。

⁽³⁶⁾ 松原・前掲注(2)225頁。

⁽³⁷⁾ 大塚・前掲注(10)216頁参照。

このように考えた場合、たとえば行為者が本や書類の記載内容の一部分を消去する目的で持ち去り、消去後短時間で被害者のもとに戻した場合、本や書類の記載内容は紙面に永続的に記載されるものであることから、本や書類と記載内容との間には、一般人を基準とした認識上の一体性も本や書類の「記載内容を閲覧して情報を得る(利用する)」という本質的効用の実現という観点から導かれる機能的一体性も認められ、本の一部についての利用可能性を侵害したとして、権利者排除意思は認められることになろう。

CDやDVDに記録された音声や映像データを消去する目的で持ち去り、消去後短時間で被害者のもとに戻した場合については、たとえば当該CDやDVDが元々音楽や映像が収録された作品として市場で売られているものであれば、歌や演奏の録音は取引通念上永続的に当該テープに記録される性質のものであることから、収録された音声ないし映像とCD・DVDの間に、一般人を基準とした認識上の一体性も、「商品として販売して交換価値を実現する」「購入した者が収録された音楽や映像を再生する」という当該CD・DVDの本質的効用の実現という観点から導かれる機能的一体性も認められ、CDやDVDの利用可能性を侵害したとして、権利者排除意思を肯定しうる(38)。

これに対し、パソコンのハードディスク内や携帯電話のメモリ内に保存された文書ファイルや映像・音声・画像データを消去・毀損する目的でパソコンや携帯電話を持ち去り、消去・毀損後短時間で返還した場合は、当該ファイルやデータが一般的に永続的に保存・記録されるものであるとはいえないので、これらを削除・毀損したとしてもパソコン(のハードディスク)や携帯電話(のメモリ)の利用可能性を侵害したとは評価できず、パソコンや携帯電話についての権利者排除意思は否定されることになろう。

もっとも、パソコンや携帯電話にインストールされたアプリを毀損したりアンインストールする目的で一時的に持ち去った場合には、たとえばメールや Word、Excel などのように当該アプリが永続的にデバイス内に保存される性質のものであれば、パソコンや携帯電話の一部の利用可能性を侵害したとして、デバイスに対する権利者排除意思を認める余地があろう。

(2) 利用処分意思

①情報の消去・毀損と利用処分意思

利用処分意思の有無を判断するにあたって、まず、上述のように消去・毀損された情報が当該情報の記録媒体の一部であると評価できる場合に、「(記録媒体の一部としての)情報を消去・毀損する」という行為について情報記録媒体の効用を享受する意思が認められるか否かを検討する必要がある。

情報記録媒体に保存・記録された情報を消去・毀損することによって行為者が追求しているの

⁽³⁸⁾ この点についての詳細な検討は、大塚・前掲注(10)220頁以下参照。

は、情報=情報記録媒体の一部の「不存在」という効用・利益である。このように財物の全部又は一部の存在をなくならしめることは毀棄にほかならないが、毀棄行為によって行為者が何らかの利得を追求している場合には、行為者に当該財物の「不存在」という効用を享受する意思がある、ということもできる。たとえば、Aから金銭を借り入れた X が貸金返還債務を免れるために A が占有している借用証書を奪取して焼却したという場合は、X は証書の不存在によって債務免脱という利益の取得を目論んでいることから、証書の不存在という効用を享受する意思がある、ということもできる⁽³⁹⁾。同様に、A から金銭を借り入れた X が A の占有する借用証書の記載内容を消去した後にすぐに返還した、という場合にも、X は証書の記載内容、すなわち証書の一部分の不存在という効用・利益を享受する意思を有しているということもできる。そこで、このような財物の「不存在」という効用を享受する意思をもって、利用処分意思を認める余地があるかが問題となる。

この点、領得罪は、被害者の効用を侵害することによる財物の効用享受意思が重い法定刑を基礎づけている (40) ことに鑑みれば、領得罪として重く処罰されることを正当化しうるためには、行為者が享受しようとする効用が「被害者が享受し得たはずの効用」でなければならない (41)。この「被害者が享受し得たはずの効用」に如何なる効用が含まれうるかは検討を要するところであるが、財物はその存在をもって価値を実現しうることからすれば、少なくとも財物の「不存在」という効用は「被害者が享受し得た効用」とはいえないだろう。そうだとすれば、そのような効用を享受する意思があることをもって占有移転罪の重い法定刑による処断を基礎づけるべきではない。たとえば、最決平成 16 年 11 月 30 日(刑集 58 巻 8 号 1005 頁)は、支払督促制度を悪用して叔父の財産を奪おうと企てた被告人が、内容虚偽の支払督促を裁判所に申し立て、送達に赴いた郵便配達員から叔父を装って支払督促状を騙取して直ちに廃棄することで叔父による異議申

⁽³⁹⁾ 佐伯・前掲注(35)82頁は、債務を免れるために借用証書を窃取して直ちに焼却する場合は、借用証書の焼却(毀棄)と債務免脱とが直接的に結びついており、借用証書の効用を直接的に享受する意思があるとして、不法領得の意思を認める(なお、山口厚『新判例から見た刑法〔第3版〕』(有斐閣、2015年)202頁も参照)。この論者は、財物の不存在によって直接的に得られる利益を享受する意思がある場合には、毀棄目的であっても利用処分意思を認める余地を残すことになる。

⁽⁴⁰⁾ このことは、利用処分意思を責任要素と解する立場からも違法要素と解する立場からも導かれる帰結と思われる。近時の通説のように利用処分意思を責任要素と解する立場からは、被害者にとっての財物の効用を侵害するという違法行為を手段とした利欲的動機の実現こそが一般予防の見地から強い非難に値するといえる以上、侵害された「被害者が享受し得た効用」を行為者が享受する意思こそが責任加重の正当性を基礎づけることになろう(林(美)・前掲注(13)12頁以下参照)。また、利用処分意思を違法要素と解する立場からも、被害者が「享受し得た効用」を行為者が奪った上で享受する(意思を有する)ことによって法益侵害性ないし規範違反性が基礎づけられることになろう(石井・前掲注(3)540頁参照)。

⁽⁴¹⁾ 高橋直哉「不法領得の意思について」山口厚ほか編『理論と実務の架橋』(成文堂, 2023年) 524 頁は、「他人の財物から効用を享受する行為は、通常は、その裏面において、他人がその財物から享受できるはずの効用の侵害を伴っている」とするが、同旨といえよう。

立ての機会を奪った、という被告人の行為について利用処分意思を否定している⁽⁴²⁾ のも、本件被告人には「督促状の不存在」という効用を享受する意思しか認められないところ、被害者である裁判所(国)⁽⁴³⁾ にとって享受し得た督促状の効用は「債務者に債務を通知する」という効用であって、「督促状の不存在」という効用は「被害者が享受し得た効用」とはいえないからであろう。

もっとも、当該財物の存在を「消滅させる(行為)」が当該財物の本質的効用である場合には、 当該財物をそのような本質的効用に適う形で消滅させるという効用は「被害者が享受し得た効 用」といえる。たとえば、食品や燃料は、それ自体を「食べる」あるいは「燃焼させる」ことが それぞれの本質的効用であるところ、食品や燃料をそのような本質的効用に適う形で消滅させる という効用は「被害者が享受し得た効用」であるといえる。したがって、行為者が食品を食べた り燃料を燃やす目的で奪取した場合には、「被害者が享受し得た効用」を享受する意思があると して、利用処分意思を認める余地が出てくるだろう(44)。

以上の理解を前提にすると、記録媒体に記載された(記録媒体の一部としての)情報を消去・ 毀損することで行為者が何らかの利益を得る目的がある場合であっても、そこでは「情報 (=記 録媒体の一部)の不存在という効用」を享受する意思しか認められない以上、利用処分意思を否 定すべきであろう。なぜならば、情報の保有者である被害者にとってみれば、情報は存在してこ そ価値があるものであり、情報(記録媒体の一部)の不存在・消滅という効用は「被害者が享受 し得た効用」とはいえないからである。

②情報記録媒体の操作と利用処分意思

このように、情報を消去・毀損する行為をもって当該情報の記録媒体についての利用処分意思を認める余地がないとしても、そもそも(目的如何を問わず)「記録媒体を操作・閲覧する」という行為そのものに、当該記録媒体の効用を享受する意思を認めうるだろうか。

しかし、結論からいえば、情報記録媒体を操作することのみをもって、直ちに記録媒体についての利用処分意思を認めることは困難である。たとえば、X が専ら A に嫌がらせをする意図の

⁽⁴²⁾ 最高裁は、支払督促正本等を「廃棄するだけで外に何らかの用途に利用、処分する意思がなかった場合には、支払督促正本等に対する不法領得の意思を認めることはできないというべきであり、このことは、郵便配達員からの受領行為を財産的利得を得るための手段の1つとして行った時であっても異ならない」として、領得意思を否定している。

⁽⁴³⁾ 本決定の事案において、処分行為者は郵便配達員であるが、郵便配達員ないし郵便局は送達先の住所に郵便物を配達すればその責務を果たしたことになる以上、行為者の詐取によって財産的損害は被らない。むしろ、ここでは、督促状を発送して督促状の処分権を郵便配達員(郵便局)に与えた裁判所(国)が、「債務者に債務を通知する」という責務を果たせないことで実質的な財産的損害を被っているといえ、本件はいわゆる「三角詐欺」の事案であるといえよう。

⁽⁴⁴⁾ もっとも、後述するように、「被害者が享受し得た効用」を享受する意思のみで直ちに利用処分意思 を認めてよいかは、検討の余地がある。

もと、Aの部屋に置いてある本の中のAにとってお気に入りのページをその場で破いた、という場合に、そもそも本の占有移転が生じていないことから(領得意思の有無を検討するまでもなく)器物損壊罪の成立を認めるにとどまるが、この場合、行為者は「本を手に取り、ページをめくる」というプロセスを経てから、損壊行為に及んでいる。このように、他人の財物を手に取り内容を確認・閲覧する行為は、器物損壊行為においてもなされうるものであり、確認・閲覧したことによって、行為者が如何なる効用・価値を享受する意思であったかを認定しない限り、利用処分意思を認める金地はないだろう。

このことは、情報記録媒体においても同様に当てはまる。パソコンや携帯電話といった情報記録媒体を被害者に無断で操作するだけでは利用処分意思を認めるべきではなく、操作の結果いかなる効用・価値を享受する意思であったかによって、利用処分意思は判断されるべきである⁽⁴⁵⁾。よって、たとえば被害者のパソコンや携帯電話を奪い去って、メール送信や通話をしたり、インターネットを利用したり、行為者にとって必要な画像などのデータを保存しようとした場合は利用処分意思が認められる余地があるが、保存されたデータファイルを消去する場合は、パソコンや携帯電話の価値を享受する意思がない以上、利用処分意思は否定されることになろう。

これに対しては、情報記録媒体に保存されたデータの「消去」も記録媒体の1つの機能であり、このような機能を利用する意思がある以上、利用処分意思を認められる、との反論が考えられ得る。しかし、権利者にとって情報記録媒体を利用する上で重要なのは、データを保存ないし記録することであり、データの消去は保存・記録を終了することにほかならない。データの「消去」という機能は、データの「保存・記録」という機能の反射的な機能にすぎず、それそのものが独立して権利者が享受しうる効用・利益とはいえない。したがって、「消去」機能を利用する意思を利用処分意思とするのは無理があろう。

(3) 事案の処理

以上の検討を踏まえて、冒頭の東京高判平成30年9月28日をはじめとする画像消去目的での 携帯電話奪取の事案の処理をすると、以下の通りになる。

携帯電話内の画像を消去する目的で奪取した場合,まず,ドイツのBGH2015 年決定・2018 年 決定・2019 年決定のケースのように,行為者が被害者に携帯電話を被害者に返還していない(返 還する意思を有していない)場合は,権利者排除意思は認められる(冒頭で紹介した平成30年 東京高判は,筆者が把握しうる限りにおいてはこの点について事実関係が明らかでない)。

⁽⁴⁵⁾ これに対し、冒頭で紹介した、効用享受意思に代わって「所有者のように振舞う意思」ないし「所有者のように振舞い自己の財産に組み入れる意思」によって領得罪と毀棄・隠匿罪を区別する理解によれば、効用の享受の有無は領得を基礎づける絶対的な基準にはならず、行為者が意図した取得後の物の扱いが「所有者でなければできない」ものであれば領得意思を認めるであろうから、情報記録媒体の操作自体が所有者でなければできないものであるとして、「所有者のように振舞う意思」が認められる余地があろう。

これに対し、行為者が携帯電話を被害者のもとに短時間で戻した場合は、原則として権利者排除意思を認めることはできない。もっとも、一時的な持ち去りであっても持ち去ることで携帯電話の効用・価値を可罰的な程度に侵害したといえれば権利者排除意思が認められる余地があるところ、画像データを消去したことをもって携帯電話の効用・価値を侵害したとして権利者排除意思を認めることはできない。なぜならば、画像データは携帯電話に永続的に保存される性質のものではない以上、画像データと携帯電話の間には一体性が否定され、画像データを携帯電話の一部と認めることはできないので、「携帯電話の一部を毀損した」、すなわち「携帯電話の価値を下げた」とはいえないからである。これに対し、たとえば、行為者が奪取した携帯電話にインストールされたアプリを削除した場合には、メールなどのように当該アプリがその性質上携帯電話に永続的にインストールされたままで使用される性質のものである場合には、携帯電話の価値を下げたとして、携帯電話に対する権利者排除意思を認める余地が出てくる。

もっとも、上記の検討の結果、仮に権利者排除意思を認め得る場合であったとしても、以下の 理由により、携帯電話内の画像データを消去する目的について利用処分意思を認める余地はない。

まず、権利者排除意思の段階で検討したように、画像データ自体が携帯電話の一部とは評価し得ない以上、携帯電話の一部としての画像データに対する利用処分意思は観念し得ない。仮にメールアプリのように携帯電話の一部とみなしうるアプリを消去した場合であっても、行為者は携帯電話の一部の「不存在」という効用を享受する意思しか有しておらず、そのような効用は「被害者が享受し得た効用」とはいえないので、利用処分意思は認めるべきでない。

もっとも、東京高判平成30年は、「財物としての携帯電話機の効用(通話、カメラ、各種データの保存等の機能)に照らしても、前記写真データの削除は、通常、本件携帯電話機の権利者に反して行い得ない」ことを理由に利用処分意思をも認めていることから、むしろ携帯電話のメモリ内の画像を探し出して消去するという一連の「操作」自体を、携帯電話に対する利用処分意思を肯定する根拠としているといえる。

しかし、他人の携帯電話を操作すること自体は、携帯電話を損壊する場合でも行いうるものであり、それだけをもって利用処分意思を基礎づけることはできない。操作の結果、携帯電話内在の効用・価値を享受したといえない限り、利用処分意思を認めるべきではなかろう。そして、携帯電話の動画・画像データの「消去」という機能は、データの「保存・記録」という機能の反射的な機能にすぎないのであり、被害者が享受しうる携帯電話内在の効用はいえないため、消去機能を利用することをもって利用処分意思を認めることもできない。この点、携帯電話を操作して画像を探索したり消去する行為につき、ドイツのBGH2015 年決定が携帯電話の本来的な使用の範囲内であっても消費には至らないとして「取得意思」を否定したことや、BGH2019 年決定が「何らかの性質を持つ経済的な利益か少なくとも実質的な利益を得ようとした」とはいえないとして「取得意思」を否定したことは、結論として妥当といえよう。

4. おわりに

本稿では、利用処分意思が認められるためには、行為者に「被害者が享受し得た効用」を享受する意思があることが必要である、と述べた。もっとも、「被害者が享受し得た効用」を享受する意思があることのみをもって利用処分意思を認めてよいかは、なお検討の余地がある。

たとえば、食料品店に陳列されている商品を、専ら店の店主に嫌がらせをする目的で持ち去って食べた場合、本稿の理解によれば、行為者は「食べる(口内に入れて嚥下する)」という効用を享受する意思を有しており、そのような効用は食料品の本質的効用といえる以上、行為者に「被害者が享受し得た効用」を享受する意思が認められることになる。しかし、このような行為は嫌がらせ目的で被害者の壺を持ち去って割るという器物損壊行為と有意な差がないともいえ、(「被害者が享受し得た効用」を享受する意思があるとしても)利用処分意思を否定する余地もあるように思われる⁽⁴⁶⁾。

また、携帯電話内に保存された画像を転送する目的で携帯電話を奪取した場合について取得意思を否定したドイツのBGH2012年決定についても、たしかに行為者が利用しているデータの「転送」という機能は消去機能とは異なり「被害者が享受し得る効用」といえるが、そのような効用を享受する意思さえあれば直ちに利用処分意思を認めてよいかはなお検討を要しよう。

このように、利用処分意思の有無を判断するにあたっては、被害者が享受し得た効用を「どのように」享受する意思であったかについても、考慮すべきであるように思われる。

この点を考慮するにあたっては、利用処分意思の内実や体系的位置づけに関するさらなる検討が不可避であろう。また、利用処分意思の内実を検討するにあたっては、近時主張される、冒頭で紹介した、効用を享受する意思に限らず「所有者として振舞い自己の財産に組み入れる意思」を利用処分意思とする見解の当否についても検討を要しよう。こうした検討を踏まえつつ、情報記録媒体に記録・保存された情報を利用・転送・複製する目的で奪取した行為についての不法領

⁽⁴⁶⁾ 名古屋高判令和3年12月14日 LEX/DB 25591557 は、YouTuber として活動していた被告人が、スーパーマーケットの店内において同店内に陳列されていた生魚の切り身を精算前にその場で包装を開封して中身を食べてから、直後にレジにて同商品の代金を精算し、その一連の行為を動画で撮影して自身の YouTube チャンネルにアップロードした、という事案において、代金精算前にスーパーマーケットの商品である生魚を精算前に食べた行為につき不法領得の意思を認めて窃盗罪の成立を肯定したが、本件においても、被告人は食べることそのものよりも、食べている様子を面白おかしく撮るという「被写体としての効用」を享受する意思で本件犯行に及んでいる(実際に本判決も「被告人は、正に、本件切り身という財物自体を用いて、これから生ずる『動画視聴者の興味を引くような面白い「絵」」という効用を享受する意思を有していた」として利用処分意思を肯定している)ことからすれば、利用処分意思を認めてよいかについてはなお検討の余地があるように思われる。なお、本判決に対する評釈として、大塚雄祐「刑事判例研究 代金精算前の商品の費消と窃盗罪の成否 [名古屋高判令和3.12.14]」早稲田法学98巻3号(2023年)163頁以下参照。

得の意思の有無については、今後の検討課題としたい。

(原稿受付 2023 年 6 月 21 日)

「カレツキ体系」について

松谷泰樹

要 旨

Kalecki (1933) の場合, Keynes (1936) とは異なる形で、『一般理論』の核心を成り立たせている 3 つの構成要素 — (1) 消費(貯蓄)の決定、(2) 投資の決定、(3) 利子率の決定 — を 1 つの理論に組み込んでいるが、それを基礎にして、国民所得全体の決定を示す有効需要の原理の理論的枠組みが、カレツキ自身の展開により、構築されうるということを、コンパクトな完結した「カレツキ体系」として提示し、そして、そこから得られる洞察を明らかにする。それによって、伝統的な「古典派」の経済学とは異なる、マクロ経済学という「新しい経済学」の性格が、そしてまた、資本主義経済という「制度」の特性についても、浮き彫りにされる。

キーワード:カレツキ、ケインズ、「古典派」経済学、マクロ経済学、有効需要の原理

I. はじめに

1980年にノーベル経済学賞を受賞したローレンス・クライン(Lawrence Robert Klein)は、その著書『ケインズ革命(The Keynesian Revolution)』(Klein 1947)において、「ケインズの革命的な貢献は何であろうか……革命は、有効需要の理論、すなわち全体としての産出水準の決定の理論を発展させた点につきるのであった」(Klein 1947, p. 56)と、『雇用、利子および貨幣の一般理論(The General Theory of Employment, Interest and Money)』(Keynes 1936)の核心を明らかにしている。そして、「ケインズ体系における要素は、何かの折に経済学の文献中のどこかで論ぜられていた。ところが、いまだかつて誰1人として、(1)消費(貯蓄)性向、(2)資本の限界効率、および(3)流動性選好に基づき、完結かつ決定的なモデルを1人でつくりあげた理論家はいなかった」(Klein 1947, p. 124)とし、Keynes(1936)の理論の構成要素に着目することにより、『一般理論』の革新性を明らかにしている。

ところが、クラインは、Klein (1947) の第 2 版としての Klein (1966) において、ケインズ『一般理論』 (Keynes 1936) の革新性を明らかにしている叙述部分にたいして、新たに、次のような註を付け加えている。「これは、カレツキ [Michał Kalecki] の先行的で完全なモデルを考慮するよう、修正されるべきである」 (Klein 1966, p. 189)。

松谷 (2004) が明らかにしているように、有効需要の論理 ⁽¹⁾ にもとづき所得が決定されるという「核心」は、Kalecki (1933) によって、Keynes (1936) に先立ち、提示されていた。しかしな

がら、資本家と労働者の 2 階級モデルである Kalecki(1933)が、国民所得全体の決定を提示できるのは、国民所得の分配比率の決定を示す Kalecki(1938)の独占度理論を結合させることによって、初めて可能になるものなのである。

本稿の目的は、Kalecki (1933) の場合、Keynes (1936) とは異なる形で、3つの構成要素 — (1) 消費 (貯蓄) の決定、(2) 投資の決定、(3) 利子率の決定 — を1つの理論に組み込んでいるが、それを基礎にして、カレツキ自身の理論展開により、国民所得決定の理論的枠組みが、4つのグラフから成る、コンパクトな完結した「カレツキ体系」として提示されうること、そして、そこから得られる洞察を明らかにすること、これである。それは、伝統的な「古典派」の経済学とは異なる、マクロ経済学という「新しい経済学」(2) の性格を、そしてまた、資本主義経済という「制度」の特性についても、浮き彫りにしているものなのである。

以下では、まず、II. において、不完全競争を想定し、有効需要の論理にもとづき国民所得の決定を明らかにする、カレツキのマクロ経済モデル――すなわち、「45 度線モデル」と呼ばれているもの――について確認する。そのうえで、III. において、マクロ経済学の誕生という「革命」をもたらした、「完結かつ決定的なモデル」を成立させている構成要素について確認する。それらをふまえて、IV. において、「カレツキ体系」を提示し、考察する。

II. カレツキのマクロ経済学: [45 度線モデル]

カレツキのマクロ経済学は、有効需要の論理にもとづき、国民所得が決定されることを明らかにしている。それは、Kalecki (1933) を基礎とする、不完全競争の下での資本家と労働者からなる 2 階級モデルである。ここでは、まず、Kalecki (1933) における、有効需要の論理にもとづく、所得決定の理論(「Kalecki (1933) モデル」)を確認し、つぎに、それを基礎にして構築される「カレツキのマクロ経済モデル」を確認することにする⁽³⁾。

1. Kalecki (1933) モデル

Kalecki (1933) は、資本主義経済における景気循環の自律的メカニズムを、投資と資本ストックの相互関係から明らかにしているものであるが、その根底において、有効需要の論理にもとづき、資本家の所得が決定されることを明らかにしている、資本家と労働者からなる経済を想定している 2 階級モデルである (4)。そこでは、趨勢の伴わない封鎖経済体系が想定され、政府部門は捨象されている (5)。また、人口の増減、技術進歩、中央銀行の政策も、捨象されている。そして、集計化された経済的諸変数には、物価変動の効果を除去した実質値が用いられている。

これらの想定の下で、Kalecki (1933) による所得決定のモデルは、以下の3本の方程式によって構成されている。

(1)
$$P = C_k + A$$

(2)
$$C_k = B_0 + \lambda P$$

(3)
$$A = \bar{A}$$

(1) 式は、Kalecki (1933, p. 68) において提示されているものである。それは、資本家の所得、すなわち、粗利潤 P は、その消費 C_k と、粗蓄積 A、すなわち、投資によって決まるものであることを示している。それは、いわば、「利潤方程式」と呼ぶことができるものである。(2)式も、また、Kalecki(1933, p. 69)において提示されているものである。それは、資本家の消費関数を表している。つまり、資本家の消費 C_k は、固定的な基礎消費部分 B_0 、および、粗利潤 P に比例する部分 λ P という、2 つの部分によって決まるものであることを示している。その場合、 B_0 の値は通常は正、 λ は 1 より小さい正の係数であると見なされている。また、P の係数である λ は、資本家の限界消費性向を表している。(3)式は、粗蓄積 A、すなわち、投資財の生産を表している。それは、Kalecki(1933、pp. 75-76)における論理から導き出されるものであるが、投資財の生産 A は、当該期間より以前の期間において決定されているものであるとされているので、所与で、一定 Λ として扱うことができるのである。

以上の (1), (2), (3) 式からなる 3 本の方程式において,資本家の基礎消費 B_0 を定数,資本家の限界消費性向 λ をパラメーターと見なせば,未知数は,粗利潤 P, 資本家の消費 C_k , 粗蓄積 A の 3 つであり,方程式の数と一致する。したがって,以上の 3 本の方程式から,

(4)
$$P = \frac{B_0}{1-\lambda} + \frac{1}{1-\lambda} \bar{A}$$

が得られる。(4) 式は、外生変数と見なされる粗蓄積 A の値が、 \bar{A} として与えられれば、有効需要の論理にもとづき、資本家の所得である粗利潤 P が決定されることを示している $^{(6)}$ 。

2. カレツキのマクロ経済モデル

Kalecki (1933) によるモデルにおいて明らかにされている所得の決定とは、資本家の所得である利潤の決定である。それを「基盤 (cornerstone)」として、国民所得の決定を明らかにするには、Kalecki (1929) において示されている国民所得のバランスシートと、Kalecki (1930) における生産物価値についての考察、そして、不完全競争を想定する Kalecki (1938) における国民所得の利潤と賃金の分配比率決定の理論を結合させることによって構築される、「カレツキのマクロ経済モデル」により、初めて可能になるものである(7)。

「カレツキのマクロ経済モデル」は、不完全競争を想定し、有効需要の論理にもとづき、国民所得の決定を示すものである。それは、以下の8本の方程式によって構成されるものであるが、そこでは、封鎖経済が想定されており、また、中央銀行の政策や政府部門は、捨象されているなど、「Kalecki (1933) モデル」と、全て同一の仮定が置かれている。

- $(5) Y_s = Y$
- (6) Y = P + W
- (7) $P = (1 \alpha) Y$
- (2) $C_k = B_0 + \lambda P$
- (8) $Y_d = C_k + A + C_w$
- (3) $A = \bar{A}$
- (9) $C_{w} = W$
- $(10) Y_{s} = Y_{d}$

(5) 式は、Kalecki (1929, p. 15) で提示されている国民所得のバランスシートをあらわす 2 つ の表から得られるものである。それらにもとづけば、社会全体における付加価値の生産である総 生産 Y。は、その生産に携わった経済主体にたいして所得として余すことなく分配されるので、 国民所得 Y に等しいことを表わしている。(6) 式は, Kalecki (1930) の考察により, 国民所得 Yは、最終生産物価値として導き出されることにもとづいている。そして、Kalecki (1933) およ び Kalecki (1938) では、資本家と労働者からなる 2 階級モデルが想定されているので、(6) 式 のように、国民所得 Y は、資本家の所得である粗利潤 P と労働者の所得である賃金 W の和に等 しいものとして表わされている。(7) 式は、松谷 (2004, 64-65 頁) により、Kalecki (1938) から 導き出された、国民所得に占める利潤の相対的分け前を表わしている。そこにおいて提示されて いる、労働分配率 α は、独占度を反映したものとして導出されている $^{(8)}$ 。(2) 式は、Kalecki (1933, p. 69) において明示されている, 資本家の消費関数であり, 資本家の消費 C_k は, 基礎消 費部分 B_0 と粗利潤に比例した λP の 2 つの部分から成り立っている。 B_0 の値は、通常は正であ るとされている。λは、1より小さい正の係数で、資本家の限界消費性向を表わしている。(8) 式は、総需要 Ya が、資本家の消費支出 Ck, 投資支出 A, および、労働者の消費支出 Cw から成 り立っていることを示している。(3) 式は、Kalecki (1933) による投資関数である。そこでの粗 蓄積 A,すなわち,ある時点における投資財の生産は,その時点より以前に決定されたもので あり、外生変数として扱われる。したがって、当該時点における投資 A は、所与で、一定 Ā と して表わされている。(9) 式は、Kalecki (1933, p. 69) における、「労働者の貯蓄を捨象する」 という仮定により、労働者の消費 C。は、賃金 W に等しいものであることを表わしているが、 それは、限界消費性向が1に等しい、労働者の消費関数を表している。(10)式は、一般に、「マ クロ均衡条件」と呼ばれている関係式であり、総生産ないし総供給 Y_s と、総支出ないし総需要 Y_a の,事後的な均衡を示すものとして,Kalecki(1929, p. 15)における国民所得のバランスシー トから、導き出されているものである。

以上の8本の方程式で構成されるモデルの未知数は、国民所得Y, 粗利潤P, 賃金W, 資本

家の消費 C_k 、粗蓄積ないし投資 A、労働者の消費 C_w 、総生産ないし総供給 Y_s 、総支出ないし総需要 Y_d の 8 つであり、方程式の本数と未知数の個数は一致する。このようなモデルによる、連立方程式体系は、(11) 式のように、1 本の方程式として表わすこともできる。

(11)
$$Y^* = \frac{B_0}{(1-a)(1-\lambda)} + \frac{1}{(1-a)(1-\lambda)} \bar{A}$$

(11) 式において、右辺の第1項に掲げられている、資本家の基礎消費部分 B_0 は、一定と仮定されている。そして、右辺の第1項および第2項に掲げられている、労働分配率 α は、Kalecki (1938) において、平均独占度 $\overline{\mu}$ によって決定されるものであるとされているが、短期においては不変であると想定されているので、 α はパラメーターと見なされるものである。さらに、右辺の第1項および第2項に挙げられている、資本家の限界消費性向 λ も、また、パラメーターと見なすことができるものである。したがって、(11) 式は、当該時点における粗蓄積、すなわち、投資 A の水準が、過去の時点において決定されたものとして、一定 \overline{A} として与えられれば、当該時点における国民所得が、均衡国民所得 Y^* として、決定されることを表している。そして、そのような「カレツキのマクロ経済モデル」は、松谷 (2019、65 頁) において描かれている、「45 度線モデル」として図示されうるものなのである $^{(9)}$ 。

III. 構成要素

マクロ経済学の誕生という「革命」(Klein 1947, p. 56)をもたらした,「完結かつ決定的なモデル」を成立させている「3つの構成要素」のうち,「消費の決定」については,すでに,II.において確認した。ここでは,残りの2つ,すなわち,「投資の決定」と「利子率の決定」について,確認する。

1. 投資の決定

生涯にわたり景気循環の研究に取り組んだカレツキは、それについての最後の論文で、次のような主張している。「長期的趨勢とは、短期的状態の連鎖の、緩慢ながらも変化し続ける構成要素にすぎず、独立した実体などもたない」(Kalecki 1968, p. 263)。そして、「景気循環理論において採用されているアプローチは、2つの関係を確立することによって成り立っている。1つは、投資によって創出される有効需要の、利潤と国民所得にたいする影響にもとづいているものである。もう1つは、大まかに言えば、投資決意が、経済活動の水準と変化率によって決定されることを明らかにしているものである」(ibid.)としている。このようなカレツキの考え方に従えば、投資決意とそれにもとづく投資による、短期における国民所得の決定の理論が、カレツキの経済学の根底にあることが認められる⁽¹⁰⁾。

(1) Kalecki (1933) による考察

投資の決定については、Kalecki(1933, pp. 73-74)において、次のように捉えられている。すなわち、「所与の時点における投資財注文(investment orders) $I^{(11)}$ の規模は、予想純収益性 (the anticipated net profitability) $[p_n/k]$ に依存して決まるものである」。資本家 (12) が、資本設備(capital equipment)の建設に、資本 k を投下するか否かを思案する場合、「第一に(in the first place)」(Kalecki 1933, p. 73)、「予想粗利潤(the anticipated gross profit)p」を推定するものであるとされている。したがって、その場合、予想粗利潤 p から、以下の 3 つの項目が控除されなければならないとされている。すなわち、(i)減価償却 β k(β は減価償却率)、(ii)資本 k にたいする利払い総額 ik(i は利子率)、(iii)将来の流動資本(the future circulating capital)にたいする利息総額 iyk(γ は、固定資本(fixed capital)k との関係性を示す比例定数)、である。これらをふまえることにより、固定資本 k にたいする「投資の予想収益性(the anticipated profitability of investment)」、すなわち、「予想純収益性」(本稿では p_n/k として表記する)が、以下の(12)式のように表されることになるとされている。

$$(12) \quad \frac{p_n}{k} = \frac{p - \beta \, k - i k - i \, \gamma \, k}{k} = \frac{p}{k} - \beta \, - \, i \, (1 + \gamma \,)$$

(12) 式における 2 つの「係数(coefficients)」、 β および γ は、景気循環を通して、「一定(constant)」と見なしうるものであるとされている。また、i は、所与の時点における、利子率であるとされている。そして、最終的に整理した式としての、右辺の第1項に掲げられている、「予想粗収益性(the anticipated gross profitability)p/k」は、現存する諸工場(existing plants)の「現実の粗収益性(the actual gross profitability)P/K」から推定されうるものであるとされている。すでに、Kalecki(1933、p. 72)において、所与の時点に存在している工場の「資本設備(capital equipment)」の規模は、Kで示されている。また、これらの工場の「総粗利潤(total gross profits)」は、「集計的な実質粗利潤(aggregate real gross profits)P」に比例しているものであるとされている。したがって、既存の工場の収益性は、「粗収益性(the gross profitability)P/K」に比例しているものであると見なされているので、p/kは、P/Kにもとづいて推定されうるとされているのである。その結果、「投資財の生産 A」に等しい、それより以前の所与の時点においてなされる、「投資財の注文 I」の動向については、「資本設備の規模 K」とのかかわりによって捉えられるものであり、「粗収益性 P/K」と「利子率 i」に依存する、「I/K」によって決まるものであるとされているのである(Kalecki 1933、p. 74)。この比率を「投資決意」呼ぶことにしよう。そして、それが、Kalecki (1933、p. 98)において、

(13)
$$\frac{I}{K} = f\left(\frac{P}{K}, i\right)$$

として、定式化されているものなのである。(13) 式において、f は、「粗収益性 P / K」の増加 関数 (an increasing function) であり、かつ、「利子率 i」⁽¹⁴⁾ の減少関数 (a diminishing function) であるとされている。そして、「利子率 i」は、景気循環のなかで、景気の上昇局面においては上昇し、下降局面において低下するものであることが知られているので、それは、「先験的なもの (a priori)」(Kalecki 1933, p. 74)として捉えられるとされているのである $^{(15)}$ 。したがって、「利子率 i」は、「粗収益性 P/K」の増加関数として捉えられることになるので、近似的に、「投資決意 I/K」は、

$$(14) \quad \frac{I}{K} = \Psi\left(\frac{P}{K}\right)$$

として表すことができるものであるとされている。それゆえに、カレツキにおいては、「利子率は、 投資決意にたいして、二次的な重要性(secondary importance)しかもたない」(Kalecki 1933, pp. 97-98)ものであるとされることになり、よって、(14) 式として表されているように、「最も 重要(prime importance)な要素は、疑いなく、既存の工場によってもたらされている粗収益 性である」(Kalecki 1933, p. 98)ということになるのである。

(2) Kalecki (1937b) による考察

Kalecki (1937b) は、ある期間における、所与の資本家⁽¹⁶⁾ によって企てられた投資の規模の決定という問題を主題にしている。そこでは、ある産出物を生産する工場の建設を企てている、個別経済主体としての資本家が取り上げられている。そして、「投資の規模(the size of investment) k_0 」は、「投資の限界効率(marginal efficiency of investment)」が、「利子率と危険率の合計(the sum of the rate of of interest ρ and rate of risk σ)」に等しくなる水準に決まるものであるということが明らかにされている(Kalecki 1937b, p. 441)。このように、Kalecki (1937b)においては、「投資の効率性(the efficiency of investments)」(Kalecki 1937b, p. 440)という概念が用いられているのであるが、それは、それに先立つ Kalecki (1933)において、すでに提示されている「予想純収益性〔 p_n/k 〕」(Kalecki 1933, p. 73)と見なすことができるものなのである。

そして、「予想純収益性 p_n/k 」において、投資の規模の決定にかかわるものとされている「利子率 i」について吟味しているのが、Kalecki(1937b)において展開されている「危険逓増の原理(the Principle of Increasing Risk)」なのである。Kalecki(1937b, p. 440)においては、(12)式から得られる「予想純利潤 p_n 」については、「資本の効率性 ϵ 」という概念が用いられて、

(15)
$$p_n = k \cdot \varepsilon$$

として表されている。そこでは、もし、投資額 k が与えられれば、「投資の効率性 ϵ 」が最大になるような「生産方法 (a method of production)」が選択されるものと想定されている(Kalecki 1937b, p. 440)。このように考えれば、それぞれの k の値にたいして、「予想純利潤 p_n 」を最大にする、すなわち「最大予想利潤(maximum prospective profit) p_m 」とされる、明確な値が存在

するとされている。したがって、それは、

(16)
$$p_m = f(k)$$

として表されるものであるとされている。

それでは、所与の時点において、それぞれの k の値を最大にする生産方法が与えられているならば、個別経済主体としての資本家は、「最適な k (the optimum k)」——すなわち、「投資の規模 (the size of investment)」——を、どのようにして決定するのであろうか。 (12) 式により、「予想純利潤 p_n 」は、個別経済主体としての資本家の「期待」(すなわち、「長期期待」)にもとづいて形成される「予想粗収益性 p/k」の増加関数であると見なされているが、その一方で、「利子率i」の減少関数であると見なされている。その「利子率」について、Kalecki(1937b、pp. 440-441)においては、資本家が、「投下資本(the capital invested)」を借り入れる場合、「市場利子率(the market rate of interest)」が課されることになるとされているが、その場合、さらに、その借入れにたいする「危険(risk)」を見込んでの歩合——すなわち、「危険率(the rate of risk) σ 」(Kalecki 1937b、p. 441)——が付け加えられるとされている。したがって、Kalecki (1933、p. 73)における「予想純利潤 p_n 」は、Kalecki (1937b、p. 440)では「予想利潤 p」として表されているが、それは、さらに「予想利得(prospective gain)g」(Kalecki 1937b、p. 441)と書き改められて、以下のような、(17) 式として表されている。

(17)
$$g = p_m - (\rho + \sigma) k$$

そして, 「予想利得 g」が最大になるような, 借入れによる投下資本量 k は,

(18)
$$\frac{dg}{dk} = \frac{dp_m}{dk} - (\rho + \sigma) \frac{dk}{dk} = 0$$

として求められるとされている。ゆえに,

$$(18') \frac{dp_{m}}{dk} = \rho + \sigma$$

が得られている。したがって、(18') 式を満たすような値のkが、「最適投下資本量 (the optimum amount to be invested)」 (Kalecki 1937b, p. 441) であるとされているのである。そのうえで、(18') 式は、(16) 式を投下資本量kで微分したものに相違ないので、よって、

$$(19) \quad \frac{dp_m}{dk} = f'(k)$$

として表されている。その場合、f'(k) を「投資の限界効率(marginal efficiency of investment)」 (Kalecki 1937b, p. 441)と呼んでいるのである。つまり、「最適な生産方法(optimum method of production)」が用いられる場合、「〔最適な〕投資の規模 k_0 」は、「投資の限界効率 f'(k)」が、「利子率 ρ と危険率 σ の合計(the sum of the rate of interest ρ and rate of risk σ 」と等しくなる

水準に決定されるものであるとされているのである(Kalecki 1937b, p. 441)。

Kalecki (1933, p. 73) では、所与の時点における「利子率i」は、「一定」と見なされており、そのように単純化された「利子率i」は、「投資の規模」にたいして、「独立的な(independent)」ものと見なされている。しかしながら、Kalecki (1937b, p. 442) においては、単純化された「利子率i」を構成している、1 要素である「危険率 σ 」を「一定」とみなすという、その「仮定 (assumption)」こそが、「有限な投資(limited investment)」という問題についての「現実的な解(a realistic solution)」を得るために、棄却されなければならないものであるとされている。

Kalecki (1937b, pp. 441-442) において、その理由が提示されている。まず、1 つめは、「投資の限界効率 ε 」が「逓減する (falls)」ということについての否定である。もう1 つは、「限界危険の逓増 (the increase of marginal risk)」を妥当とすることである。

「投資の限界効率 ε 」が逓減する理由は、2つあるとされており、それらが Kalecki(1937b, pp. 441-442)において否定されている。1つめの「規模の不経済(large scale dis-economies)」については、「技術的な理解(technological interpretation)」が誤っているとされている。2つめの「不完全競争(imperfect competition)」については、競争が完全(perfect)ならば、投資の限界効率 ε は、利子率 ρ と危険率 σ の合計を上回り、投資の規模 k_0 は、不確定(infinite)なものになる。ところが、不完全競争(imperfect competition)では、所与の産業において、規模の大きな事業のみならず規模の小さな事業についても、同時期に着手されているという事実が説明できないとされている。ゆえに、投資の規模を規定する、その他の要素が必要になる。それが、これまでの議論において考慮に入れられていなかった、投資量の増加に伴う、「限界危険の逓増(the increase of marginal risk)」(Kalecki 1937b, p. 442)であるとされているのである $^{(17)}$ 。

投資量の増加に伴って、「危険」が限界的に逓増する理由は、2つあるとされている(Kalecki 1937b, p. 442)。1つめは、固定資本にたいする投下資本量を増やせば増やすほど、万が一その事業が失敗した場合、資本家の「富の状態(wealth position)」は、ますます大きな危険にさらされることになるというものである。もう1つの理由は、工場のようなきわめて特殊な財の売却に伴う、「『非流動性』の危険(the danger of 'illiquidity')」である。

「危険逓増の原理」に従えば、「資本家の自己資本は均等ではないので、所与の時点に、所与の産業において着手される事業の規模は、均等ではない」(Kalecki 1937b, p. 443)とされている。したがって、「『ビジネス・デモクラシー(business democracy)』は、誤謬(a fallacy)である。自己資本(own capital)こそが『投資を決める要因(a factor of investment)』なのである」(Kalecki1937b, p. 443)と明言されている。 そして、「資本量 k_0 は、今や、投資の限界効率が、限界危険 σ と利子率 ρ の合計と均等になるという条件によって、与えられる。 ρ + σ 曲線は……右上がりの曲線である。よって、限界効率曲線との交点(the point of intersection)が、投資の規模を決定する。そして、この点は、たとえ、規模の不経済や不完全競争が欠如しているとしても、存在するのである」(Kalecki 1937b, p. 443)と結論されている。その場合、不完全競争は

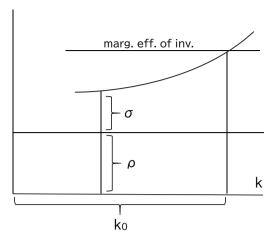


図1 危険逓増の原理 (Kalecki 1937b, p. 443)

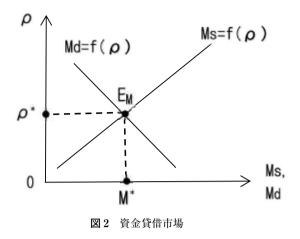
無視されて、「規模にたいする収穫不変(constant returns to scale)」が想定されているので、 投資の限界効率は、不変であるとされている。ゆえに、限界効率曲線は、図1に示されている ように、横軸にたいして水平に描かれている。それは、「〔規模にたいする収穫〕不変の生産方法 (a constant method of production)」(Kalecki 1937b, p. 443)の採用を表している。

2. 利子率の決定

Kalecki (1933) における利子率の決定については、松谷 (2004, pp. 71-72) によって、次のように明らかにされている。「利子率の決定にかんする Kalecki (1933) の議論は、Keynes (1936) の流動性選好説にかんする議論とは、異質なものになっている。Kalecki (1933, pp. 79-81) における貨幣需要は、投資活動における資金需要に着目して論じられているものである。投資活動は、予想収益の上昇とともに活発化するが、これは、投資財の注文から生産の過程において、『信用膨張』を招く。そのなかで、銀行は、バランスシート上の現金残高を確保するために、預金金利を引き上げる。他方、より一層の貸出は、『貸手の確信』を弱めるため、貸出金利は更に引き上げられる。ゆえに、投資活動による資金需要が高まる景気循環の上昇局面では、貸出金利と預金金利の格差の拡大が、また、下降局面では逆の状況の発生がもたらされる(Kalecki 1933、pp. 79-81, 93-98)のである。Kalecki (1933) における貨幣需要の議論は、投資活動に伴う信用創造を取り上げて、利子率の決定を示すものとなっている」。

このような銀行の利子率をめぐる行動は、資金貸借市場(金融市場)における「貸手」の行動の一般的傾向として捉えられるものであろう。この一般的傾向は、いま、利子率を ρ 、資金供給を M_s とすれば、 $\rho=f(M_s)$ という関数として表すことができる。この場合、利子率 ρ は、資金供給 M_s の増加関数である。これをグラフで表すならば、横軸で資金供給 M_s 、縦軸で利子率 ρ を 測る二次元空間において、右上がりの曲線として描かれる。

一方、資金貸借市場における「借手」の行動について見てみよう。これについては、先述の



「III. 構成要素」の「2. 投資の決定」における「(2) Kalecki (1937b) による考察」により、利子率 ρ が低下した場合,限界危険曲線 ρ + σ も,また, ρ が低下しただけ下落するものとされている。したがって,水平に描かれている資本の効率曲線との交点は,右方向へ移動することになるとされている。また,この場合,資本家によって計画および採用された生産方法は変化しないものとされているので,投資規模が増加することになるとされている(Kalecki 1937b, p. 444)。このような資本家の行動は,資金貸借市場における「借手」の行動と見なされるものである。したがって,それは,先の「貸手」の資金供給の場合と同様に,利子率 ρ 0、そして,資金需要を M_d とすれば, M_d = f (ρ) という関数の形で,一般化できるものである。その場合,資金需要 M_d は,利子率 ρ 0減少関数である。

ところで、資金供給については、 $\rho=f(M_s)$ という関数として捉えられるものであり、その場合、利子率 ρ と資金供給 M_s の関係は、一対一対応であると見なされているものである。よって、いま、この関数を読み替えて、 $M_s=f(\rho)$ と表すことにしよう。この場合、資金供給 M_s は、利子率 ρ の増加関数である。

したがって、資金貸借市場における「貸手」と「借手」にかんする、これら2つの関数を、グラフで表せば、図2のようになる。図2は、横軸で、資金供給量 M_s 、および、資金需要量 M_d 、縦軸で、利子率 ρ を測るものとする。このような横軸と縦軸によって作られた二次元空間において、単純化して、右上がりの直線として描かれた資金供給曲線 M_s と、右下がりの直線として描かれた資金需要曲線 M_d は、 E_M で交わる。この交点 E_M から横軸に垂線を下ろして得られる垂線の足 M^* は、資金貸借市場における需給均衡を示している。一方、交点 E_M から縦軸に向かって下ろした垂線の足 ρ^* は、均衡利子率を示している。以上のように、Kalecki(1933)と Kalecki(1937b)により、資金貸借市場における、利子率の決定を導き出すことができる。

IV. カレツキ体系

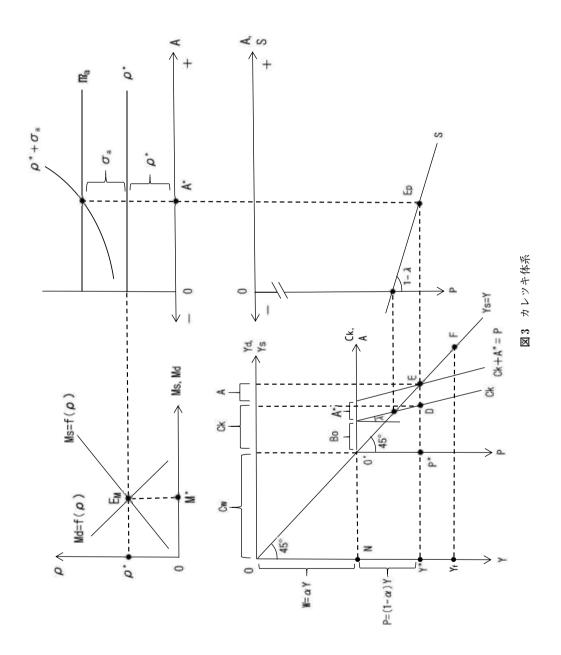
1. 「カレツキ体系」の形成

以上のように吟味された、3つの構成要素 — (1) 消費の決定、(2) 投資の決定、(3) 利子率の決定 — からなる「カレツキ体系」は、グラフで表せば、図 $3^{(18)}$ として示される。図3は、北西のグラフから時計回りに、4つのグラフによって構成されている。

図 3 について,第 1 に,北西に位置しているグラフは,資金貸借市場における,「利子率の決定」を表しているが,それは,すでに,図 2 として示されているものである。そこにおいて,横軸は,貸手の資金供給 M_s と借手の資金需要 M_d を,縦軸は,利子率 ρ を,それぞれ測る。先に考察したように,資金供給曲線については,資金供給 M_s が,利子率 ρ の増加関数として読み替えられており,右上がりの曲線として描かれる。一方,資金需要 M_d は,利子率 ρ の減少関数として捉えられるので,右下がりの曲線として描かれる。これら 2 つの曲線の交点 E_M から横軸に向かって垂線を下ろせば,垂線の足 M^* が得られる。その水準 M^* が,資金貸借市場における需給均衡を示している。そして,交点 E_M から縦軸に向かって垂線を下ろせば,垂線の足 ρ^* が得られる。この ρ^* が,資金貸借市場における均衡利子率,すなわち,市場利子率を示している。

第2に、北東に位置しているグラフは、「投資の決定」を表している。そこでは、第1の北西のグラフにおいて決定された市場利子率 ρ^* の下で、投資が A^* の水準として決まることを示している。その場合、大小さまざまの事業による投資が計画され実行に移される、当該経済における当該期間において、大小それぞれの事業体の「自己資本」(Kalecki 1937b、p. 443)は、所与とする。この場合、限界危険 σ_a は、個別事業の限界危険を集計したものであるが、それは、いわば、加重平均して導出されるようなものである。また、 ρ^* 曲線の上方に平行して描かれている m_a 曲線は、図1において示されたような個別事業体の投資の限界効率曲線を集計して得られた投資の限界効率を示しているが、これもまた、それぞれの事業を加重平均して得られるようなものである。 ρ^* + σ_a 曲線を導き出すにあたり、市場利子率に限界危険を加えたものとしての、 ρ + σ が基礎になっているが、それは、いわば、「実効利子率(effective rate of interest)」とでも呼ぶべきようなものである。このような集計値により導出された、 ρ^* + σ_a 曲線と m_a 曲線の交点から、横軸に向かって垂線を下ろすことによって得られる垂線の足 A^* に、当該経済の投資水準が決まることを示している。

第3に、南東に位置しているグラフは、「貯蓄の決定」を表している。一定の所得の下では、消費と貯蓄は、コインの表と裏の関係にある。横軸では、投資 A および貯蓄 S が測られる。縦軸では、資本家の所得である粗利潤 P が測られる。このような横軸と縦軸によって作られた二次元空間に、右下がりの貯蓄曲線 S が描かれている。資本家と労働者からなる 2 階級モデルとしての「カレツキ体系」では、Kalecki(1933、p. 69)の想定により、労働者は貯蓄しないとされ



ているので、貯蓄は、資本家によってのみなされるものであるとされている。資本家の消費関数は、(2) 式として示されている。それによれば、資本家の消費 C_k は、基礎消費部分 B_0 、および粗利潤に比例した λP という、2 つの部分によって決定されるものであるとされている。 B_0 の値は、通常は正であるとされている。また、P の係数 λ は、資本家の限界消費性向を表し、1 より小さい正の値を取るものと想定されている。このような資本家の消費関数により、資本家の貯蓄関数は、以下のように導出される。

いま、資本家の貯蓄をSで表す。貯蓄は、所得のうち消費に振り向けられなかった部分と見なされるものであるので、以下の(20)式が得られる。

(20)
$$P - C_k = S$$

そして, (20) 式は, (20') 式として書き換えられる。

$$(20') P = C_k + S$$

(20') 式は、(2) 式により、(21) 式として書き改められる。

(21)
$$S = -B_0 + (1 - \lambda) P$$

この (21) 式が、資本家の貯蓄関数である。(21) 式の右辺の第 2 項の P の係数である 1 - λ は、資本家の限界貯蓄性向を表しており、1より小さい正の値をとる。それは、資本家の消費 C. を表す(2)式において、限界消費性向λが、1より小さい正の値をとるものとされていることに よる。よって、(21) 式は、資本家の貯蓄Sが、資本家の所得、すなわち、粗利潤Pの増加関数 であることを表している。したがって、(21) 式をグラフで表せば、貯蓄は、図3の南東に位置 するグラフのように、 $1-\lambda$ を勾配とする右下がりのS曲線として描かれることになる。そして、 第2の北東に位置するグラフにおいて、当該期間に先立つ決定により実行された投資水準 A* か ら、第3の南東のグラフに向けて点線で垂線を下ろせば、S曲線との交点 E。が得られる。これ が、投資と貯蓄の均等を表している。さらに、この交点 Ep から縦軸に向かって点線で垂線を下 ろし、それを、その先の、第4の南西のグラフの西端の縦軸まで延長すれば、そこに、垂線の足 Y*が得られる。この Y*が、均衡国民所得を表している。なお、南西のグラフにおいて描かれて いる P 曲線と C_k 曲線の差は、粗蓄積 A を表している。ある時点における投資財の生産は、その 時点より以前に決定されたものであるとされているので、南西のグラフにおいて、外生変数とし て扱われている。したがって、そこでは、当該時点における投資 A は、所与で、一定 A* として 扱われて、資本家の消費曲線 C_k の東側に、それに平行して、P 曲線が C_k に A^* を加えた形で、 描かれているのである。そして、その投資水準 A を表す線分 DE は、資本家の貯蓄 S を示すも のでもある。このように、図3により、有効需要の論理にもとづき、国民所得が決定されること を明らかにする,「革命」(Klein 1947, p. 56)としての,「カレツキ体系」が示されうるのである。

2. 考察

図3によって、「カレツキ体系」が提示された。ここでは、「カレツキ体系」の性格について 吟味しておこう。それは、Keynes (1936) に先立つ Kalecki (1933) により得られる、「カレツキ 体系」において、Klein (1947, p. 56) の言う「革命」の背後にあるものを、洞察として明らかに するものである。その洞察とは、おおむね、いわゆる「古典派」経済学における「前提」を否定 する性格のものになっている。洞察は、8つある。

第1は,「セーの法則」の否定である。Kalecki (1937b, p. 445) は, 資本家の投資決意額の決 定を論じる際に、貯蓄の蓄積を取り上げている。それは、当該期間において、資本家は、その所 得から貯蓄をしているということを示すものである。それについて, Kalecki (1933, p. 93) では, 用途が具体的になっていない状態の預金である「中立的預金 (unattached deposits)」として取 り上げられている。「セーの法則」は、フランスの経済学者、ジャン-バティスト・セー(Jean-Baptiste Say)が、その1803年の著作において、「生産物は、つねに生産物と交換される (products always exchange for products)」と主張したものを、1808年にイギリスの経済学者、 ジェームズ・ミル(James Mill)が、「供給は、それ自らの需要を生み出す(supply creates its own demand)」と言い換えたものであるとされている⁽¹⁹⁾。このことは、つまり、生産された生 産物が販売されることによって、他の生産物を入手するということを言い表しているものであ る。ところが、生産物を売却しても、それによって入手した貨幣が、他の生産物と交換されるこ となく、貯蓄され、そして、「中立的預金」として蓄積されるならば、「生産物は、つねに生産物 と交換される」ことにはならず、「供給は、それ自らの供給を生み出す」ことにはならない。そ れは、たとえ、最初の生産物が過剰に生産され、アダム・スミス(Adam Smith)の言うところ の「見えざる手 (invisible hand)」, すなわち, 市場の価格調整機能によって, 過剰生産物が清 算されようとも,不確実性の下で,貨幣が,貯蓄,あるいは,「中立的預金」という形で保有さ れるかぎり、他の生産物との交換は成立しない。しがって、このように「カレツキ体系」におい ては、「セーの法則」は、否定されているのである。

第2は、「貨幣数量説(the quantity theory of money)」の否定である。ここでの「貨幣数量説」とは、フィッシャー(Irving Fisher)の「交換方程式(the equation of exchange)」(Fisher 1911, pp. 26-27)として示されているものである。それは、MV=PTとして定式化されている。そこで、M は貨幣量(the quantity of money in circulation)、V は貨幣の流通速度(the velocity of circulation of money)、P は物価水準(the level of prices)、T は取引量(the volume of trade)を表している(Fisher 1911, pp. 24, 26-27, 29)。VとTは一定であるとされているので、中央銀行によって外生的に供給される貨幣量Mによって、物価水準Pは決定されることになるとされている。しかしながら、その場合の「貨幣」(M)は、供給されれば、右辺にTとして表されているように、すべて取引に用いられるものであるとされている。つまり、そこ

での「貨幣」とは、「交換手段」および「価値尺度」としての機能しかもたない貨幣として、捉えられているのである。つまり、フローの概念のみによって捉えられている貨幣であるといえる。実際、フィッシャー自身が、「結局のところ、貨幣数量説は、あらゆる財のなかにおいて、貨幣だけがもつ根本的特性 — すなわち、人間の欲望を充足せしめ得る物を購買する力以外に、貨幣は直接に人の欲望を満たす力をもたないという事実 — に基づいているものなのである」(Fisher 1911、p. 32)と明言している。したがって、いったん供給された貨幣が、すべて取引に用いられるのではなく、すなわち、「価値貯蔵」の機能をもつものとして、貯蓄されるならば、供給された貨幣がすべて実物の取引に振り向けられる訳ではないので、「フィッシャー方程式」は、左辺と右辺を等号で関係づけることはできずに、等式として成り立たないことになるのである。「カレツキ体系」においては、資本家による貯蓄が想定されており、また、その蓄積が「中立的預金」の存在によって示されている。つまり、「カレツキ体系」においては、貨幣は、フローの概念だけでなく、「価値貯蔵」機能というストックの概念によっても捉えられている。したがって、「貨幣数量説」は、否定されているのである。

ところで、「貨幣数量説」では、貨幣の流通速度 V と取引量 T は、一定であると想定されている。なぜなのであろうか。 V は、社会における支払習慣等の制度的要因によって決まるものであるとされているので、当面、短期的には、急速に変化するようなものではなく、定数として扱われ得るものであるとされている。一方、T については、どうなのであろうか。 T が不変であるとされている理由は、「セーの法則」の仮定の下で、「見えざる手」(市場の価格調整機能)により、完全雇用の状態が想定されているからなのである。その場合、実物経済における需要の増加は、「真正インフレーション」を招くことになる。図 3 の南西のグラフに示されているように、「カレツキ体系」によって、均衡国民所得は、必ずしも完全雇用国民所得を示すものではないことが明らかにされている。したがって、この点からも、「貨幣数量説」は、否定されているのである。(「セーの法則」は、第1の洞察によって、否定されているものである。それゆえに、「セーの法則」を仮定している「貨幣数量説」は、その法則が否定されることによって、すでに、否定されているものなのである。)

第3は、「『古典派』の二分法」(the "Classical" dichotomy)の否定である。図3の北西のグラフは、資金貸借市場における均衡、すなわち、経済の貨幣部門における均衡を表している。他方、南西のグラフでは、経済の実物部門における均衡が示されている。これら経済の2部門は、北東のグラフと南東のグラフが「連結環(link)」の役割を果たすことによって、連繋されている。北西のグラフにおいて決定された市場利子率をふまえて、北東のグラフでは投資水準が決定されている。南東のグラフでは、その投資水準と同額の貯蓄がもたらされることが示されている。そして、南西のグラフにおいては、南東のグラフによってもたらされた投資と貯蓄の均等により、独占度によって決定された所与の国民所得の分配比率の下で、国民所得が決定されることを示している。したがって、「カレツキ体系」は、貨幣経済の均衡と実物経済の均衡を切り離す

「『古典派』の二分法」を否定して、両部門の相互関連を捉えている。それは、現実の複雑な経済を組織的、系統的に把握し、特定の問題を考え抜くための方法としての「形式的な思考原理 (formal principles of thought)」⁽²⁰⁾ を与えてくれているものであるといえる。

第4は、「貨幣の中立性」(the neutrality of money) の否定である。図3の北西のグラフにお いて、貨幣量は、不確実性の下で、貸手の流動性を考慮に入れた貸出政策と、借手のあらかじめ 計画された借入れ行動によって決まるものであることが示されている。いま、貸手の貸出政策の 変更により、資金供給曲線 M。が、下方にシフトしたとしよう。その場合、借手の借入れ行動が 不変ならば、市場利子率ρ*は、下落する。つぎに、この市場利子率の下で、資本家は、自らの 「期待」にもとづく自由な意思決定により、「投資の限界効率」を導き出すであろうが、もし、そ の水準が、 ρ^* の下落と同じ大きさだけ下落するならば、そのときの投資水準は、以前と変わら ぬままの、A*の水準にとどまるであろう。しかしながら、「投資の限界効率」の下落幅が、少な くとも、ρ* の下落幅よりも、わずかでも下回るものならば、ρ* +σ。 曲線の下方へのシフトによ り、投資水準の増加を招くことになる。したがって、「投資の限界効率」が、下落せず、以前と 同じ水準を保つ場合、あるいは、それ以上の水準に引き上げられた場合には、もちろん、投資水 準は増加することになる。それらの増加した投資水準は、北東のグラフの横軸において、当初に 示された A* の右側に、より高い水準として得られることになる。そして、そのような増加した 投資水準は、南東のグラフを経由して、南西のグラフにおいて、縦軸の Y*の下方に、より高い 水準の国民所得をもたらすことになる。このことは、貨幣量の変化が、資本家の「期待」に左右 される、支出の自由な意思決定に影響をおよぼし、雇用水準、よって、国民所得水準に変化をも たらすものであることを示している。ゆえに、「カレツキ体系」において、貨幣は、実物変数に たいして影響をおよぼすものではないとする「貨幣の中立性」は、否定されている。(それは、 また、貨幣は、実物経済を覆うヴェールにすぎないとする「貨幣ヴェール観」を否定しているも のでもある。)

第5は、「均衡利子率」によって、「完全雇用」が、もたらされるものではないということを明らかにしていることである。「均衡利子率」は、図3において、「資金貸借市場」(金融市場)を表す、北西のグラフによって示されているものである。その「資金貸借市場」について、あらかじめ、貸手の行動として、 $\rho=f(M_s)$ という関数が想定されている。そこでの ρ は、いわば、「(貸出)基準利子率」と呼ばれるようなものである。それにたいして、借手の行動については、 $\rho=f(M_d)$ という関数が想定されている。そこにおける、 ρ は、想定される貸出利子率と呼べるようなものであり、借手の計画している資金需要額 M_d に対応している利子率である。したがって、そうした「資金貸借市場」における「均衡利子率」とは、資本家が直面する「市場利子率」(ρ^*)なのであり、それに、資本家の「期待」にもとづく「投資の限界効率」に対応する、「限界危険」が加わり、投資水準が決まる。そして、その投資水準により、南東のグラフに示されているように、同額の貯蓄がもたらされ、その投資と貯蓄の均等する水準に、国民所得が決定される

ことが、南西のグラフによって示されているのである。しかしながら、そのような資本家の「期待」にもとづく自由な意思決定がもたらす「均衡国民所得」は、必ずしも完全雇用を表すものではないことが、南西のグラフによって示されているのである。国民所得は、生産にたずさわった経済主体にしか、分配されないものなのである。したがって、図3の北西のグラフに示されている「均衡利子率」 (ρ^*) は、南西のグラフによって明らかにされているように、必ずしも「完全雇用」をもたらすものではない。

第6は、Kalecki(1933, pp. 97-98)において、「利子率は、投資決意にたいして、二次的な重要性しかもたない」とされているように、投資は、利子率によって決まるものではないということが、「カレツキ体系」において示されているものである。Kalecki(1933, p. 73)では、「所与の時点における投資財注文 $I^{(21)}$ の規模は、予想純収益性〔 p_n/k 〕に依存して決まるものである」とされている。そして、その「予想純収益性 $[p_n/k]$ 」は、「予想粗収益性 p/k」の増加関数として捉えられている(Kalecki 1933, p. 73)。さらに、その「予想粗収益性 p/k」については、現存する諸工場の「現実の粗収益性 p/k」から推定されうるものであるとされている。一方、「投資決意」である I/K については、Kalecki(1933, p. 98)において、

(13)
$$\frac{I}{K} = f\left(\frac{P}{K}, i\right)$$

として、定式化されている。(13)式において、f は、「粗収益性 P/K」の増加関数であり、かつ、「利子率 i 」の減少関数であるとされている。さらに、「利子率 i は、粗収益性 P/K の増加関数である」(Kalecki 1933, p. 74)とされている。よって、

$$(14) \quad \frac{I}{K} = \Psi\left(\frac{P}{K}\right)$$

として表され得ることになるとされている。そして、さらに、Kalecki(1933, pp. 73-74)において、個別資本家の「予想粗収益性 p/k」は、現存する工場の「現実の粗収益性 $[(p/k)_a]$ 」から推定できるものであるとされているので、

$$(22) \ \frac{p}{k} = \xi \left(\left(\frac{p}{k} \right)_{a} \right)$$

が得られることになる。

Kalecki (1933, p. 73) において、「予想純収益性 $[p_n/k]$ 」が、先の(12)式のように示されているが、それは、Kalecki (1937b, pp. 445-446) における、(〔投資の〕限界効率から利子率を控除したものと限界危険曲線から構成されている)「限界純収益性」に相当するものであることがわかる。それは、また、Kalecki (1937b, p. 443) において描かれた、水平な「投資の限界効率曲線」にもとづくものであるが、図 1 の縦軸から利子率 ρ を取り除くことによって、水平な「限界純収益性曲線」として描かれるものである。これらにより、つまり、「カレツキ体系」においては、投資の決定因は、利子率ではないとされていることがわかる。投資は、北西のグラフとして

示された、資金貸借市場において決定された利子率の下で、資本家の「期待」にもとづく、「投資の限界効率」により、そして、「予想純収益性」(Kalecki 1933)、ないし、「限界純収益性」(Kalecki 1937b)と呼ばれるものによって決まるものであることが、明らかにされているのである。

第7は、投資は不安定なものであるということである。第6の洞察として挙げられているように、投資は、資本家の自律的な意思決定によっておこなわれるものである。それが、「カレツキ体系」においては、資本家それ自身の自由な「期待」に依存するという、不安定な性格をもつ、「投資の限界効率」、「予想純収益性」、あるいは、「限界純収益性」として捉えられて、明らかにされているのである。そして、そのような性格が、図3の北東のグラフにおけるma曲線が、上下に移動し得るものとして描かれていることによって示されているのである。

さらに、その北東のグラフについて、注目すべきことがある。資本家の消費関数が、(2) 式として提示されているように、その限界消費性向 λ が 1 より小さい正の値をとるものとされている。それは、資本家の貯蓄 S の存在を示すものである。そして、この貯蓄の蓄積として、Kalecki (1933, p. 93) では、「中立的預金」の存在が示されている。Kalecki (1937b, p. 443) では、「『ビジネス・デモクラシー』は、誤謬である。自己資本こそが『投資を決める要因』なのである」と明言されているのであるが、「中立的預金」の存在は、自己資本の全てが、投資に投下されているわけではないことを表している。なぜ、資本家は、このような行動を取るのであろうか。それは、将来が予測不可能であるという「不確実性」によるものであろう。それゆえに、完全流動資産としての貨幣を、用途が具体的になっていない状態の「中立的預金」として保有しているのであろう。したがって、「中立的預金」のうち、自己資本として投資に投下される比率は、0 より大きく 1 より小さい正の領域を、自由に取るものと考えられる。つまり、不確実性の下で、投資は、そのような資本家の「期待」に依存する自由な行動によってもたらされる、不安定な性格をもつものとして捉えられているのである(22)。

このような性格をもつ投資が、いったん決定されると、その投資水準と同額の貯蓄がもたらされることが、南東のグラフに描かれている。それは、投資と貯蓄の均等が、利子率とは無関係に成立することを明かにしているものなのである。そして、それは、縦軸で示されているように、所得との関係によって決まることを明らかにしているものなのである。したがって、そのような投資と貯蓄の均等によって、均衡国民所得のもたらされることが、南西のグラフによって示されているのである。ただし、その均衡国民所得とは、必ずしも、完全雇用国民所得をもたらすものではないことが明らかにされているのである。それは、貯蓄、および、その蓄積である「中立的預金」の存在によって示されているように、資本家の所得は、そのすべてが生産可能財に支出されるのではなく、「価値貯蔵手段」として、完全流動資産である貨幣に振り向けられていることによるものなのである。

その場合,不完全雇用の解決を意図した,賃金の引下げは,無効であることが,Kalecki (1939b) において明らかにされている。そこでは,競争的市場と不完全競争市場,それぞれの場

合について分析が加えられている。まず、競争的市場の場合である。そこでは、賃金の切り下げが起きても、そのとき、資本家の消費や投資は即座に増加することなく不変であるとされているので、したがって、それ以降、資本家の所得を増加させるものではなく、ゆえに、雇用の増加は起きることなく、結局、賃金引下げと同率の一般物価水準の下落を招くだけでしかないと結論づけられているのである。つぎに、不完全競争市場の場合である。全面的に賃金が引き下げられても、投資財や奢侈品の産出量はただちに増加するものではないので、これら2つの産業部門における雇用は不変である。その場合、労働者の貨幣需要は、賃金引下げに比例して減少するにもかかわらず、賃金財価格は、概して、同率で下落するものではないとされているので、賃金財にたいする「実質」需要は減少する。よって、賃金財部門における産出量は減少し、さらには、その雇用も減少するとされている。したがって、労働組合の行動によってもたらされるような賃金の硬直性が存在することなく、労働市場における価格調整がおこなわれようとも、完全雇用に達することはないということになるのである(23)。このことは、つまり、貨幣が存在し、それを使用する経済であるかぎり、完全雇用は保証されないということを明らかにしているのである(24)。そして、また、それが資本主義経済という経済システムの特性なのである、ということを明らかにしているものなのである。

第8は、貯蓄と投資の均等は、利子率とは無関係に、所得との関係によって決まるものであるということである。その場合、南東のグラフにおいて示されているように、投資が貯蓄を決めるものであり、決して、その逆ではない、ということなのである。Kalecki(1933、p. 69)では、(1)、(2) 式から、以下のような、(23) 式が得られている。

(23)
$$P = \frac{B_0 + A}{1 - \lambda}$$

いま,この(23)式の変数の増分について考えてみると、(23')式が得られる。

$$(23') \quad \triangle P = \frac{1}{1 - \lambda} \triangle A$$

また, 先に提示した, (21) 式は, 資本家の貯蓄関数であるが, その変数の増分について考えると, 以下のように, (21') 式が得られる。

(21')
$$\triangle P = \frac{1}{1-\lambda} \triangle S$$

よって、(21') 式と(23') 式により、以下のように、(24) 式が得られる。

$$(24) \triangle A = \triangle S$$

(24) 式は、投資と貯蓄の均等を表している。その因果関係について吟味してみよう。(1) 式は、資本家所得、すなわち、粗利潤 P が、資本家の消費 C_k と、粗蓄積、すなわち、投資 A という、資本家みずからの支出にたいする意思決定によって決まることを示しているものである。

よって、(23') 式は、右辺が左辺を決めるものであることを示している。したがって、(21') 式は、左辺が右辺を決めるものであることを表している。ゆえに、(24) 式は、左辺が右辺を決めるという因果関係を表しているものであることがわかる。投資と貯蓄は、フローの概念で捉えられるものであるので、両者が同一期間の変数であることを考えれば、(24) 式は、以下のように、(25) 式として書き改められる。

(25) A = S

(25) 式が示していることは、すなわち、投資と貯蓄の均等は、利子率とは無関係に、成立するものであるということなのであるが、その場合、投資が貯蓄を決めるということなのであり、貯蓄が投資を決めるのではないということを表しているのである。所与の所得の下で、先の (20') 式として示されているように、消費と貯蓄は、コインの表と裏の関係にあるものである。また、 (2) 式として示されているように、資本家の消費 C_k は、その所得(粗利潤)Pに依存している。したがって、資本家の貯蓄 S も、また、その所得 Pに依存しているということになる。つまり、「カレッキ体系」において、貯蓄は、利子率の関数なのではなく、所得の関数として捉えられているのである。ゆえに、資金供給である貯蓄が、利子率に市場調整機能を担わせることにより、資金需要としての投資を決めるものであるとする、「セーの法則」は、否定されている。そして、この南東のグラフから導き出される、南西のグラフにおいて、投資と貯蓄の均等は、必ずしも、完全雇用をもたらすものではないということが、明らかにされているのである。以上のような投資と貯蓄の関係が、有効需要の論理にもとづき国民所得が決定されるということについての「基礎」なのであり、「マクロ経済学の『基本前提』」(松谷 2020、130 頁)として呼ばれているものなのである。

さらに、Kalecki (1937b, p. 443) では、個別事業体において、「自己資本こそが『投資を決める要因』である」(Kalecki 1937b, p. 443) とされており、その意味で、投資も、また、所得の関数として捉えられるものなのであるが、マクロ経済レベルにおいては、投資が貯蓄を決めるものであることが明らかにされている。つまり、そこでは、「合成の誤謬」の存在が明らかにされているのである。それは、つまり、ミクロ経済レベルにおいては、個別資本家の自己資本、すなわち、貯蓄の多寡に依存しながら、資本家の「期待」にもとづき、投資は決まるものであるとされているのであるが、マクロ経済レベルでは、投資がそれと同額の貯蓄をもたらすものであるとされ、また、その場合、投資が貯蓄を決めるものであるという、客観的法則が明らかにされているのである。そして、それはまた、資本家みずからの「期待」にもとづく、その自由な意思決定による投資が、貯蓄を決定するという経済システム、すなわち、資本主義経済と呼ばれる「制度」を明らかにしているものなのである。

V. むすび

クラインが、その著書『ケインズ革命』(Klein 1947)において、マクロ経済学を「新しい経済学」と見なし、その誕生を「革命」(Klein 1947、p. 56)と呼んでいるのは、「有効需要の理論、すなわち全体としての産出水準の決定の理論」(ibid.)を構築したことによるものである。そして、その「理論体系」が、「(1) 消費(貯蓄)性向、(2) 資本の限界効率、および(3) 流動性選好に基づき、完結かつ決定的なモデル」(Klein 1947、p. 124)であることに、革新性が認められるとされている。カレツキの場合、Keynes(1936)とは異なる形で、これら3つの構成要素―すなわち、(1) 消費(また、その裏返しとしての、貯蓄)の決定、(2) 投資の決定、(3) 利子率の決定――を、1つの理論に組み込むことによって、「新しい経済学」を形成している。それは、有効需要の論理にもとづき国民所得のうち利潤所得の決定を示す Kalecki(1933)モデルに、独占度を扱う Kalecki(1938)により示された、資本家と労働者からなる2階級モデルとしての国民所得の分配理論を結合させることによって、賃金所得をも含めた国民所得全体の決定を明らかにするものである。本稿では、カレツキの有効需要の原理を、「革新性」をもたらす、これら3つの構成要素を明示的に組み込んだ、コンパクトな完結した、「カレツキ体系」として提示している。

「カレツキ体系」は、4つのグラフによって構成されているものとして、提示することができる。第1のグラフは、資金貸借市場における、「利子率の決定」を示している。そこでは、投資活動における、貸手の資金供給と借手の資金需要によって、市場利子率が決まることを示している。その場合、不確実性の下での流動性が注目されている。第2のグラフは、「投資の決定」を示している。そこでは、第1のグラフにおいて決定された市場利子率の下で、それに限界危険を加えた、「実効利子率」にたいして、資本家の「期待」に依存する「投資の限界効率」によって、投資水準が決定されることを示している。第3のグラフは、「消費の決定」の裏返しである「貯蓄の決定」を示している。一定の所得の下で、消費と貯蓄は、コインの表と裏の関係にある。よって、資本家の消費関数から、貯蓄関数が導き出されている。第3のグラフでは、第2のグラフで決定された投資水準が、有効需要の原理にもとづき、同額の貯蓄をもたらし、投資と貯蓄の均等を成立させ、貯蓄水準が決定されることを示している。そして、そのような投資と貯蓄の均等により、第4のグラフでは、独占度によって決定されている、資本家と労働者の間での国民所得の分配比率の下で、均衡国民所得として、国民所得が決定されることを示している。

そのようなコンパクトな完結した「カレツキ体系」のもつ性格により、8つの洞察が得られている。それは、Klein (1947, p. 56)の言う「革命」の背後にあるものを浮き彫りにするものであるが、いわゆる「古典派」経済学の理論や「前提」を否定し、マクロ経済学という「新しい経済学」の性質を明らかにしているものなのである。第1は、「セーの法則」の否定である。第2は、

「貨幣数量説」の否定である。第3は、「『古典派』の二分法」の否定である。第4は、「貨幣の中 立性」の否定である。それは、また、「貨幣ヴェール観」の否定でもある。第5は、「均衡利子 率」によって、「完全雇用」がもたらされるわけではないということである。第6は、「利子率 は、投資決意にたいして、二次的な重要性しかもたない | (Kalecki 1933, pp. 97-98) とされてい るように、投資は、利子率によって決まるものではないということが、明らかにされている。第 7は、投資は不安定なものであるということである。投資は資本家の自律的な意思決定によるも のである。それが、「カレツキ体系」においては、資本家それ自身の自由な「期待」に依存する。 不安定な性格をもつ.「投資の限界効率」、「予想純収益性」、あるいは、「限界純収益性」として 捉えられて、明らかにされている。そして、そのような性格を反映して、投資の限界効率曲線 m。が、上下に移動し得るものとして描かれている。それは、根本的に、貨幣が存在し、それを 使用する経済であるかぎり、完全雇用は保証されないということを明らかにしているものなので ある。第8は、貯蓄と投資の均等は、利子率とは無関係に、所得との関係によって決まるもので あるということである。それは、資金供給である貯蓄が、利子率に市場調整機能を担わせて、資 金需要としての投資を決定するという、「セーの法則」を否定するものである。そして、投資と 貯蓄の均等によって、完全雇用がもたらされるわけではないということが明らかにされている。 これが、有効需要の論理にもとづき国民所得が決定されるということについての「基礎」として の. 「マクロ経済学の『基本前提』」(松谷 2020, 130 頁) なのである。さらに、ミクロ経済レベ ルにおいては、個別資本家の自己資本、すなわち、貯蓄の多寡に依存しながら、資本家の「期 待」にもとづき、投資は決まるものであるとされているが、マクロ経済レベルでは、投資がそれ と同額の貯蓄をもたらすように、投資が貯蓄を決定するという、客観的法則が明らかされること により、「合成の誤謬」の存在が明らかにされている。それはまた、資本家みずからの「期待」 にもとづいた、自由な意思決定による不安定な投資が、貯蓄を決定し、国民所得を決定する、資 本主義経済という、経済の「制度」を明らかにしているものなのである。

謝辞

本稿の査読において、匿名の査読者から、また、松井謙一郎氏(拓殖大学政治経済研究所長)から、貴重な御指摘ならびに御教示を賜った。ここに記して、謝意を表する。なお、本稿は、2023年6月3日に開催された日本マクロエンジニアリング学会第43回春季研究大会における筆者の報告にもとづいている。そこでの活発な議論に参加していただいた、会長の角田晋也氏、および、元会長の藤田慶喜氏、そして、元会長の吉野文雄氏をはじめとする御参加いただいた会員の方々に御礼申し上げる。また、多年にわたり励ましの言葉をいただいている、浅羽隆史氏(成蹊大学)からは、草稿の段階で貴重な御意見ならびに御感想等を賜った。感謝申し上げる。最後に、筆者が会員として参加している P・K 〔ポスト・ケインズ派〕経済理論研究会の主宰である小山庄三氏(元・日本政策投資銀行設備投資研究所長)からは、完成稿にいたるまでの間に、詳細かつ的確な御指摘ならびに御教示を賜った。ここに記して、厚く謝意を表する。

- (1) 松谷(2021b. 27頁.注1)。
- (2) 松谷(2020.131頁.注1)参照。
- (3) 「カレツキのマクロ経済モデル」の成立過程については、松谷(2004)によって初めて明らかにされたものである。それは、さらに、松谷(2019)、松谷(2021a)、および、松谷(2021b)において再考されている。
- (4) 有効需要の論理にもとづき資本家所得の決定を明らかにしている,「Kalecki (1933) モデル」は, 松谷 (2020) において提示されているものであるが,本稿における議論に合わせて取り上げることに より、新たな主張を導き出している。
- (5) 「労働者の貯蓄を捨象する」(Kalecki 1933, p. 69) という仮定により、労働者の消費 C_w は、賃金 W に等しいものであるとされている。
- (6) ただし、(4) 式は、Kalecki (1933) において提示されているものではない。カレツキ自身によって提示されているのは、Kalecki (1933, p. 69) における、以下の式である。

$$P = (B_0 + A) / (1 - \lambda)$$

それは、「実質粗利潤 P は、 B_0 + A の合計に比例する」(Kalecki 1933, p. 69)ものであるということを主張するために提示されている。

- (7) 「カレツキのマクロ経済モデル」は、松谷(2004)において、初めて連立方程式の形で提示されたものである。それは、松谷(2019)、松谷(2021a)、および、松谷(2021b)において再考されて、提示されている。本稿では、それらにおいて提示されたものに、若干の修正を加えたうえで、再度、取り上げることにより、新たな主張を導き出している。
- (8) Kalecki (1938, p. 106) により、①式を導き出すことができる
 - ① W/Y=1/ $\{1 + \overline{\mu} \ (T/W)\}$

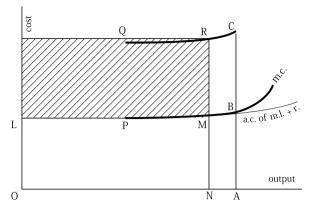
①式は、賃金 W の国民所得 Y にたいする割合、すなわち、労働分配率 α が、平均独占度 $\overline{\mu}$ 、そして、集計的売上高 T の賃金 W にたいする比率によって決定されるものであることを示している。一方、平均独占度 $\overline{\mu}$ については、Kalecki(1938、p. 106)において、②式のように、粗利潤 P の集計的売上高 T にたいする比率として提示されている。

② $\overline{u} = P/T$

Kalecki (1938, p. 100) では、労働分配率は、統計的事実にもとづけば、短期においても、長期においても、わずかな変化しか見られないものであることが明らかにされている。そして、その「法則 (law)」について説明し、それを有効にする条件を明らかにしようとしている。②式の両辺に T/Y を乗ずれば、以下のように、③式が得られる。

$3 \overline{\mu} (T/Y) = P/Y$

いま、産出量が減少した場合を考えてみよう。そのとき、Tの値は低下する。しかしながら、Kalecki(1938)においては、不完全競争が想定されており、産出量 Q が減少し、売上高 T が減少しても、価格 p は下落しにくいものであると見なされている。よって、粗利潤 P も、また、減少することなく維持される傾向にあるものと見なされている。それは、Kalecki(1938, p. 105)の図を参照すれば、産出量が減少した場合、賃金と原材料費からなる水平的な m.c. 〔限界費用〕曲線は、カレッキでは、1 次産品の価格は需要によって決定されるものと見なされているので、下方にシフトする。(ただし、原材料価格にたいして、賃金は下落しにくいものと見なされている。)したがって、その場合、②式の分母 T の値は小さくなるが、分子 P の値はおおむね維持されて不変と見なされる。このことは、独占度 $\overline{\mu}$ が上昇することを示している。



出典: Kalecki (1938. p. 105)

しかしながら、Kalecki(1938, p. 106)において明言されているように、③式を構成する 2 つの要素、 $\overline{\mu}$ と(T/Y)は、独立ではないとされている。つまり、先に検討したように、独占度 $\overline{\mu}$ が上昇するならば、集計的売上高 T の減少により、小さな割合ではあるけれども、(T/Y) の値は小さくなるとされているのである。ゆえに、概して、独占度 $\overline{\mu}$ が上昇しても、それを相殺するように、(T/Y) の値が低下するので、国民所得の分配比率は、独占度 $\overline{\mu}$ が不変であると想定されている短期だけでなく、独占度 $\overline{\mu}$ が変化する長期においても、概して不変的なものとして捉えられているのである。以上は、産出量が減少した場合についての考察であるが、産出量が増加した場合についても、独占度 $\overline{\mu}$ の動きと、それを相殺するようにはたらく(T/Y)の値の変化により、同様の結論が得られるとされているのである。

- (9) Keynes (1936) を解釈することにより、Samuelson (1939) によって初めて提示された「45 度線モデル」に先立つ、Kalecki (1929)、Kalecki (1930)、Kalecki (1933)、Kalecki (1938) による、カレッキ独自の「45 度線モデル」の形成については、松谷 (2019) において詳細に論じられている。
- (10) 松谷 (2004, 231 頁)。
- (11) Kalecki (1933, p. 73) では、Iではなく、「完成資本設備引渡し (deliveries of finished equipment)」を表すDと表示されている。というのは、新規設備投資引渡しは、景気循環を通しての平均値に等しく、また、それは、投資財注文の循環を通しての平均値に等しいものであるとされているからでなのであろう。しかし、本稿では、当初の表示にもとづき、投資財注文は、Iに統一して表示することにする。
- (12) Kalecki (1933, p. 73) では、より具体的に「企業家 (entrepreneurs)」という言葉が用いられているが、本稿では、Kalecki (1933) が、資本家と労働者からなる「2階級モデル」であることに鑑み、「資本家」と表すことにする。
- (13) このような分析は、ワイントロープ (Eliot Roy Weintraub) によって、「個別単位の行動へのマクロ経済学的後ろ向き推論をおこなう外挿法 (extrapolation)」(Weintraub 1979, p. 13) と呼ばれている。
- (14) この場合の利子率とは、「『市場』利子率 ('market' rate)」である。Kalecki (1933) では、前提として、中央銀行の介入は捨象されている。また、たとえ、不況期において利子率が上昇したとしても、それは、「確信の危機 (crisis of confidence)」を招くようなものではないということが想定されている (Kalecki 1933, p. 74)。
- (15) この Kalecki (1933, p. 97) における「利子率i」の変化について、Osiatyński (1990a, p. 473) が説明を与えている。それによれば、「流通通貨 (money in circulation)」にたいする需要が、景気の上昇局面において増加し、また、下降局面において減少するので、その結果、利子率は、前者において上昇し、他方、後者において低下するものであるとされている。
- (16) Kalecki (1937b, p. 440) では、より具体的に「企業家 (entrepreneur)」という言葉が用いられて

- いるが、本稿では、Kalecki (1933) が、資本家と労働者からなる「2 階級モデル」であることに鑑み、「資本家 | と表記することにする。
- (17) Kalecki (1937b, p. 442) により、「危険逓増の原理」は、すでに、Kalecki (1937a, pp. 84-85) において提示されているものであるとされている。しかしながら、そこでは、危険逓増の理由として、固定資本の非流動性については取り上げられていない。それが、新たに付け加えられているのが、Kalecki (1937b) なのである。
- (18) Samuelson (1980, p. 314) では, 第18-1 図により,「中央銀行は貨幣に影響を及ぼし,それを通じて投資や GNP に影響を及ぼす」ことが示されているが,「カレツキ体系」では,中央銀行の政策を捨象した,より「純粋」な形での,資本主義経済の理論を提示している。
- (19) Davidson (1994, p. 14) 参照。
- (20) Keynes (1936, p. 297).
- (21) Kalecki (1933, p. 73) では、I ではなく、「完成資本設備引渡し」を表す D と表示されている。注 11 を参照。
- (22) カレツキ自身の実証研究結果(Kalecki 1931)により、消費は安定的なものであるのにたいして、投資は不安定なものであることが明らかにされている。そこでは、ポーランドにおける 1925 年から 1930 年までの期間について、指数化された投資と消費の動向が、グラフで示されている(Kalecki 1931, p. 237)。消費の動向については、緩やかな上昇傾向を示すグラフとして描かれている。それにたいして、投資は、1926 年以降に急上昇し、1928 年以降には急落し、1930 年には再び上昇に向かっている、変動の激しい不安定なグラフとして描かれている。
- (23) 賃金引下げの効果の詳細については、松谷(2022,67-70頁)を参照。Kalecki(1933, p. 79) において、「産業予備軍(a reserved army of unemployed)」の想定を読み取ることができる。また、Kalecki(1933)の仏語抄訳版である Kalecki(1935a, p. 296) と英語抄訳版である Kalecki(1935b, p. 343)では、それぞれの脚注に「産業予備軍」の想定が明記されている。完全雇用の政治的側面については、Kalecki(1943)を参照。
- (24) 貨幣の性質については、Davidson (1994, p. 18) を参照。

参考文献

欧文文献

- Davidson, Paul (1994) Post Keynesian Macroeconomic Theory: A Foundation for Successful Economic Policies for the Twenty-first Century. Cheltenham, UK and Brookfield, VT: Edward Elgar. (ポール・デヴィッドソン『ポスト・ケインズ派のマクロ経済学: 21 世紀の経済政策を求めて』渡辺良夫・小山庄三訳、東京:多賀出版、1997年)
- Fisher, Irving (1911) *The Purchasing Power of Money*. New York, NY: Macmillan. (アーヴィング・フィッシャー 『貨幣の購買力』 金原賢之助・高城仙次郎共訳,東京: 改造社, 1936 年)
- Kalecki, Michał (1929) "W sprawie aktywizacji bilansu handlowego (On Activating the Balance of Trade)." *Przemyst i Handel*, 10/30, pp. 1295-1297. As translated in Osiatyński (Ed.) (1990b), pp. 15-20.
- Kalecki, Michał (1930) "Symptomatyczne wskaźnik dochodów mas konsumentów oraz ruchu inwestycyjnego (Symptomatic Indices of Consumers' Incomes and Investment Activity)."
 - Koniunktura Gospodarcza, 3/12, pp. 327-329. As translated in Osiatyński (Ed.) (1996), pp. 224-229.
- Kalecki, Michał (1931) "Zbyt nici jako symptomat koniunktury włókienniczej (Sales of Thread as an Indicator of Textile Business)." *Koniunktura Gospodarcza*, 4/2, pp. 56-59. As translated in Osiatyński (Ed.) (1996), pp. 233-238.
- Kalecki, Michał (1933) Próba teorii koniunktury (Essay on the Business Cycle Theory). Warszawa: Instytut Badania Koniunktur Gospodarczych i Cen. As translated in Osiatyński (Ed.) (1990b), pp. 65-108.

- Kalecki, Michał (1935a) "Essai d'une théorie du mouvement cyclique des affaires." Revue d'economie politique, 49 (2), pp. 285-305.
- Kalecki, Michał (1935b) "A Macrodynamic Theory of Business Cycles." Econometrica, 3 (3), pp. 327-344.
- Kalecki, Michał (1937a) "A Theory of the Business Cycle." Review of Economic Studies, 4 (2), pp. 77-97.
- Kalecki, Michał (1937b) "The Principle of Increasing Risk." Economica, 4 (16), pp. 440-447.
- Kalecki, Michał (1938) "The Determinants of Distribution of the National Income." Econometrica, 6 (2), pp. 97-112.
- Kalecki, Michał (1939a) Essays in the Theory of Economic Fluctuations. London: Allen and Unwin. (M. カレツキ 『ケインズ雇傭と賃銀理論の研究』 増田操訳,東京:戦争文化研究所,1944年)
- Kalecki, Michał (1939b) "Money and Real Wages." In Kalecki (1939a), pp. 75-92.
- Kalecki, Michał (1943) "Political Aspects of Full Employment." *Political Quarterly*, 14 (4), pp. 322-331. (M. カレツキ「完全雇用の政治的側面」〔縮約版〕『資本主義経済の動態理論』浅田統一郎・間宮陽介共 訳, 東京:日本経済評論社, 1984 年, 141-147 頁)
- Kalecki, Michał (1968) "Trend and Business Cycle Reconsidered." Economic Journal, 78 (2), pp. 263-276.
- Keynes, John Maynard (1936) *The General Theory of Employment, Interest and Money.* London: Macmillan. (ケインズ 『雇用、利子および貨幣の一般理論』上・下巻、間宮陽介訳、東京:岩波書店、2008年)
- Klein, Lawrence Robert (1947) *The Keynesian Revolution*. New York: Macmillan. (L. R. クライン 『ケインズ革命』篠原三代平・宮沢健一訳,東京:有斐閣,初版 19532 年,新版 1965 年)
- Klein, Lawrence Robert (1964) "The Keynesian Revolution Revisited." *Economic Studies Quarterly*, 15 (1), pp. 1-24. (L. R. クライン「ケインズ革命再考」『ケインズ革命』 (新版) 篠原三代平・宮沢健一訳, 東京:有斐閣, 1965 年, 231-265 頁)
- Klein, Lawrence Robert (1966) The Keynesian Revolution. 2nd ed. New York: Macmillan.
- Osiatyński, Jerzy (1990a) "Editorial Notes and Annexes." In Osiatyński (Ed.) (1990b), pp. 421-594.
- Osiatyński, Jerzy (Ed.) (1990b) Collected Works of Michał Kalecki, Volume I: Capitalism: Business Cycle and Full Employment. Oxford: Oxford University Press.
- Osiatyński, Jerzy (1991a) "Editorial Notes and Annexes." In Osiatyński (Ed.) (1991b), pp. 475-615.
- Osiatyński, Jerzy (Ed.) (1991b) Collected Works of Michał Kalecki, Volume II: Capitalism: Economic Dynamics. Oxford: Oxford University Press.
- Osiatyński, Jerzy (Ed.) (1996) Collected Works of Michał Kalecki, Volume VI: Studies in Applied Economics 1927-1941. Oxford: Oxford University Press.
- Samuelson, Paul Anthony (1939) "A Synthesis of the Principle of Acceleration and the Multiplier." Journal of Political Economy, 47 (6), pp. 786-797. (サムエルソン「加速度原理と乗数の綜合」『乗数理論と加速度原理』高橋長太郎監訳、東京: 勁草書房、1953 年、49-65 頁)
- Samuelson, Paul Anthony (1980) *Economics*. 11th ed. New York: McGraw-Hill. (P. A. サムエルソン『経済学』 (原書第11版) 上・下巻,都留重人訳,東京:岩波書店,1981年)
- Weintraub, Eliot Roy (1979) Microfoundations. Cambridge: Cambridge University Press.

日本語文献

- 松谷泰樹 (2004)「カレツキ経済学の基本構造の成立過程」『三田学会雑誌』(慶應義塾経済学会) 97 巻 2 号, 59-80 頁。
- 松谷泰樹 (2019)「『45 度線モデル』について」『MACRO REVIEW』(日本マクロエンジニアリング学会) 31 巻 2 号, 36-79 頁。
- 松谷泰樹 (2020)「マクロ経済学の『基本前提』: カレツキの有効需要の原理」『拓殖大学論集 政治・経済・ 法律研究』(拓殖大学政治経済研究所) 第 23 巻第 1 号, 121-133 頁。
- 松谷泰樹 (2021a) 「方法論的個人主義ではなく方法論的集団主義:カレツキのマクロ経済学の方法論」

『MACRO REVIEW』(日本マクロエンジニアリング学会) 33 巻 2 号, 71-101 頁。

- 松谷泰樹 (2021b)「カレツキのマクロ経済学のミクロ的基礎: 有効需要の原理」『拓殖大学論集 政治・経済・法律研究』 (拓殖大学政治経済研究所) 第24巻第1号, 1-30頁。
- 松谷秦樹 (2022)「『合成の誤謬』について:カレツキの有効需要の原理」『MACRO REVIEW』(日本マクロエンジニアリング学会) 35 巻 2 号、38-78 頁。

(原稿受付 2023 年 6 月 19 日)

拓殖大学研究所紀要投稿規則

(目的)

第1条 拓殖大学(以下,「本学」という。)に附置する,経営経理研究所,政治経済研究所,言語文化研究所,理工学総合研究所,人文科学研究所,国際開発研究所,日本語教育研究所および地方政治行政研究所(以下,「研究所」という。)が刊行する紀要には,多様な研究成果及び学術情報の発表の場を提供し,研究活動の促進に供することを目的とする。

(紀要他)

- 第2条 研究所の紀要は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 経営経理研究所紀要『拓殖大学 経営経理研究』
 - (2) 政治経済研究所紀要『拓殖大学論集 政治·経済·法律研究』
 - (3) 言語文化研究所紀要『拓殖大学 語学研究』
 - (4) 理工学総合研究所紀要『拓殖大学 理工学研究報告』
 - (5) 人文科学研究所紀要『拓殖大学論集 人文・自然・人間科学研究』
 - (6) 国際開発研究所紀要『国際開発学研究』
 - (7) 日本語教育研究所紀要『拓殖大学 日本語教育研究』
 - (8) 地方政治行政研究所紀要『拓殖大学 政治行政研究』
- 2 研究所長は、次の事項について毎年度決定する。
- (1) 投稿する原稿(以下,「投稿原稿」という。)及び紀要の『投稿原稿表紙』の提出日
- (2) 投稿原稿の査読等の日程

(投稿資格)

- 第3条 紀要の投稿者(共著の場合,投稿者のうち少なくとも1名)は、原則として研究所の専任教員、兼担研究員および兼任研究員(以下「研究所員」という。)とする。
- 2 研究所の編集委員会が認める場合には、研究所員以外も投稿することができる。
- 3 研究所の編集委員会は、前項に規定する研究所員以外のうち、講師(非常勤)の投稿について、年度1 回を限度に認めることができる。

(著作権)

- 第4条 投稿者は、紀要に掲載された著作物が、本学機関リポジトリ(以下「リポジトリ」という。)において公開されることおよび当該著作物の著作権のうち複製権・公衆送信権の権利行使を研究所に委託することを許諾しなければならない。
- 2 共同執筆として紀要に掲載する場合には、共同執筆者全員がリポジトリにおいて公開されることおよび 当該著作物の著作権のうち複製権・公衆送信権の権利行使を研究所に委託することについて承諾し、投稿 代表者に承諾書を提出しなければならない。投稿代表者は、共同執筆者全員の承諾書を投稿する原稿と一 緒に研究所に提出しなければならない。

(執筆要領および投稿原稿)

- 第5条 投稿原稿は、研究所の紀要執筆要領の指示に従って作成する。
- 2 投稿原稿は、図・表を含め、原則として返却しない。
- 3 学会等の刊行物に公表した原稿あるいは他の学会誌等に投稿中の原稿は、紀要に投稿することはできない(二重投稿の禁止)。

(原稿区分他)

第6条 投稿原稿区分は、次の表1、2のとおり定める。

表1 投稿原稿区分:第2条に規定する理工学総合研究所を除く研究所

(1)論文	研究の課題,方法,結果,含意 (考察),技術,表現について明確であり,独創性および 学術的価値のある研究成果をまとめたもの。
(2)研究ノート	研究の中間報告で、将来、論文になりうるもの(論文の形式に準じる)。新しい方法の提示、新しい知見の速報などを含む。
(3)抄録	本条第5項に該当するもの。
(4)その他	上記区分のいずれにも当てはまらない原稿(公開講座記録等)については、編集委員会において取り扱いを判断する。また、編集委員会が必要と認めた場合には、新たな種類の原稿を掲載することができる。

表 2 投稿原稿区別:理工学総合研究所

①論文,②研究速報,③展望・解説,(4)設計・製図,⑤抄録(発表作品の概要を含む),⑥その他(公開講座記録等)

- 2 投稿原稿区分は、投稿者が選定する。ただし、紀要への掲載にあたっては、査読結果に基づいて、編集 委員会の議を以て、投稿者に掲載の可否等を通知する。
- 3 紀要への投稿が決定した場合には、投稿者は 600 字以内で要旨を作成し、投稿した原稿のキーワードを 3~5 個選定する。ただし、要旨には、図・表や文献の使用あるいは引用は、認めない。
- 4 研究所研究助成を受けた研究所員の研究成果発表(原稿)の投稿原稿区分は、原則として論文とする。
- 5 研究所研究助成を受けた研究所員が、既に学会等で発表した研究成果(原稿)は、抄録として掲載する ことができる。

(投稿料他)

- 第7条 投稿者には、一切の原稿料を支払わない。
- 2 投稿者には、抜き刷りを30部まで無料で贈呈する。但し、査読を受けた論文等に限る。

(リポジトリへの公開の停止及び削除)

第8条 投稿者よりリポジトリへの公開の停止及び削除の申し出があった場合または編集委員会がリポジトリへの公開の停止及び削除が必要と判断した場合には、リポジトリへの公開の停止及び削除をおこなうことができる。

(その他)

第9条 本投稿規則に規定されていない事柄については、編集委員会の議を以て決定する。

(改座)

第10条 この規則の改廃は、研究所運営委員会の議を経て研究所運営委員会委員長が決定する。

附則

この規則は、令和2年3月1日から施行する。

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

拓殖大学政治経済研究所紀要 『拓殖大学論集 政治・経済・法律研究』執筆要領

1. 発行回数

本紀要は、原則として年2回発行する。その発行のため、以下の原稿提出締切日を厳守する。

(1)	原稿は,	6月末日締切	-	10 月発行
(2)	原稿は,	10 月末日締切	_	3月発行

2. 使用言語

言語は、日本語又は英語とする。

ただし、これら以外の言語での執筆を希望する場合は、事前に政治経済研究所編集委員会(以下「編集委員会」という)に申し出て、その承諾を得たときは、使用可能とするが、必ず外国語に通じた人の入念な校閲を受け、日本語訳も添付する。

3. 様式

投稿原稿は、完成原稿とし、原則としてワープロ原稿(A4 用紙を使用し、横書き、1 行 43 字× 34 行 でプリント)2 部を編集委員会宛に提出する。

- (1) 数字は、アラビア数字を用いる。
- (2) ローマ字(及び欧文)の場合は、ダブルスペースで43行。1行の語数は日本語43文字分。
- (3) 原稿の分量は、本文と注及び図・表を含め、原則として、以下のとおりとする。 なお、日本語以外の言語による原稿の場合もこれに準ずる。

1	論文	40,000字(1行43字×34行で27頁)以内	} A4 縦版・横書
2	上記以外のもの	20,000字(1 行 43 字× 34 行で 14 頁)以内	A4 桃似·倾音

上記分量を超えた投稿原稿は、編集委員会で分割掲載等の制限をおこなうこともある。

投稿者の希望で、本紀要の複数号にわたって、同一タイトルで投稿することはできない。

ただし、編集委員会が許可した場合に限り、同一タイトルの原稿を何回かに分けて投稿することができる。その場合は、最初の稿で全体像と回数を明示しなければならない。

(4) 上記以外の様式にて、投稿原稿の提出する場合には、編集委員会と協議する。

4. 投稿原稿

- (1) 原稿区分は、「拓殖大学 研究所紀要投稿規則」に記載されている種別のいずれかとするが、「その他」の区分、定義については付記のとおりとする。
- (2) 投稿原稿の受理日は、編集委員会に到着した日とする。
- (3) 投稿は完成原稿の写しを投稿者が保有し、原本を編集委員会宛とする。
- (4) 投稿原稿数の関係で、紀要に掲載できない場合には、拓殖大学政治経済研究所長(以下「所長」という)より、その旨を執筆者に通達する。

5. 図・表・数式の表示

- (1) 図・表の使用は、必要最小限にし、それぞれに通し番号と図・表名を付けて、本文中に挿入位置と原稿用紙上に枠で大きさを指定する。図・表も分量に含める。
- (2) 図および表は、コンピューター等を使って、きれいに作成すること。
- (3) 数式は、専用ソフトを用いて正確に表現すること。

6. 注・参考文献

(1) 注は、本文中に(右肩に片パーレンで)通し番号とし、後注方式により本文の最後に一括して記載する。

ただし、脚注が相応しいと判断する場合、それも可とする。また、引用、参考文献の表記についても 同様とする。

(2) 英文表記の場合は、例えば、The Chicago Manual of Style 等を参考にする。

7. 原稿の提出

投稿原稿と一緒に、『拓殖大学論集 政治・経済・法律研究』投稿原稿表紙に必要事項の記入、「拓殖大学機関リポジトリへの公開等の許諾」に捺印し、原稿提出期日までに添付する。

8. 原稿の審査・変更・再提出

- (1) 投稿原稿の採否は、編集委員会の指名した査読者の査読結果に基づいて、編集委員会が決定する。編 集委員会は、原稿の区分の変更を投稿者に求める場合もある。
- (2) 提出された投稿原稿は、編集委員会の許可なしに変更してはならない。
- (3) 編集委員会は、投稿者に若干の訂正あるいは書き直しを要請することができる。
- (4) 編集委員会は、紀要に掲載しない事を決定した場合は、所長名の文書でその旨を執筆者に诵達する。

9. 投稿原稿の雷子媒体の提出

投稿者は、編集委員会の査読を経て、修正・加筆などが済み次第、A4版用紙(縦版、横書き)にプリントした完成原稿1部と電子媒体を提出すること。

電子媒体の提出時には、コンピューターの機種名と使用 OS とソフトウェア名及びバージョン名を明記すること。

なお、手元には、必ずオリジナルの投稿原稿のデータを保管しておくこと。

10. 校正

投稿原稿の校正については、投稿者が初校および再校を行い、所長が三校を行う。

この際の校正は、最小限の字句に限り、版組後の書き換え、追補は認めない。

校正は、所長の指示に従い、迅速に行う。

校正が、決められた期日までに行われない場合には、紀要に掲載できないこともある。

11. 改廃

この要領の改廃は、政治経済研究所会議の議を経て、所長が決定する。

附則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

付記:「その他」の区分・定義について

1	判例研究:	裁判事案の判決(要旨)の紹介とその解説及び批評等。
2	解説論文:	他の専門分野の人々にも分かるように、研究内容を解説したもの。
3	講 演:	研究所が主催する講演会の記録を掲載するもの。
4	シンポジウム:	研究所が主催するシンポジウムの記録を掲載するもの。紙上のシンポジウムを含む。
(5)	書 評:	専門領域の学術図書についての書評。
6	随想:	自由な形式で教育や研究の課程で得た着想を述べたもの。
7	通 信:	個人、特定の団体に向けて書かれた通信文。教育・研究に関する主題に限る。
8	報告:	学界展望など。研究所からの通知を含む。
9	資 料:	上の範疇以外で教育・研究上有用であると考えられるもの。

以上

執筆者紹介(目次掲載順)

平山 勉(ひらやま・つ と む)政経学部准教授 日本経済史,日本経営史

渡邉 泰洋 (わたなべ・やすひろ) 政 経 学 部 准 教 授 犯罪学、刑事政策

大塚 雄祐 (おおつか・ゆうすけ) 政 経 学 部 助 教 刑法, 刑事訴訟法

松谷 泰樹 (ま つ や・ひ ろ き) 政経学部講師 (非常勤) マクロ経済学, 経済変動論

本誌のタイトル『拓殖大学論集』は、昭和30年(1955年)の第9号を「創立55周年記念」とするに際して、本学第10代総長・政治学博士・矢部貞治によって揮筆されたものです。

拓殖大学論集 政治・経済・法律研究 第 26 巻第 1 号 ISSN 1344-6630

(拓殖大学論集 331) ISSN 0288-6650

2023年(令和5年)10月25日 印 刷 2023年(令和5年)10月31日 発 行

編 集 拓殖大学政治経済研究所編集委員会

編集委員 松井謙一郎 宮永輝 杉浦立明 長友昭 近藤和貴

発 行 者 拓殖大学政治経済研究所長 松井謙一郎

発 行 所 拓殖大学政治経済研究所

〒112-8585 東京都文京区小日向3丁目4番14号

Tel. 03-3947-7595

印刷所 ㈱外為印刷

THE REVIEW OF TAKUSHOKU UNIVERSITY: POLITICS, ECONOMICS and LAW

Vol. 26 No.1 October 2023

Articles Tsutomu HIRAYAMA	Changes in the Concept of Cooperative Association in the Mold and Die Industry during the High-Growth Period.	(1)		
Yasuhiro WATANABE	What Makes the Problem-Solving Policing Work? : From Reactive To Proactive	(17)		
Yusuke Ohtsuka	Die Absicht der Löschung oder Beschädigung von Informationen und Zueignungsabsicht	(47)		
Hiroki Matsuya	On the "Kalecki System"	(65)		
Submission of Manusc	ript	• (93)		
Instructions for Contributors (

Edited and Published by INSTITUTE FOR RESEARCH IN POLITICS & ECONOMICS TAKUSHOKU UNIVERSITY

Kohinata, Bunkyo-ku, Tokyo 112–8585, JAPAN